

平成27年度 長野県地域防災計画 修正一覧

平成28年1月29日 防災会議幹事会

章	項目	風水害 対策編	震災 対策編	火山災害 対策編	主な修正・追記項目
第1章	総則				
	計画作成の趣旨	第1節	第1節	第1節	「長野県強靱化計画」策定に基づく地域防災計画への位置づけ
	防災の基本理念及び施策の概要	第2節	第2節	第2節	防災基本計画の修正反映、字句修正
	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第3節	第3節	第3節	字句修正、防災基本計画の修正反映(火山編)、活動火山特別措置法改正の反映(火山編)
第2章	災害予防計画				
	風水害に強い県づくり	第1節	—	—	防災基本計画の修正反映、字句修正
	地震に強い県づくり	—	第1節	—	防災基本計画の修正反映(首都直下地震緊急対策基本計画追加)
	火山災害に強い県づくり	—	—	第1節	防災基本計画の修正反映、活動火山対策特別措置法の改正反映
	災害発生直前対策			第2節	活動火山対策特別措置法の改正反映
	情報の収集・連絡体制計画	第3節	第2節	第3節	防災基本計画の修正反映、字句修正、県独自修正(「長野県地震被害予測システム」の活用追記)
	活動体制計画	第4節	第3節	第4節	防災基本計画の修正反映、活動火山対策特別措置法の改正反映
	広域相互応援計画	第5節	第4節	第5節	防災基本計画の修正反映、中央日本四県協定修正
	救急・救助・医療計画	第6節	第5節	第6節	時点修正、字句修正
	消防・水防活動計画	第7節	第6節	第7節	時点修正
	避難の受入活動計画	第11節	第10節	第11節	防災基本計画の修正反映、活動火山対策特別措置法の改正反映
	孤立防止対策	第12節	第11節	第12節	字句修正
	給水計画	第14節	第13節	第14節	時点修正、「安心の蛇口」「川中島の水」記載
	電気施設災害予防計画	第17節	第16節	第17節	字句修正
	都市ガス施設災害予防計画	第18節	第17節	第18節	時点修正
	上水道施設災害予防計画	第19節	第18節	第19節	県独自修正(水道事業者が実施する計画追記)
	下水道施設等災害予防計画	第20節	第19節	第20節	字句修正、県独自修正(業務継続計画に基づく対応追記)
	通信・放送施設災害予防計画			第21節	県独自修正(携帯電話不感地域解消の追記)
	土砂災害等の災害予防計画	第24節	第23節	第24節	時点修正、字句修正
	建築物災害予防計画		第25節	第26節	字句修正、防災基本計画の修正反映(火山編)
	道路及び橋梁災害予防計画	第27節	第26節	第27節	県独自修正(中央日本四県協定)

章	項目	風水害 対策編	震災 対策編	火山災害 対策編	主な修正・追記項目
	ため池災害予防計画	第29節	第28節	第29節	字句修正
	農林水産物災害予防計画	第30節	第29節	第30節	字句修正
	防災知識普及計画	第32節	第32節	第32節	防災基本計画の修正反映、活動火山対策特別措置法の改正反映
	防災訓練計画	第33節	第33節	第33節	防災基本計画の修正反映、活動火山対策特別措置法の改正反映
	災害復旧・復興への備え	第34節	第34節	第34節	字句修正
	自主防災組織等の育成に関する計画	第35節	第35節	第35節	長野県強靱化計画の反映、県独自修正、地域防災防活動の強化
	観光地の災害予防計画			第40節	防災基本計画の修正反映、活動火山対策特別措置法の改正反映、長野県独自修正（登山計画書の提出）
第3章 災害応急対策計画					
	災害直前活動	第1節			防災基本計画修正の反映、字句修正、時点修正
	災害情報の収集・連絡活動	第2節	第1節		字句修正、県独自修正（地震：通信途絶地域における「長野県地震被害予測システム」の活用）
	非常参集職員の活動	第3節			字句修正、NGO・NPO追記、中部電気保安協会・中央日本四県協定追記
	広域相互応援活動	第4節	第3節	第4節	字句修正、県独自修正（中央日本四県協定追記）、防災基本計画修正反映（地震）
	自衛隊の災害派遣	第6節	第5節	第6節	字句修正、防災業務計画内容の反映
	救助・救急・医療活動	第7節	第6節	第7節	字句修正
	要配慮者に対する応急活動	第9節	第8節	第9節	防災基本計画修正の反映、字句修正
	緊急輸送計画	第10節	第9節	第10節	防災基本計画修正の反映
	障害物の処理活動		第10節	第11節	字句修正、防災基本計画修正の反映（火山編）、活動火山特別措置法の改正反映
	避難受入れ及び情報提供活動	第12節	第11節	第12節	防災基本計画修正の反映、字句修正、多様な手段による情報伝達、臨時災害放送局の開設追記
	飲料水の調達供給活動	第15節	第13節	第15節	時点修正、「安心の蛇口」「川中島の水」記載
	保健衛生、感染症予防活動	第17節	第16節	第17節	字句修正、継続ケア追記
	遺体の捜索及び対策等の活動	第18節	第17節	第18節	防災基本計画修正の反映、「長野県広域火葬計画」の追記
	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	第20節	第19節	第20節	防災基本計画修正の反映
	電気施設応急活動	第22節	第21節	第22節	字句修正
	上水道施設応急活動	第24節	第23節	第24節	「災害時応急措置協定」追記
	下水道施設等応急活動計画	第25節	第24節	第25節	字句修正
	土砂災害等応急活動	第29節	第28節	第29節	防災基本計画修正の反映、ライフライン事業者との情報共有追記、警戒避難情報の提供、字句修正
	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	第33節	第32節	第33節	防災基本計画修正の反映、県独自修正（緊急点検結果に基づく必要な措置追記）

章	項目	風水害 対策編	震災 対策編	火山災害 対策編	主な修正・追記項目
	農林水産物災害応急活動	第35節	第34節	第35節	字句修正
	文教活動	第36節	第35節	第36節	字句修正
	NPO・NGO等との連携	第39節			県独自修正(新規追加)
	義援物資及び義援金の受入れ体制	第40節	第38節	第39節	字句修正
第4章 災害復旧計画					
	迅速な現状復旧の進め方	第2節	第2節	第2節	字句修正
	計画的な復興	第3節	第3節	第3節	防災基本計画修正の反映
	被災者等の生活再建等の支援	第5節	第5節	第5節	防災基本計画修正の反映
第5章 東海地震に関する事前対策活動（震災対策編）					
	情報収集伝達計画		第3節		字句修正
	広報計画		第4節		字句修正
	避難活動等		第5節		字句修正
	児童生徒等の保護活動計画		第8節		字句修正
	警備対策		第10節		字句修正
	交通対策		第13節		字句修正
第5章 継続災害への対応方針（火山災害対策編）					
その他災害対策編					
	雪害対策編				
	第1章 災害予防計画		第1節		字句修正
	第2章 災害応急対策計画		第2節		字句修正
	航空災害対策編				
	第1章 災害予防計画		第1節		字句修正
	第1章 災害予防計画		第3節		中央日本四県協定追記

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成7年の梅雨前線豪雨災害や、平成18年7月豪雨災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p>3 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。</p> <p>4 <u>長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等</u> <u>長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」を基本とし、基本目標である</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 人命の保護が最大限図られること</u> <u>2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること</u> <u>3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること</u> <u>4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること</u> <u>5 流通・経済活動が停滞しないこと</u> <u>6 二次的な被害を発生させないこと</u> <u>7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること</u> <p><u>を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成7年の梅雨前線豪雨災害や、平成18年7月豪雨災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p>3 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>本県は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。</p> <p>(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害に強い県づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。</p> <p>(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。</p> <p>(ウ) 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により国民の防災活動の環境を整備する。</p> <p>(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。</p> <p>(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>本県は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。</p> <p>(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害に強い県づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。</p> <p>(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。</p> <p>(ウ) 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により国民の防災活動の環境を整備する。</p> <p>(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。</p> <p>(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配</p>

下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- (ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
 - (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 県、市町村、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- (ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
 - (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 県、市町村、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

- 2 県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。
- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 県民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

- 2 県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。
- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 県民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

新

**第3節 防災上重要な機関の実施責任と
 処理すべき事務又は業務の大綱**

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

旧

**第3節 防災上重要な機関の実施責任と
 処理すべき事務又は業務の大綱**

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

2 市町村	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 市町村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市町村の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
3 指定地方行政機関	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野支局)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

2 市町村	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 市町村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市町村の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
3 指定地方行政機関	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野地域センター)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

(5) 中部森林管理局	ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器</u> の貸出に関すること。
(14) 長野労働局	ア 事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。
-------------------	-------------------------------------------------------------------

(5) 中部森林管理局	ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
(14) 長野労働局	ア 事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。
-------------------	-------------------------------------------------------------------

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) 信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(東海鉄道事業本部)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
(10) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
(12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(2) 日本郵便(株) 信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
(10) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
(12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。

(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株) ア ガス施設の保全、保安に関する事 イ ガスの供給に関する事。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事。
(5) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、須高ケーブルテレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。
(10) (一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関する事。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関する事。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 オ 農産物の需給調整に関する事。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関する事。
(4) 商工会、商工会	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。

(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株) ア ガス施設の保全、保安に関する事。 イ ガスの供給に関する事。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事。
(5) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、須高ケーブルテレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。
(10) (一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関する事。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関する事。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 オ 農産物の需給調整に関する事。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関する事。
(4) 商工会、商工会	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。

議所等商工業関係団体	と。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する事 ウ 災害時における物価安定の協力に関する事 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事。
(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における教育対策に関する事。 ウ 被災施設の災害復旧に関する事。
(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関する事。 イ 防護施設の整備に関する事。
(10) 青年団、婦人会等	ア 県、市町村が行う災害応急対策の協力に関する事。

議所等商工業関係団体	と。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する事。 ウ 災害時における物価安定の協力に関する事。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事。
(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における教育対策に関する事。 ウ 被災施設の災害復旧に関する事。
(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関する事。 イ 防護施設の整備に関する事。
(10) 青年団、婦人会等	ア 県、市町村が行う災害応急対策の協力に関する事。

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、<u>将来の気候変動の影響等外部環境の変化や</u>、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い県土を形成する。 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(1) 現状及び課題 県内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。 (エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。 b 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の<u>造成及び維持</u>を図る。 d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。 (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い県土を形成する。 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(1) 現状及び課題 県内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。 (エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。 b 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。 d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。 (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。</p>

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い市町村土の形成を図るため、ア(エ)の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。
- b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。
- c 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - (c) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害等の公表や土砂災害警戒区域等の指定による、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - (f) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い市町村土の形成を図るため、ア(エ)の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。
- b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。
- c 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - (c) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害等の公表や土砂災害警戒区域等の指定による、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - (f) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点

的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

- (g) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表する。
- (h) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - ア. 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - イ. 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - ウ. 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
 - エ. 勧告による移転者への融資、資金の確保
 - なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。
- (i) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進
- (j) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (k) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保
 - a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。
 - b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
 - b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
 - c ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。
- (エ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
 - d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・

的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

- (g) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。
- (h) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - ア. 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - イ. 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ. 勧告による移転者への融資、資金の確保
- (i) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
- (j) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (k) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保
 - a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - c 強風による落下物の防止対策を図る。
 - d 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
 - b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
 - c ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。
- (エ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
 - d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・

輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。
- b 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。
- c 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。
- d 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。
- e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - (c) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な市町村土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - (f) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - (g) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、

輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a- 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。
- b- 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。
- c- 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。
- d- 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- e- 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - (c) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な市町村土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - (f) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - (g) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進

救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

(h) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

(i) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(j) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性

a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。

b 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

d 強風による落下物の防止対策を図るものとする。

e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、

(h) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備

(i) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(j) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性

a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

c 強風による落下物の防止対策を図るものとする。

d 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、

電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 現状及び課題 情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部) (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。(危機管理部) (ウ) 市町村に派遣する情報連絡員が、円滑に情報収集・連絡等の活動が行うことができるよう体制の整備を行う。(危機管理部) (エ) 関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。(建設部) (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。(警察本部) (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部) (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部) (ク) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部) (ケ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。<u>(危機管理部)</u> (コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 現状及び課題 情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部) (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。(危機管理部) (ウ) 市町村に派遣する情報連絡員が、円滑に情報収集・連絡等の活動が行うことができるよう体制の整備を行う。(危機管理部) (エ) 関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。(建設部) (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。(警察本部) (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部) (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部) (ク) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部) (ケ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 (コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p>

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
- (オ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (カ) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
- (ク) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 県、市町村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や浸水する危険性の低い堅固な場所への非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 電気通信回線は災害時の使用を考慮し、十分な回線容量の確保を行う。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。(危機管理部)
- (エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (カ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
- (オ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (カ) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
- (ク) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 県、市町村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、~~パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図るものとする。~~
また、~~これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。~~

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- ~~(イ)~~ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。(危機管理部)
- ~~(ウ)~~ 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- ~~(エ)~~ 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- ~~(オ)~~ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用

する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。
- (カ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。
- (カ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。 (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 また、必要に応じ見直しを行う。(詳細は第3章第3節非常参集職員の活動に掲載) (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。 (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 (カ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。 その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。 また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。 (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。 (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外</p>	<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。 (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 また、必要に応じ見直しを行う。(詳細は第3章第3節非常参集職員の活動に掲載) (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。 (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 (カ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。 その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。 また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。 (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。 (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外</p>

部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。
現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県防災会議（危機管理部）
災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。
防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。
組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

- (イ) 災害危険地域対策部会（建設部）
災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

イ【市町村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。
また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。
さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心と

部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。
現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県防災会議（危機管理部）
災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。
防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。
組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

- (イ) 災害危険地域対策部会（建設部）
災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

イ【市町村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。
また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。
さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心と

なる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。
(総務部)
- (イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ確かな応急対策活動を実施できるようにする。
(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。
また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

なる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。
(総務部)
- (イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ確かな応急対策活動を実施できるようにする。
(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。
また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。 4 県において、他の都道府県等との相互応援体制の確立を図る。 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1) 現状及び課題 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。</p> <p>(2) 実施計画 【県、市町村及び関係機関が実施する計画】 (ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えるものとする。<u>(危機管理部)</u> (イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。<u>(危機管理部)</u> (ウ) <u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局)</u></p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題 県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。 このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成27年11月1日現在、<u>168</u>協定である。 今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（危機管理部） 県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。 4 県において、他の都道府県等との相互応援体制の確立を図る。 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1) 現状及び課題 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。</p> <p>(2) 実施計画 【県、市町村及び関係機関が実施する計画】（危機管理部） (ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えるものとする。 (イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題 県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。 このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成26年11月4日現在、163協定である。 今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（危機管理部） 県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。</p>

- (ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。
- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努めるものとする。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防協会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。
- (イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

4 他の都道府県等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努めるものとする。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防協会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。
- (イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

4 他の都道府県等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協

全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する9県及び名古屋市による「災害時等の応援に関する協定」並びに新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県（新潟県・山梨県・長野県・静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。

また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」を締結している。

これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 関係都道府県等の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。

ウ 迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

エ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。

オ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

(a) 同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する9県及び名古屋市による「災害時等の応援に関する協定」並びに新潟県と「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」を締結している。

これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 関係都道府県等の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。

ウ 迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

エ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。

オ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

(a) 同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

7 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、広域防災拠点として選定した松本空港及び松本平広域公園周辺他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。

また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点を予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村及び関係機関が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県は市町村及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

(イ) 選定された拠点ごとに、県、市町村及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

(ウ) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握するものとする。

(エ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

るものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

7 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、広域防災拠点として選定した松本空港及び松本平広域公園周辺他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。

また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点を予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村及び関係機関が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県は市町村及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

(イ) 選定された拠点ごとに、県、市町村及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

(ウ) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握するものとする。

(エ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び防災拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%、救急自動車98.3%である。 これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。 (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。 (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。 (エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。 a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成26年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車29台、救急自動車144台(うち高規格救急自動車119台)であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車83.8%[※]、救急自動車98.3%[※]である。(※÷H24.4.1現在) これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。 (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。 (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。 (エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。</p>

- (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
- (b) 照明用資機材
- (c) 可搬式標識、表示板
- (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
 - その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
 - また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の

- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
 - その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
 - また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、~~保健所~~等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の災害に対する安全性の確保等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。
また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の災害に対する安全性の確保等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。
また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、広域搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制を確保する。
また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。
- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。
- (ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、郡市医師会、（一社）長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、（公社）長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。
- (イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。
- (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。（危機管理部、健康福祉部）
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制を確保する。
また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。
- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。
- (ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、郡市医師会、（一社）長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、（公社）長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。
- (イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。
- (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。（危機管理部、健康福祉部）
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）

部)

- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。(危機管理部)
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

部)

- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。(危機管理部)
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第1 基本方針 大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>第2 主な取組み 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>第3 計画の内容 1 消防計画 (1) 現状及び課題 平成27年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署所数93、消防職員数2,462人、消防団員数35,311人である。また、平成27年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員64.2%、消防団員79.7%、消防ポンプ自動車100.6%で、いまだ十分な状況であるとはいえない。 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。(危機管理部) (イ) 市町村に対し、市町村消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。(危機管理部) (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部) (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。(危機管理部、農政部) (オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第1 基本方針 大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>第2 主な取組み 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>第3 計画の内容 1 消防計画 (1) 現状及び課題 平成26年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数14、消防署所数94、消防職員数2,483人、消防団員数35,370人である。また、平成24年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員58.4%、消防団員79.8%、動力消防ポンプ98.8%で、いまだ十分な状況であるとはいえない。 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。(危機管理部) (イ) 市町村に対し、市町村消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。(危機管理部) (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部) (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。(危機管理部、農政部) (オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。</p>

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、

次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本県の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設置
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備

次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本県の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設置
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備

- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (サ) 水防団員の定員基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (ス) 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- (チ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (コ) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。
- (サ) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (シ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。
- (セ) 水防機関の整備
- (ソ) 水防計画の策定
- (タ) 水防協議会の設置
- (チ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟

- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (サ) 水防団員の定員基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (ス) 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- (チ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (コ) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。
- (サ) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (シ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。
- (セ) 水防機関の整備
- (ソ) 水防計画の策定
- (タ) 水防協議会の設置
- (チ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟

- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(ツ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

(ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等につ

- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(ツ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

(ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等につ

いて市町村長に報告するものとする。

いて市町村長に報告するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 <u>（ア） 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> <u>（イ） 市町村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。</u> <u>（ウ） 県及び市町村は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。</u> <u>（エ） 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</u> イ【県が実施する計画】 （ア） 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局）</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 （ア） 市町村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。 <u>（イ） 県及び市町村は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。</u> （ウ） 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。 イ【県が実施する計画】 （ア） 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局）</p>

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。(県民文化部、健康福祉部)
- (ウ) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの安全性について助言する。(危機管理部、建設部)
- (エ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (カ) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (キ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)
- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難計画の作成
 - 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
 - a 避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
 - b 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法
(避難勧告、避難指示、避難準備情報については第3章第12節を参照)
 - c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。(県民文化部、健康福祉部)
- (ウ) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの安全性について助言する。(危機管理部、建設部)
- (エ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (カ) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (キ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)
- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難計画の作成
 - 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
 - a 避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
 - b 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法
(避難勧告、避難指示、避難準備情報については第3章第12節を参照)
 - c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持

- (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務

h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

(イ) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。（全機関）
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。
- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。

- (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務

h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

(イ) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。（全機関）
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。
- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。

- e 避難する時、誰が何をもち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部門)

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。
なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

- e 避難する時、誰が何をもち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部門)

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。
なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。
- (ウ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (イ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものと

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。
- (ウ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (イ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものと

する。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。

(ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

(コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

(サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

(シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。

(ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(セ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)

(イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】 (建設部)

(ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)

(イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)

(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)

(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)

a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

する。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。

(ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

(コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

(サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

(シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。

(ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(セ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)

(イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】 (建設部)

(ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)

(イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)

(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)

(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)

a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

- b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
- c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

- (ア) 防災計画（教育委員会）
 - a 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
 - b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
 - c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 風水害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

- b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
- c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

- (ア) 防災計画（教育委員会）
 - a 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
 - b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
 - c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 風水害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

- (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 風水害時における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）
学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。
a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理（教育委員会）
風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育委員会）
a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
(a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
(b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
(c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
(d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。
- (オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）
私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

- (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 風水害時における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）
学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。
a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理（教育委員会）
風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育委員会）
a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
(a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
(b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
(c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
(d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。
- (オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）
私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

新	旧												
<p>第12節 孤立防止対策</p>	<p>第12節 孤立防止対策</p>												
<p>第1 基本方針 長野県は県域の78%が山地であり、その間を8水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。 こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成25年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>66（85.7%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。 (イ) 市町村における防災行政無線の導入について助言を行う。 (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。 (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。 <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停 	方式別	平成25年度末市町村数	同報系（一斉通報）	66（85.7%）	移動系（移動局）	69（89.6%）	<p>第1 基本方針 長野県は県域の78%が山地であり、その間を8水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。 こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成25年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>66（85.7%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。 (イ) 市町村における防災行政無線の導入について助言を行う。 (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。 (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。 <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、 	方式別	平成25年度末市町村数	同報系（一斉通報）	66（85.7%）	移動系（移動局）	69（89.6%）
方式別	平成25年度末市町村数												
同報系（一斉通報）	66（85.7%）												
移動系（移動局）	69（89.6%）												
方式別	平成25年度末市町村数												
同報系（一斉通報）	66（85.7%）												
移動系（移動局）	69（89.6%）												

電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。
 (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
 (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。
 (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を構じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村道の災害予防対策を推進するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

県内の孤立予想地域は、県全体で平成25年12月末現在1,163集落である。

大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。
- (イ) 市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握

停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。
 (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
 (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。
 (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を構じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村道の災害予防対策を推進するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

県内の孤立予想地域は、県全体で平成25年12月末現在1,163集落である。

大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。
- (イ) 市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握

しておくものとする。

- (イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (ウ) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

県内の自主防災組織は、県全体で平成26年4月1日現在92.0%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないと

しておくものとする。

- (イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (ウ) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

県内の自主防災組織は、県全体で平成26年4月1日現在92.0%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないと

いう現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県・市町村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

いう現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県・市町村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にてろ水器を設置し製造を行う。 また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。 このほか、市町村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。 県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。</p> <p>第2 主な取組み 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 (1) 現状及び課題 平成27年3月31日現在、県下の水道事業者には、<u>2,743</u>箇所（<u>976,835</u>m³）の配水池があり、そのうち上水道事業で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、<u>274</u>箇所である。 配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部） (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部） (ウ) 水道施設災害相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部） (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部） (オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部） (カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部）</p> イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 <u>a 1,000 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。</u> <u>b 病院や避難所等の重要給水施設へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、応急給水線（10口）を配する。</u>	<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にてろ水器を設置し製造を行う。 また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。 このほか、市町村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。 県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。</p> <p>第2 主な取組み 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 (1) 現状及び課題 平成26年3月31日現在、県下の水道事業者には、2,696箇所（933,411m³）の配水池があり、そのうち上水道事業で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、269箇所である。 配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部） (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部） (ウ) 水道施設災害相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部） (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部） (オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部） (カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部）</p> イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 1,000 m ³ 以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。 また、配水池からの給水方法の整備を行う。

c ボトルウォーター「川中島の水」を作成・備蓄し災害時に提供を行う。

(イ) 市町村が実施する計画

- a 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
- b 住民が実施する事項への支援を行うものとする。
- c 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。
- d 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
- e プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

平成27年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車41台、給水タンク348個、ポリタンク等3,380個、ろ過器40器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する助言を行う。（環境部）
- (ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。（危機管理部）
- (エ) 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

イ【水道事業者が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - a 飲料水供給場所の整備を行う。
 - b 実施マニュアルの作成を行う。
 - c 「応急給水マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
 - b 給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
 - c 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。
 - d 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

(イ) 市町村が実施する計画

- a 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
- b 住民が実施する事項への支援を行うものとする。
- c 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。
- d 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
- e プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

平成26年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車41台、給水タンク345個、ポリタンク等3,040個、ろ過器41器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する助言を行う。（環境部）
- (ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。（危機管理部）
- (エ) 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

イ【水道事業者が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - a 飲料水供給場所の整備を行う。
 - b 実施マニュアルの作成を行う。
 - c 「応急給水マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
 - b 給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
 - c 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。
 - d 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第17節 電気施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い電気供給システムの整備促進 ○ 災害時を想定した早期復旧体制の整備 <p>を重点に、予防対策を推進するものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部） 電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝又は共同溝整備を推進する。</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 東京電力㈱が実施する計画 電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 中部電力㈱が実施する計画 水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うものとする。</p> <p>(ウ) 東北電力㈱が実施する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 電力設備は、それぞれの耐震設計基準に基づいて設計されており、各施設ごとに十分な分析を行うとともに、従来からの経験を生かして万全の予防措置をとるものとする。 b 重要な送・配電線は2回線とするなど信頼度の高い構成にするとともに、これらを制御する通信系統の二重化も行うものとする。 <p>(エ) 関西電力㈱が実施する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 電力施設の災害を防止し、また、発生した災害を早期に復旧するため災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注するものとする。 b ダム、水路、通信施設等の各施設は、それぞれの設計基準に基づいた設計を行うものとする。 <p>(オ) 県企業局が実施する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 電気工作物の点検整備等 発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障のないよう維持管理する。 	<p style="text-align: center;">第17節 電気施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い電気供給システムの整備促進 ○ 災害時を想定した早期復旧体制の整備 <p>を重点に、予防対策を推進するものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部） 電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝又は共同溝整備を推進する。</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 東京電力㈱が実施する計画 電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 中部電力㈱が実施する計画 水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うものとする。</p> <p>(ウ) 東北電力㈱が実施する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 電力設備は、それぞれの耐震設計基準に基づいて設計されており、各施設ごとに十分な分析を行うとともに、従来からの経験を生かして万全の予防措置をとるものとする。 b 重要な送・配電線は2回線とするなど信頼度の高い構成にするとともに、これらを制御する通信系統の二重化も行うものとする。 <p>(エ) 関西電力㈱が実施する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 電力施設の災害を防止し、また、発生した災害を早期に復旧するため災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注するものとする。 b ダム、水路、通信施設等の各施設は、それぞれの設計基準に基づいた設計を行うものとする。 <p>(オ) 県企業局が実施する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 電気工作物の点検整備等 発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障のないよう維持管理する。

また、ダム施設については、ダム操作規程及び長野県電気事業電気工作物保安規程により保安管理を行い、ダムの挙動及び状態を監視するために必要な計測管理を実施する。

b 非常通信連絡体制の整備

災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。

c 防災訓練の充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。

d 二次災害の防止

施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、あらかじめ必要な措置をとるとともに、特に、ダム、導水路等の破損又は決壊、土砂被害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。(資料編参照)

イ 県企業局は、県地域防災計画及び長野県電気事業災害対策要綱に基づき、災害その他非常時における参集基準の明確化、配備指令の伝達手段及び参集手段の確保等について、職員の非常参集体制の充実を図るものとする。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。

また、ダム施設については、ダム操作規程及び長野県電気事業電気工作物保安規程により保安管理を行い、ダムの挙動及び状態を監視するために必要な計測管理を実施する。

b 非常通信連絡体制の整備

災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。

c 防災訓練の充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。

d 二次災害の防止

施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、あらかじめ必要な措置をとるとともに、特に、ダム、導水路等の破損又は決壊、土砂被害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。(資料編参照)

イ 県企業局は、県地域防災計画及び長野県電気事業災害対策要綱に基づき、災害その他非常時における参集基準の明確化、配備指令の伝達手段及び参集手段の確保等について、職員の非常参集体制の充実を図るものとする。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。

- (イ) 県企業局は、電力供給先である電力会社との間で、電力受給の円滑化、設備の安全管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。
- (ウ) 県及び地方事務所、市町村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化するものとする。

- (イ) 県企業局は、電力供給先である中部電力との間で、電力受給の円滑化、設備の安全管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。
- (ウ) 県及び地方事務所、市町村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。 風水害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。 二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。 また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。 導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進する。 さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。 需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進する。 情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。</p> <p>(2) 実施計画 【都市ガス事業者が実施する計画】 共通事項 ア 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施 イ マイコンメータの全戸設置</p> <p>2 職員の配置計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p>	<p style="text-align: center;">第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。 風水害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。 二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。 また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。 導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進する。 さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。 需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進する。 情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。</p> <p>(2) 実施計画 【都市ガス事業者が実施する計画】 共通事項 ア 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施 イ マイコンメータの全戸設置</p> <p>2 職員の配置計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p>

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時は直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行うものとする。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

- a (一社)日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- b (一社)日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「壱石パイプライン事故対策要領」
- c 長野県ガス協会
「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時は直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行うものとする。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

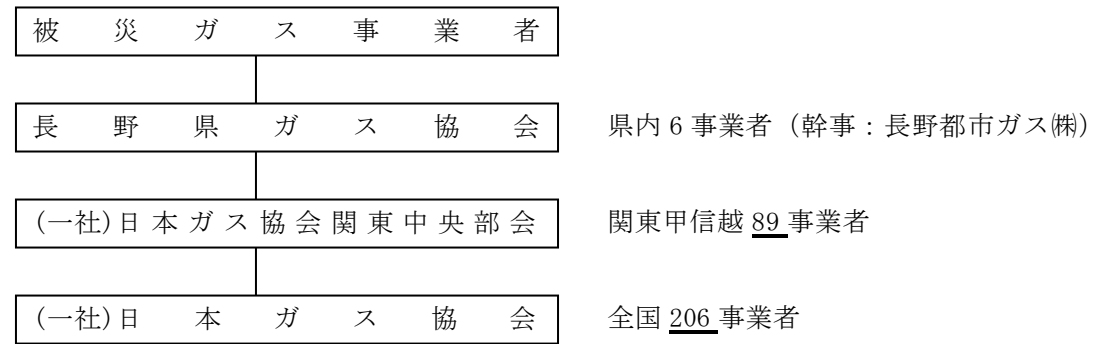
ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

- a (一社)日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- b (一社)日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「東京パイプライン事故対策要領」
- c 長野県ガス協会
「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

都市ガス事業者応援系統図



都市ガス事業者応援系統図



新	旧
<p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>2 実施計画 ア【県が実施する計画】(環境部) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 <u>a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。</u> <u>b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。</u> <u>c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。</u> <u>d 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。</u> <u>e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。</u> <u>f 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。</u> <u>g 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。</u></p> (イ) 市町村が実施する計画 a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。 b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。 c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。 d 復旧資材の備蓄を行うものとする。	<p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>2 実施計画 ア【県が実施する計画】(環境部) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。 b 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 c 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。 d 職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。</p> (イ) 市町村が実施する計画 a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。 b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。 c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。 d 復旧資材の備蓄を行うものとする。

e 水道管路図等の整備を行うものとする。

e 水道管路図等の整備を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、<u>風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。</u> 風水害により施設に重大な被害が生じた場合は、<u>応援協定等に基づく復旧体制の確立、</u>応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。 2 <u>雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。</u> 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 4 <u>緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。</u> 5 下水道施設台帳等の整備・<u>充実</u>を図る。 6 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状及び課題 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、<u>処理場の冠水等の浸水被害が予想される。</u> この対策として<u>浸水想定区域の設定等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。</u> (2) 実施計画 <p>ア【<u>県が実施する計画</u>】（環境部） 流域下水道施設の浸水対策と、公共下水道等の浸水対策に向けての市町村への助言等を行う。</p> <p>イ【<u>市町村が実施する計画</u>】 浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の<u>排水区域</u>として位置付けるとともに、<u>雨水渠等</u>による整備も行うものとする。</p> 2 雨水流出抑制施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状及び課題 都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、<u>貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。</u> (2) 実施計画 <p>ア【<u>県が実施する計画</u>】（環境部） 排水設備の雨水浸透化に向けて<u>市町村への助言等</u>を行う。</p> <p>イ【<u>市町村が実施する計画</u>】 <u>雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入</u>について、住民への啓発活動等を行うものとする。</p> 	<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、<u>風水害について機能の確保を図る必要がある。</u> 風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、<u>関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図る必要がある。</u></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。 2 排水施設等に雨水を浸透させる機能を持たせることで雨水流出量の削減を図る。 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 4 緊急用—<u>復旧用資材の計画的な確保に努める。</u> 5 下水道施設台帳等の整備・<u>拡充</u>を図る。 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状及び課題 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、<u>処理場の冠水及び内水氾濫による住宅地等の浸水被害が予想される。</u> この対策として<u>過去の経験、浸水想定区域図、ハザードマップ等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。</u> (2) 実施計画 <p>ア【<u>県が実施する計画</u>】（環境部） 流域下水道施設の浸水対策と、公共下水道等の浸水対策に向けての市町村への啓発活動—<u>助言等</u>を行う。</p> <p>イ【<u>市町村が実施する計画</u>】 浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の<u>雨水区域</u>として位置付けるとともに、<u>都市下水路</u>による整備も行うものとする。</p> 2 雨水流出抑制施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状及び課題 都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、<u>貯留浸透により雨水の流出量を抑制し、地下水かん養を図る必要がある。</u> (2) 実施計画 <p>ア【<u>県が実施する計画</u>】（環境部） 排水設備の雨水浸透化に向けて、<u>啓発活動、指導等</u>を行う。</p> <p>イ【<u>市町村が実施する計画</u>】 <u>雨水浸透型の排水設備導入</u>について、住民への啓発活動等を行うものとする。</p>

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、資機材について平時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備するものとする。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める必要がある。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定するものとする。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立するものとする。なお、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールにより、他市町村及び応援要請をすることができる。

4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となる。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄するものとする。

5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠である。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努めるものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができるように備えるものとする。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラ

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

~~インとしての機能を確保できる体制を整えておく必要がある。~~

このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。 2 県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。 3 市町村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。 4 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。 5 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。 7 通信ケーブルの地中化を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) 現状および課題 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。<u>この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</u></p> <p>2 県防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題 県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。 通信施設については、次の災害予防対策を行っている。</p> <p>ア 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。 イ 各無線局の空中線は、風速60メートルに耐えられるよう設置している。 ウ 中継局は、浸水対策として高床式としている。 エ 中継局は、雷対策として耐雷トランスを設置している。</p>	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。 2 県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。 3 市町村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。 4 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。 5 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。 7 通信ケーブルの地中化を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) 現状および課題 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。</p> <p>2 県防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題 県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。 通信施設については、次の災害予防対策を行っている。</p> <p>ア 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。 イ 各無線局の空中線は、風速60メートルに耐えられるよう設置している。 ウ 中継局は、浸水対策として高床式としている。 エ 中継局は、雷対策として耐雷トランスを設置している。</p>

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、建設部)

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。(危機管理部)
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。(危機管理部、総務部、建設部)
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。

方式別	平成25年度末市町村数
同報系(一斉通報)	66(85.7%)
移動系(移動局)	69(89.6%)

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図るものとする。
また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化(防水扉設置等)を実施する必要がある。
また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、建設部)

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。(危機管理部)
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。(危機管理部、総務部、建設部)
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。

方式別	平成25年度末市町村数
同報系(一斉通報)	66(85.7%)
移動系(移動局)	69(89.6%)

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図るものとする。
また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化(防水扉設置等)を実施する必要がある。
また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

- (ア) 被災状況の早期把握
県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。
 - b 主要な交換機を分散設置するものとする。
 - c 通信ケーブルの地中化を推進するものとする。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 放送施設、局舎の補強
高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。
- (イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設けるものとする。
(放送装置の現用予備2台化等)
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備えるものとする。
- (ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。

エ (株)テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 局舎の風水害対策について
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。
- (イ) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (ウ) 非常災害対策訓練の実施

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

- (ア) 被災状況の早期把握
県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。
 - b 主要な交換機を分散設置するものとする。
 - c 通信ケーブルの地中化を推進するものとする。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 放送施設、局舎の補強
高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。
- (イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設けるものとする。
(放送装置の現用予備2台化等)
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備えるものとする。
- (ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。

エ (株)テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 局舎の風水害対策について
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。
- (イ) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 社屋の風水害対策について
社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。
- (イ) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (ウ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進するものとする。

イ 【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ 【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

- 放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。
- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 社屋の風水害対策について
社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。
- (イ) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (ウ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進するものとする。

イ 【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ 【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

- 放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。
- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加

- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ 【長野エフエム放送株が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行うものとする。

- (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (ウ) 演奏所電源系改修の実施
- (エ) STL非常回線の設置を検討
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署および主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】(建設部、市町村、地方整備局)

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ 【長野エフエム放送株が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行うものとする。

- (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (ウ) 演奏所電源系改修の実施
- (エ) STL非常回線の設置を検討
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署および主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】(建設部、市町村、地方整備局)

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第23節 災害広報計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。 また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。 これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部、総務部) (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックス・パソコン(インターネット)を備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。 a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン(インターネット)の確保 b 窓口設置場所の確保 c 各部局ごとの窓口対応職員の指定 d 外国語による情報提供体制の整備 (イ) <u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。 (ウ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。 (エ) (ウ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン(インターネット)を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。 (イ) コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密</p>	<p style="text-align: center;">第23節 災害広報計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。 また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。 これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部、総務部) (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックス・パソコン(インターネット)を備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。 a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン(インターネット)の確保 b 窓口設置場所の確保 c 各部局ごとの窓口対応職員の指定 d 外国語による情報提供体制の整備 (イ) 県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。 (ウ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。 (エ) (ウ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン(インターネット)を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。 (イ) コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密</p>

着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

- (ウ) 災害情報共有システム（Lアラート）、市町村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行うものとする。
- (オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。
- (カ) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行うものとする。

エ【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

オ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信担当が行う。

(イ) 県は、放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結している（資料編参照）が、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(イ) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

- (ウ) 市町村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行うものとする。
- (オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。
- (カ) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行うものとする。

エ【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

オ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信担当が行う。

(イ) 県は、放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結している（資料編参照）が、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(イ) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

--	--

新	旧
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。 また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題 本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成27年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部） (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部） (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部）</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。 また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題 本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成26年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部） (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部） (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部）</p>

- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。(建設部、林務部、農政部)
- (カ) 地すべり防止施設の状態把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。(建設部、林務部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成26年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,605箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。
また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。(建設部、林務部、農政部)
- (カ) 地すべり防止施設の状態把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。(建設部、林務部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成26年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,605箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。
また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険渓流は5,912渓流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。現在の危険箇所は8,868箇所（建設部所管）で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行う

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険渓流は5,912渓流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。現在の危険箇所は8,868箇所（建設部所管）で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行う

とともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施行することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとるものとする。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤の地域(火山地域)が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ、被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進める。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものと

とともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施行することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとるものとする。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤の地域(火山地域)が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ、被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに監視システム及び警戒避難体制を整備する。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものと

する。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)

(オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)

(カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)

(キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)

(ク) 緊急点検調査結果の周知等

a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)

b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)

(ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

する。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)

(オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)

(カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)

(キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)

(ク) 緊急点検調査結果の周知等

a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)

b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)

(ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

7 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成27年4月1日現在で25,026区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は20,543区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マッ

7 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成26年4月1日現在で21,339区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は17,468区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、農政部、林務部、建設部）

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等行う場合は、施設設置者に対して構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マッ

プ等を作成し、住民等に周知する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

プ等を作成し、住民等に周知する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等を行う場合は、施設設置者に対して構築等について助言を行う。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社） (イ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部） (ウ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。（建設部、警察本部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。（地方整備局） (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局） (ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。（地方整備局） (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点</p>	<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (エ) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社） (オ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部） (カ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。（建設部、警察本部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。（地方整備局） (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局） (ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。（地方整備局） (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点</p>

検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。(地方整備局)

(オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。(地方整備局)

(カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておく交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県の協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。(危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)

(ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

(エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。(地方整備局)

(オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。(地方整備局)

(カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておく交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。(危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)

(ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

(エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

- (ア) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。
- (イ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

- (ア) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。
- (イ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

新	旧
<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 <u>下流に人家や公共施設がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。</u> このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、安全性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。 また決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表など減災対策の推進に努める。</p> <p>第3 計画の内容 (1) 現状及び課題 県内には約2,000箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の約半数は江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、万一、これらのため池が決壊した場合には、下流の農地や人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れがあることから、適切な維持管理や補強対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(農政部) (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。 (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。 (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。 (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。 (エ) ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。 (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 豪雨等により農業用ため池が被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、下流の人家や公共施設等に甚大な被害が生じる恐れがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、安全性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。 また決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表など減災対策の推進に努める。</p> <p>第3 計画の内容 (1) 現状及び課題 県内には約2,000箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の約半数は江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、万一、これらのため池が決壊した場合には、下流の農地や人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れがあることから、適切な維持管理や補強対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(農政部) (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。 (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。 (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。 (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。 (エ) ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。 (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害による農林水産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。 そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 2 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。 (イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。 (ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策</p> <ol style="list-style-type: none"> a 水稲 <ol style="list-style-type: none"> (a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。 (b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。 b 果樹 <ol style="list-style-type: none"> (a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。 (b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。 (c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。 c 野菜及び花き <ol style="list-style-type: none"> (a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。 (b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。 (c) 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。 (d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。 d 水産物 <p>増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。</p> 	<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害による農林水産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。 そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 2 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。 (イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。 (ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策</p> <ol style="list-style-type: none"> a 水稲 <ol style="list-style-type: none"> (a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。 (b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。 b 果樹 <ol style="list-style-type: none"> (a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。 (b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。 (c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。 c 野菜及び花き <ol style="list-style-type: none"> (a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。 (b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。 (c) 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。 (d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。 d 水産物 <p>増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。</p>

イ【市町村が実施する計画】

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

県、市町村、農業団体等から情報に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進するものとする。(中部森林管理局)

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進するものとする。(中部森林管理局)

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、<u>簡易トイレ</u>、<u>トイレットペーパー</u>等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 c <u>警報等や、避難勧告・避難指示等の意味や内容</u> d <u>警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</u> 	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、<u>トイレットペーパー</u>等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

- e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- f 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- i 正確な情報入手の方法
- j 要配慮者に対する配慮
- k 男女のニーズの違いに対する配慮
- l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- n 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- o 避難生活に関する知識
- p 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- q 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- r 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (オ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。
 - a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 浸水想定区域内の地下街等
 - (c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力につ

- ~~e~~ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- ~~f~~ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- ~~g~~ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- ~~h~~ 災害時にとるべき行動に関する知識
- ~~i~~ 正確な情報入手の方法
- ~~j~~ 要配慮者に対する配慮
- ~~k~~ 男女のニーズの違いに対する配慮
- ~~l~~ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ~~m~~ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ~~n~~ 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- ~~o~~ 避難生活に関する知識
- ~~p~~ 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ~~q~~ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- ~~r~~ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- ~~(オ)~~ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。
 - a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 浸水想定区域内の地下街等
 - (c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力につ

いて指導推進するものとする。

(エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

(オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

(カ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

(キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホ

いて指導推進するものとする。

(エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

(オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

~~(カ)~~ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホ

テル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言え

テル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言え

ない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

ない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 県、市町村、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第2 主な取組み 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。</p> <p>第3 計画の内容 1 防災訓練の種別 (1) 現状及び課題 現在、県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。また、市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。 今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア 総合防災訓練 県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。 (ア) 実施時期 共催する市町村と調整し決定する。 (イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。 (ウ) 実施方法 県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。</p> <p>イ 地震総合防災訓練 県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。 (ア) 実施時期 防災の日（9月1日）に実施するものとする。 (イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に全県的に実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 県、市町村、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第2 主な取組み 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。</p> <p>第3 計画の内容 1 防災訓練の種別 (1) 現状及び課題 現在、県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。また、市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。 今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア 総合防災訓練 県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。 (ア) 実施時期 共催する市町村と調整し決定する。 (イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。 (ウ) 実施方法 県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。</p> <p>イ 地震総合防災訓練 県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。 (ア) 実施時期 防災の日（9月1日）に実施するものとする。 (イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に全県的に実施するものとする。</p>

<p>(ウ) 実施方法 県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした訓練を実施する。 実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の初動行動の熟知を図るよう努める。</p> <p>ウ その他の訓練 下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。</p> <p>(ア) 水防訓練 県及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行うものとする。</p> <p>(イ) 消防訓練 消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。</p> <p>(ウ) 災害救助訓練 県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行うものとする。</p> <p>(エ) 通信訓練 県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行うものとする。</p> <p>(オ) 避難訓練 市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。</p> <p>(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。 非常参集訓練については、抜き打ち的に実施するものとする。</p> <p>(キ) 情報収集及び伝達訓練 県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施するものとする。 また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施するものとする。</p> <p>(ク) 警備及び交通規制訓練 県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。</p> <p>(ケ) 広域防災訓練 県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(コ) 複合災害を想定した訓練 県及び市町村は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が</p>	<p>(ウ) 実施方法 県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした訓練を実施する。 実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の初動行動の熟知を図るよう努める。</p> <p>ウ その他の訓練 下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。</p> <p>(ア) 水防訓練 県及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行うものとする。</p> <p>(イ) 消防訓練 消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。</p> <p>(ウ) 災害救助訓練 県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行うものとする。</p> <p>(エ) 通信訓練 県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行うものとする。</p> <p>(オ) 避難訓練 市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。</p> <p>(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。 非常参集訓練については、抜き打ち的に実施するものとする。</p> <p>(キ) 情報収集及び伝達訓練 県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施するものとする。 また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施するものとする。</p> <p>(ク) 警備及び交通規制訓練 県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。</p> <p>(ケ) 広域防災訓練 県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(コ) 複合災害を想定した訓練 県及び市町村は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

(サ) 火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

エ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するものとする。

オ【住民が実施する計画】

住民は、県、市町村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

a 県は、市町村が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。

b 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(警察本部)

イ【訓練の実施機関において実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定(地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。)を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

エ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するものとする。

オ【住民が実施する計画】

住民は、県、市町村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

a 県は、市町村が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。

b 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(警察本部)

イ【訓練の実施機関において実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

- b 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。
- c 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

- b 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。
- c 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針 災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)【県が実施する計画】(建設部、環境部)</p> <p>ア 県内市町村及び近隣都県等と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。</p> <p>イ 災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。</p> <p>また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。</p> <p>イ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</p> <p>2 データの保存及びバックアップ</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、<u>不動産登記</u>、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、<u>情報図面</u>等のデータが必要となる。</p> <p>これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料</p>	<p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針 災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)【県が実施する計画】(建設部、環境部)</p> <p>ア 県内市町村及び近隣都県等と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。</p> <p>イ 災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。</p> <p>また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。</p> <p>イ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</p> <p>2 データの保存及びバックアップ</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。</p> <p>これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料</p>

料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。
また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

【県が実施する計画】（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の公布が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

【県が実施する計画】

県は、市町村に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。

【市町村が実施する計画】

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。
また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

【県が実施する計画】（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の公布が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

【県が実施する計画】

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

【市町村が実施する計画】

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。 また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。 今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織化が遅れている市町村を中心に組織化を促進する。 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題 長野県内における平成27年4月1日現在の組織数は3,669であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は92.5%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は93.5%となっている。<u>しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</u> 現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、<u>また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</u> また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。<u>さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（危機管理部） <u>県、市町村が連携を強化し、市町村が行う組織づくりの取り組みに対する助言を行う。</u> <u>また、長野県自主防災アドバイザーによる自主防災組織の組織化、活動の活性化を図る。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。 また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。 今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織化が遅れている市町村を中心に組織化を促進する。 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題 長野県内における平成26年4月1日現在の組織数は3,941であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は92.0%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は93.8%となっている。 現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくことが、今後の課題である。 また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（危機管理部） 市町村が行う組織結成の取り組みに対する助言を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。</p> <p>2 活動環境の整備</p>

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。
自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、市町村が行う防災活動拠点の整備、資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図る。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年層や女性の組織への参加など多様な主体が参画した組織づくりが求められている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの育成、資質の向上を図る。

また、防災出前講座を拡充し、地域住民との直接対話による防災意識の高揚を図り自主防災組織に対する理解、関心を高めるとともに、市町村防災担当職員等を対象とした研修等を実施し、県内全域で防災意識の高揚と普及を推進できる体制を構築する。

イ【市町村が実施する計画】

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。

また、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。
自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、市町村が行う防災活動拠点の整備、資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図る。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの資質の向上を図る。

イ【市町村が実施する計画】

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るものとする。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

(ア) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議

- (ア) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。
- (イ) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進するものとする。
- (ウ) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

- ~~(イ)~~ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第1 基本方針 風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (ア)【県が実施する対策】 市町村への通知 気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地方事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市町村に対し連絡を行う。</p> <p>(イ)【市町村が実施する対策】 住民等への周知の措置 県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。 なお周知に当たっては、<u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応 (ア)【県が実施する対策】 a 勤務時間内における取扱い (a) 連絡及び通知系統 長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第1 基本方針 風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (ア)【県が実施する対策】 市町村への通知 気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地方事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市町村に対し連絡を行う。</p> <p>(イ)【市町村が実施する対策】 住民等への周知の措置 県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。 なお周知に当たっては、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応 (ア)【県が実施する対策】 a 勤務時間内における取扱い (a) 連絡及び通知系統 長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。 (b) 庁内放送の実施</p>

- (b) 庁内放送の実施
すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。
- (c) 応急措置等の指示
危機管理防災課長は地方事務所に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。
- (d) 農作物対策の指示
農業技術課は農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。
- (e) 指示事項の市町村等への通知
地方事務所長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市町村長のとるべき措置として指示された事項を、ただちに管轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。

b 勤務時間外における取扱い

- (a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領する。
- (b) 危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
- (c) bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
- (d) 地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市町村及び関係機関に通知する。

(イ)【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表するものとする。
なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

(ウ)【市町村が実施する対策】

- a 市町村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。
- b 市町村において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

(エ)【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

(オ)【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあら

- すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。
- (c) 応急措置等の指示
危機管理防災課長は地方事務所に、また河川課及び道路管理課は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。
- (d) 農作物対策の指示
農業技術課は農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。
- (e) 指示事項の市町村等への通知
地方事務所長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市町村長のとるべき措置として指示された事項を、ただちに管轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。

b 勤務時間外における取扱い

- (a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領する。
- (b) 危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
- (c) bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
- (d) 地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市町村及び関係機関に通知する。

(イ)【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表するものとする。
なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

(ウ)【市町村が実施する対策】

- a 市町村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。
- b 市町村において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

(エ)【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

(オ)【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知

かじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

(カ) 【住民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- a 気象関係
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象
- b 水象関係
河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(ア) 【県が実施する対策】

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表・解除した際は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。

(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

(ウ) 【市町村が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。

(ウ) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用

するものとする。

(カ) 【住民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- a 気象関係
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象
- b 水象関係
河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(ア) 【県が実施する対策】

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表・解除した際は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。

(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

(ウ) 【市町村が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

(ア) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。

(イ) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。

して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するものとする。

(イ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(ウ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

(エ) 住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。

(オ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

(カ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

(キ) 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携帯するものとする。

エ【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

(ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市町村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するものとする。

(イ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

(ウ) 住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。

(エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

(カ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

(キ) 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携帯するものとする。

エ【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

(ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市町村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア【水防管理者（市町村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報するものとする。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類	概 要
特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア【水防管理者（市町村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報するものとする。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類	概 要
特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に

警報	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	警報		加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)とし、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。		洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な害があげられる。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	注意報	大雨注報	大雨による災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。
	大雨注報	大雨による災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。		洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそがあると予想されたときに表される。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発するおそがあると予想されたときに表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発するおそがあると予想されたときに表される。		雷注意報	落雷により災害発生するおそがあると予想されたときに発表される。また、発達し雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	雷注意報	落雷にり災害発生するおそがあると予想されたときに発表される。また、発達し雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。具体的には、災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそがあると予されたときに発表される。
	なだれ注意報	「だれ」により災害が発生するおそがあると予されたときに発表される。		着雪注意報	著しい着氷により災害が発生するおそがあると予されたときに発表される。具体的には、通信線や送電、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそがあると予されたときに発表される。具体的には、通信線や送電、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		融注報	融雪により災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおれがあるとときに発表される。

融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物へ被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物へ被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、・更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

(2) 雨に関する市町村毎50年に一度の値一覧（平成27年6月24日現在）

注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。
 注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
 注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
 注4) 特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
 注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

地域				50年に一度の値			
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
長野県	長野県	北部	長野地域	長野市	213	91	150
長野県	長野県	北部	長野地域	須坂市	236	92	157
長野県	長野県	北部	長野地域	千曲市	195	94	142
長野県	長野県	北部	長野地域	坂城町	203	109	149
長野県	長野県	北部	長野地域	小布施町	188	84	141
長野県	長野県	北部	長野地域	高山村	270	98	173
長野県	長野県	北部	長野地域	信濃町	235	93	160
長野県	長野県	北部	長野地域	小川村	212	89	150
長野県	長野県	北部	長野地域	飯綱町	215	85	157
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	中野市	201	87	149
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	飯山市	225	85	157
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	山ノ内町	293	100	181
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	木島平村	210	87	151
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	野沢温泉村	216	84	154
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	栄村	281	101	181
長野県	長野県	北部	大北地域	大町市	309	85	191
長野県	長野県	北部	大北地域	池田町	216	71	148

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、・更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

(2) 雨に関する市町村毎50年に一度の値一覧

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
長野県	長野県	北部	長野地域	長野市	224	93	154
長野県	長野県	北部	長野地域	須坂市	261	95	168
長野県	長野県	北部	長野地域	千曲市	199	95	144
長野県	長野県	北部	長野地域	坂城町	204	109	153
長野県	長野県	北部	長野地域	小布施町	193	84	141
長野県	長野県	北部	長野地域	高山村	258	97	168
長野県	長野県	北部	長野地域	信濃町	259	98	169
長野県	長野県	北部	長野地域	小川村	213	85	150
長野県	長野県	北部	長野地域	飯綱町	225	86	158
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	中野市	209	88	149
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	飯山市	226	85	159
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	山ノ内町	251	96	167
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	木島平村	207	85	152
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	野沢温泉村	216	85	155
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	栄村	245	98	169
長野県	長野県	北部	大北地域	大町市	317	88	193
長野県	長野県	北部	大北地域	池田町	228	73	154
長野県	長野県	北部	大北地域	松川村	263	82	171
長野県	長野県	北部	大北地域	白馬村	320	95	191
長野県	長野県	北部	大北地域	小谷村	317	111	189
長野県	長野県	中部	上田地域	上田市	243	103	165
長野県	長野県	中部	上田地域	東御市	254	102	167
長野県	長野県	中部	上田地域	青木村	224	108	157
長野県	長野県	中部	上田地域	長和町	241	94	166
長野県	長野県	中部	佐久地域	小諸市	263	98	168
長野県	長野県	中部	佐久地域	佐久市	280	89	180
長野県	長野県	中部	佐久地域	小海町	259	76	171
長野県	長野県	中部	佐久地域	川上村	295	95	188
長野県	長野県	中部	佐久地域	南牧村	263	83	171
長野県	長野県	中部	佐久地域	南相木村	283	84	184
長野県	長野県	中部	佐久地域	北相木村	299	81	192
長野県	長野県	中部	佐久地域	佐久穂町	274	84	178
長野県	長野県	中部	佐久地域	越後町	282	108	210

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上する。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(5) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧（平成 27 年 12 月 1 日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	67	80
長野県	松本	58	78
長野県	諏訪	-	69
長野県	軽井沢	79	99
長野県	飯田	47	81
長野県	野沢温泉	386	353
長野県	信濃町	207	176
長野県	飯山	291	257
長野県	小谷	288	251
長野県	白馬	200	187
長野県	大町	118	117
長野県	菅平	156	152
長野県	開田高原	139	115

※既往最大積雪深は、平成27年7月までの値。

- 注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもの。
- 注2) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
- 注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。
- 注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注5) 特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

(平成25年11月11日現在)

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風 (平均風速)	17m/s										
	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山間部、12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山間部、12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm、菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm、聖高原周辺を除く地域 12	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上する。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(5) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
長野県	長野	64	80
長野県	松本	55	78
長野県	諏訪	-	69
長野県	軽井沢	76	72
長野県	飯田	41	56
長野県	野沢温泉	392	353
長野県	信濃町	199	164
長野県	飯山	297	257
長野県	小谷	292	251
長野県	白馬	203	187
長野県	大町	117	117
長野県	菅平	149	148
長野県	開田高原	127	111

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

- 注1) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
- 注2) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。
- 注3) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注4) 特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

(平成25年11月11日現在)

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風 (平均風速)	17m/s										
	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山間部、12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山間部、12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm、菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm、聖高原周辺を除く地域 12	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm

				深さ20cm		時間降雪の深さ20cm										
注意報	波浪(有義皮高)															
	高潮															
	大雨	区内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される合														
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される合														
	強風(平均風速)	13m/s														
	風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う														
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ15cm、山沿い、12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ15cm、山沿い、12時間降雪の深さ20cm	菅沼町周辺 12時間降雪の深さ15cm、菅沼町周辺を除く地域 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ15cm、聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm
	波浪(有義皮高)															
	高雷	落雷等により被害が予想される場合														
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃上で日降水量が20mm以上														
	濃霧(規程)	100m														
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※1}	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※2}	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※3}												
	なれ	1. 表層がなれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層がなれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上														
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)												
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下															
着氷	著しい着氷が予想される合															
着雪	著しい着雪が予想される場合															
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm															

				深さ20cm		時間降雪の深さ20cm										
注意報	波浪(有義皮高)															
	高潮															
	大雨	区内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される合														
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される合														
	強風(平均風速)	13m/s														
	風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う														
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ15cm、山沿い、12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ15cm、山沿い、12時間降雪の深さ20cm	菅沼町周辺 12時間降雪の深さ15cm、菅沼町周辺を除く地域 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ15cm、聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm
	波浪(有義皮高)															
	高雷	落雷等により被害が予想される場合														
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃上で日降水量が20mm以上														
	濃霧(規程)	100m														
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※1}	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※2}	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※3}												
	なれ	1. 表層がなれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層がなれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上														
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)												
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下															
着氷	著しい着氷が予想される合															
着雪	著しい着雪が予想される場合															
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm															

※1 湿度は長野地方気象台の値。
 ※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。
 ※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

※1 湿度は長野地方気象台の値。
 ※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。
 ※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表1 大雨警報基準

(1/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	70
	須坂市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	92
	千曲市	R1=40	71
	坂城町	R1=40	78
	小布施町	R1=45	103
	高山村	R1=50	103
	信濃町	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	112
	小川村	R1=50	89
	飯綱町	R1=40	110
	中野飯山地域	中野市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=45
飯山市		平地地：R3=60 平地地以外：R3=80	84
山ノ内町		平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	85
木島平村		R3=70	85
野沢温泉村		R1=40	85
栄村		R1=70	85
大北地域	大町市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=50	68
	池田町	R1=40	68
	松川村	R1=40	75
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	95
上田地域	上田市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	66
	東御市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	94
	青木村	R1=60	88
	長和町	R1=60	96
佐久地域	小諸市	平地地：R3=60 平地地以外：R3=80	86
	佐久市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	70
	小海町	R1=60	90
	川上村	R1=70	101
	南牧村	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	100
	南相木村	R1=50	102
	北相木村	R1=60	107
	佐久穂町	R1=60	90
	軽井沢町	R3=80	100
	御代田町	R3=80	95
	立科町	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	86

別表1 大雨警報基準

(1/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	70
	須坂市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	92
	千曲市	R1=40	71
	坂城町	R1=40	78
	小布施町	R1=45	103
	高山村	R1=50	103
	信濃町	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	112
	小川村	R1=50	89
	飯綱町	R1=40	110
	中野飯山地域	中野市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=45
飯山市		平地地：R3=60 平地地以外：R3=80	84
山ノ内町		平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	85
木島平村		R3=70	85
野沢温泉村		R1=40	85
栄村		R1=70	85
大北地域	大町市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=50	68
	池田町	R1=40	68
	松川村	R1=40	75
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	95
上田地域	上田市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	66
	東御市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	94
	青木村	R1=60	88
	長和町	R1=60	96
佐久地域	小諸市	平地地：R3=60 平地地以外：R3=80	86
	佐久市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	70
	小海町	R1=60	90
	川上村	R1=70	101
	南牧村	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	100
	南相木村	R1=50	102
	北相木村	R1=60	107
	佐久穂町	R1=60	90
	軽井沢町	R3=80	100
	御代田町	R3=80	95
	立科町	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	86

(2/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
松本地域	松本	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60	87
	塩尻	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	124
	安曇野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	87
	麻績村	R1=60	104
	生坂村	R1=40	87
	山形村	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	137
	朝日村	R1=40	124
	筑北村	R1=60	87
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=60	137
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	87
	諏訪市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	90
	茅野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	105
	下諏訪町	R1=60	116
	富士見町	R1=70	103
	原村	R1=60	116
上伊那地域	伊那市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	95
	駒ヶ根市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	109
	辰野町	R1=60	121
	箕輪町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101
	飯島町	R1=60	109
	南箕輪村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101
	中川村	R1=50	109
	宮田村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	154
木曾地域	檜川	R1=60	131
	上松町	R1=50	142
	南木曾町	R1=70	151
	木祖村	R1=60	147
	王滝村	R1=70	161
	大桑村	R1=70	149
	木曾町	R1=70	128
	飯田市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	119
下伊那地域	松川町	R1=60	124
	高森町	R1=60	130
	阿南町	R1=50	165
	阿智村	R1=60	171
	平谷村	R1=60	189
	根羽村	R1=70	187
	下條村	R1=50	175
	売木村	R1=60	189
	天龍村	R1=70	175
	泰阜村	R1=50	165
	喬木村	R1=60	130
	豊丘村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	124
	大鹿村	R1=60	124

(2/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
松本地域	松本	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60	87
	塩尻	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	124
	安曇野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	87
	麻績村	R1=60	104
	生坂村	R1=40	87
	山形村	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	137
	朝日村	R1=40	124
	筑北村	R1=60	87
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=60	137
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	87
	諏訪市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	90
	茅野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	105
	下諏訪町	R1=60	116
	富士見町	R1=70	103
	原村	R1=60	116
上伊那地域	伊那市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	95
	駒ヶ根市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	109
	辰野町	R1=60	121
	箕輪町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101
	飯島町	R1=60	109
	南箕輪村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101
	中川村	R1=50	109
	宮田村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	154
木曾地域	檜川	R1=60	131
	上松町	R1=50	142
	南木曾町	R1=70	151
	木祖村	R1=60	147
	王滝村	R1=70	161
	大桑村	R1=70	149
	木曾町	R1=70	128
	飯田市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	119
下伊那地域	松川町	R1=60	124
	高森町	R1=60	130
	阿南町	R1=50	165
	阿智村	R1=60	171
	平谷村	R1=60	189
	根羽村	R1=70	187
	下條村	R1=50	175
	売木村	R1=60	189
	天龍村	R1=70	175
	泰阜村	R1=50	165
	喬木村	R1=60	130
	豊丘村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	124
	大鹿村	R1=60	124

別表2 洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=50	犀川流域=53, 鳥居川流域=13, 聖川流域=10, 土原川流域=14	-	千曲川〔萩瀬下・立ヶ花〕, 犀川〔小市〕, 信濃川水系根花川〔岡田〕
	須坂市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=50	松川流域=12	-	千曲川〔萩瀬下・立ヶ花〕
	千曲市	R1=40	-	-	千曲川〔生田・松瀬下〕
	坂城町	R1=40	-	-	千曲川〔生田・松瀬下〕
	小市町	R1=45	松川流域=19	-	千曲川〔立ヶ花〕
	高山村	R1=50	松川流域=18	-	-
	信濃町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	鳥居川流域=10, 蘭川流域=14	-	-
	小川村	R1=50	土原川流域=12	-	-
	飯綱町	R1=40	鳥居川流域=13, 斑尾川流域=9	R1=30 かつ 鳥居川流域=7	-
	中野飯山地域	中野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=45	夜間瀬川流域=9, 斑尾川流域=9	-
飯山市		平地地: R3=60 平地地以外: R3=80	-	-	千曲川〔立ヶ花〕
山ノ内町		平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	魚野川流域=10, 雑魚川流域=11, 夜間瀬川流域=12, 横湯川流域=9	-	-
木島平村		R3=70	柳川流域=8	-	千曲川〔立ヶ花〕
大北地域	野沢温泉村	R1=40	千曲川流域=84, 天代川流域=12	-	千曲川〔立ヶ花〕
	栄村	R1=70	千曲川流域=84, 中津川流域=25, 魚野川流域=19, 天代川流域=13	-	-
	大町市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	高瀬川流域=29, 犀川流域=63, 金魚川流域=6, 土原川流域=9	-	-
	津田町	R1=40	高瀬川流域=22	-	-
	松川村	R1=40	高瀬川流域=26, 乳川流域=7	-	-
	白馬村	R1=50	堀川流域=12	R1=35 かつ 坂川流域=9	-
	小谷村	R1=60	坂川流域=22, 中谷川流域=11	-	-
	上田市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	内村川流域=11, 依田川流域=21, 神川流域=13, 産川流域=6	-	千曲川〔生田〕, 信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	東御市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	-	平地地: R1=30 かつ 千曲川流域=42	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	青木村	R1=60	-	-	-
佐久地域	長和町	R1=60	依田川流域=12	-	-
	小諸市	平地地: R3=60 平地地以外: R3=80	蛇姫川流域=7	-	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	佐久市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	瀧川流域=6, 湯川流域=22, 清津川流域=16, 鹿曲川流域=12	-	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	小海町	R1=60	千曲川流域=25	-	-
	川上村	R1=70	千曲川流域=20, 西川流域=9	-	-
	南牧村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	千曲川流域=25	-	-
	南相木村	R1=50	南相木川流域=13, 三川流域=12	R1=25 かつ 南相木川流域=10	-
	北相木村	R1=60	相木川流域=17	-	-
	佐久穂町	R1=60	千曲川流域=29, 石堂川流域=19, 大石川流域=7, 大岳川流域=7	R1=25 かつ 千曲川流域=25	千曲川〔生田〕, 信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	軽井沢町	R3=80	湯川流域=17, 湯川流域=12	平地地: R3=60 かつ 湯川流域=14	-
松本地域	御代田町	R3=80	湯川流域=18, 湯川流域=12, 緑矢川流域=6	-	-
	立科町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	芦田川流域=9	平地地: R1=25 かつ 芦田川流域=5	-
	松本	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60	梓川流域=36, 田川流域=9, 会田川流域=13, 中ノ沢流域=10, 鏡川流域=16	-	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕
	塩尻	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	田川流域=9, 小曾部川流域=10	-	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕
	安曇野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	犀川流域=60, 梓川流域=36, 高瀬川流域=27, 和田川流域=9, 会田川流域=13, 乳川流域=15	-	-
	麻績村	R1=60	麻績川流域=12	-	-
	生坂村	R1=40	犀川流域=60, 麻績川流域=13, 金魚川流域=11	-	-
	山形村	平地地: R1=40 平地地以外: R1=45	-	-	-
	親田村	R1=40	鏡川流域=12	-	-
	冠北村	R1=60	麻績川流域=13	-	-
豊後上高地地域 諏訪地域	乗鞍上高地	R1=60	梓川流域=34, 新川流域=11	-	-
	岡谷市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	横河川流域=7	-	天竜川水系諏訪湖〔釜口水門〕
	諏訪市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	上川流域=16, 宮川流域=14, 沢川流域=5	平地地: R1=25 かつ 上川流域=11	天竜川水系諏訪湖〔釜口水門〕
	茅野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	上川流域=14, 柳川流域=8, 宮川流域=12, 沢川流域=5, 滝ノ湯川流域=7	-	天竜川水系諏訪湖〔釜口水門〕
	下諏訪町	R1=60	砥川流域=10	-	天竜川水系諏訪湖〔釜口水門〕
	富士見町	R1=70	釜無川流域=18, 宮川流域=7, 立場川流域=7	-	-
	原村	R1=60	母籠川流域=6, 立場川流域=5	-	-
	伊那市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	三峰川流域=18, 藤沢川流域=10, 小黒川流域=10	-	天竜川上流〔伊那富・沢渡〕
	駒ヶ根市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	大田切川流域=12, 中田切川流域=11	-	天竜川上流〔沢渡〕
	砥野町	R1=60	天竜川流域=26, 横川流域=14	-	天竜川上流〔伊那富〕
木曾地域	箕輪町	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	沢川流域=9	-	天竜川上流〔伊那富〕
	飯島町	R1=60	与田切川流域=10, 中田切川流域=12	-	天竜川上流〔沢渡〕
	南箕輪村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	-	-	天竜川上流〔伊那富〕
	中川村	R1=50	小沢川流域=20	-	天竜川上流〔沢渡〕
	宮田村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	黒川流域=10	-	天竜川上流〔沢渡〕
	榑川	R1=60	奈良井川流域=13	-	-
	上松町	R1=50	木曾川流域=43, 赤沢流域=17	-	-
	南木曾町	R1=70	木曾川流域=55	R1=30 かつ 木曾川流域=48	-
	木曽村	R1=60	木曾川流域=17, 菅川流域=8	-	-
	玉川村	R1=70	玉川川流域=25, 又ノ川流域=10	-	-
下伊那地域	大桑村	R1=70	木曾川流域=54, 伊那川流域=12, 阿寺川流域=15	-	-
	木曾町	R1=70	玉川川流域=31, 木曾川流域=26, 赤川流域=12, 黒川流域=10	-	-
	飯田市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	松川流域=18, 黒川流域=10, 万古川流域=13, 遠山川流域=32, 上村川流域=11	-	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	R1=60	-	-	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	碓氷町	R1=60	-	-	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	R1=50	天竜川流域=70, 和知野川流域=19, 赤木川流域=15	-	-
	阿智村	R1=60	阿智川流域=30, 和知野川流域=13, 黒川流域=12, 小黒川流域=10	-	-
	平谷村	R1=60	平谷川流域=15	-	-
	根羽村	R1=70	-	-	-
	下條村	R1=50	天竜川流域=47	-	-
赤木村	R1=60	赤木川流域=15	-	-	
天龍村	R1=70	天竜川流域=74, 遠山川流域=33	-	-	
森島村	R1=50	天竜川流域=65, 万古川流域=15	-	-	
徳木村	R1=60	小川川流域=9, 加々須川流域=5	-	天竜川上流〔市田・天竜峡〕	
豊丘村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	虹川流域=7	-	天竜川上流〔市田〕	
大蔵村	R1=60	小沢川流域=19, 鹿嶋川流域=9, 青木川流域=9	-	-	

別表2 洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=50	犀川流域=53, 鳥居川流域=13, 聖川流域=10, 土原川流域=14	-	千曲川〔萩瀬下・立ヶ花〕, 犀川〔小市〕, 信濃川水系根花川〔岡田〕
	須坂市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=50	松川流域=12	-	千曲川〔萩瀬下・立ヶ花〕
	千曲市	R1=40	-	-	千曲川〔生田・松瀬下〕
	坂城町	R1=40	-	-	千曲川〔生田・松瀬下〕
	小市町	R1=45	松川流域=19	-	千曲川〔立ヶ花〕
	高山村	R1=50	松川流域=18	-	-
	信濃町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	鳥居川流域=10, 蘭川流域=14	-	-
	小川村	R1=50	土原川流域=12	-	-
	飯綱町	R1=40	鳥居川流域=13, 斑尾川流域=9	R1=30 かつ 鳥居川流域=7	-
	中野飯山地域	中野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=45	夜間瀬川流域=9, 斑尾川流域=9	-
飯山市		平地地: R3=60 平地地以外: R3=80	-	-	千曲川〔立ヶ花〕
山ノ内町		平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	魚野川流域=10, 雑魚川流域=11, 夜間瀬川流域=12, 横湯川流域=9	-	-
木島平村		R3=70	柳川流域=8	-	千曲川〔立ヶ花〕
大北地域	野沢温泉村	R1=40	千曲川流域=84, 天代川流域=12	-	千曲川〔立ヶ花〕
	栄村	R1=70	千曲川流域=84, 中津川流域=25, 魚野川流域=19, 天代川流域=13	-	-
	大町市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	高瀬川流域=29, 犀川流域=63, 金魚川流域=6, 土原川流域=9	-	-
	津田町	R1=40	高瀬川流域=22	-	-
	松川村	R1=40	高瀬川流域=26, 乳川流域=7	-	-
	白馬村	R1=50	堀川流域=12	R1=35 かつ 坂川流域=9	-
	小谷村	R1=60	坂川流域=22, 中谷川流域=11	-	-
	上田市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	内村川流域=11, 依田川流域=21, 神川流域=13, 産川流域=6	-	千曲川〔生田〕, 信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	東御市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	-	平地地: R1=30 かつ 千曲川流域=42	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	青木村	R1=60	-	-	-
佐久地域	長和町	R1=60	依田川流域=12	-	-
	小諸市	平地地: R3=60 平地地以外: R3=80	蛇姫川流域=7	-	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	佐久市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	瀧川流域=6, 湯川流域=22, 清津川流域=16, 鹿曲川流域=12	-	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	小海町	R1=60	千曲川流域=25	-	-
	川上村	R1=70	千曲川流域=20, 西川流域=9	-	-
	南牧村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	千曲川流域=25	-	-
	南相木村	R1=50	南相木川流域=13, 三川流域=12	R1=25 かつ 南相木川流域=10	-
	北相木村	R1=60	相木川流域=17	-	-
	佐久穂町	R1=60	千曲川流域=29, 石堂川流域=19, 大石川流域=7, 大岳川流域=7	R1=25 かつ 千曲川流域=25	千曲川〔生田〕, 信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	軽井沢町	R3=80	湯川流域=17, 湯川流域=12	平地地: R3=60 かつ 湯川流域=14	-
松本地域	御代田町	R3=80	湯川流域=18, 湯川流域=12, 緑矢川流域=6	-	-
	立科町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	芦田川流域=9	平地地: R1=25 かつ 芦田川流域=5	-
	松本	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60	梓川流域=36, 田川流域=9, 会田川流域=13, 中ノ沢流域=10, 鏡川流域=16	-	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕
	塩尻	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	田川流域=9, 小曾部川流域=10	-	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕
	安曇野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	犀川流域=60, 梓川流域=36, 高瀬川流域=27, 和田川流域=9, 会田川流域=13, 乳川流域=15	-	-
	麻績村	R1=60	麻績川流域=12	-	-
	生坂村	R1=40	犀川流域=60, 麻績川流域=13, 金魚川流域=11	-	-
	山形村	平地地: R1=40 平地地以外: R1=45	-	-	-
	親田村	R1=40	鏡川流域=12	-	-
	冠北村	R1=60	麻績川流域=13	-	-
豊後上高地地域 諏訪地域	乗鞍上高地	R1=60	梓川流域=34, 新川流域=11	-	-
	岡谷市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	横河川流域=7	-	天竜川水系諏訪湖〔釜口水門〕
	諏訪市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	上川流域=16, 宮川流域=14, 沢川流域=5	平地地: R1=25 かつ 上川流域=11	天竜川水系諏訪湖〔釜口水門〕
	茅野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	上川流域=14, 柳川流域=8, 宮川流域=12, 沢川流域=5, 滝ノ湯川流域=7	-	天竜川水系諏訪湖〔釜口水門〕
	下諏訪町	R1=60	砥川流域=10	-	天竜川水系諏訪湖〔釜口水門〕
	富士見町	R1=70	釜無川流域=18, 宮川流域=7, 立場川流域=7	-	-
	原村	R1=60	母籠川流域=6, 立場川流域=5	-	-
	伊那市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	三峰川流域=18, 藤沢川流域=10, 小黒川流域=10	-	天竜川上流〔伊那富・沢渡〕
	駒ヶ根市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	大田切川流域=12, 中田切川流域=11	-	天竜川上流〔沢渡〕
	砥野町	R1=60	天竜川流域=26, 横川流域=14	-	天竜川上流〔伊那富〕
木曾地域	箕輪町	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	沢川流域=9	-	天竜川上流〔伊那富〕
	飯島町	R1=60	与田切川流域=10, 中田切川流域=12	-	天竜川上流〔沢渡〕
	南箕輪村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	-	-	天竜川上流〔伊那富〕
	中川村	R1=50	小沢川流域=20	-	天竜川上流〔沢渡〕
	宮田村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	黒川流域=10	-	天竜川上流〔沢渡〕
	榑川	R1=60	奈良井川流域=13	-	-
	上松町	R1=50	木曾川流域=43, 赤沢流域=17	-	-
	南木曾町	R1=70	木曾川流域=55	R1=30 かつ 木曾川流域=48	-
	木曽村	R1=60	木曾川流域=17, 菅川流域=8	-	-
	玉川村	R1=70	玉川川流域=25, 又ノ川流域=10	-	-
下伊那地域	大桑村	R1=70	木曾川流域=54, 伊那川流域=12, 阿寺川流域=15	-	-
	木曾町	R1=70	玉川川流域=31, 木曾川流域=26, 赤川流域=12, 黒川流域=10	-	-
	飯田市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	松川流域=18, 黒川流域=10, 万古川流域=13, 遠山川流域=32, 上村川流域=11	-	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	R1=60	-	-	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	碓氷町	R1=60	-	-	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	R1=50	天竜川流域=70, 和知野川流域=19, 赤木川流域=15	-	-
	阿智村	R1=60	阿智川流域=30, 和知野川流域=13, 黒川流域=12, 小黒川流域=10	-	-
	平谷村	R1=60	平谷川流域=15	-	-
	根羽村	R1=70	-	-	-
	下條村	R1=50	天竜川流域=47	-	-
赤木村	R1=60	赤木川流域=15	-	-	
天龍村	R1=70	天竜川流域=74, 遠山川流域=33	-	-	
森島村	R1=50	天竜川流域=65, 万古川流域=15	-	-	
徳木村	R1=60	小川川流域=9, 加々須川流域=5	-	天竜川上流〔市田・天竜峡〕	
豊丘村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	虹川流域=7	-	天竜川上流〔市田〕	
大蔵村	R1=60	小沢川流域=19, 鹿嶋川流域=9, 青木川流域=9	-	-	

別表3 大雨注意報基準

(1/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	須坂市	R1=30	73
	千曲市	R1=25	56
	坂城町	R1=25	62
	小布施町	R1=30	82
	高山村	R1=30	82
	信濃町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	89
	小川村	R1=30	71
	飯綱町	R1=25	88
	中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30
飯山市		平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	75
山ノ内町		平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	76
木島平村		R3=40	76
野沢温泉村		R1=25	76
栄村		R1=40	76
大北地域	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	54
	池田町	R1=25	54
	松川村	R1=25	60
	白馬村	R1=30	81
	小谷村	R1=40	76
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	52
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	75
	青木村	R1=40	70
	長和町	R1=40	76
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	68
	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	小海町	R1=40	72
	川上村	R1=40	80
	南牧村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	80
	南相木村	R1=30	81
	北相木村	R1=40	85
	佐久穂町	R1=40	72
	軽井沢町	R3=50	80
	御代田町	R3=50	76
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	68

別表3 大雨注意報基準

(1/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	須坂市	R1=30	73
	千曲市	R1=25	56
	坂城町	R1=25	62
	小布施町	R1=30	82
	高山村	R1=30	82
	信濃町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	89
	小川村	R1=30	71
	飯綱町	R1=25	88
	中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30
飯山市		平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	75
山ノ内町		平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	76
木島平村		R3=40	76
野沢温泉村		R1=25	76
栄村		R1=40	76
大北地域	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	54
	池田町	R1=25	54
	松川村	R1=25	60
	白馬村	R1=30	81
	小谷村	R1=40	76
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	52
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	75
	青木村	R1=40	70
	長和町	R1=40	76
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	68
	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	小海町	R1=40	72
	川上村	R1=40	80
	南牧村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	80
	南相木村	R1=30	81
	北相木村	R1=40	85
	佐久穂町	R1=40	72
	軽井沢町	R3=50	80
	御代田町	R3=50	76
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	68

別表4 洪水注意報基準

市町村等名 主たる地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	
長野地域	長野市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	犀川流域=42, 鳥居川流域=10, 聖川流域=8, 土居川流域=11	—	千曲川[杭瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系榎花川[岡田]	
	須坂市	R1=30	松川流域=7	—	千曲川[立ヶ花]	
	千曲市	R1=25	千曲川流域=39	—	千曲川[杭瀬下]	
	坂城町	R1=25	千曲川流域=39	—	千曲川[生田・杭瀬下]	
	小布施町	R1=30	松川流域=11	—	千曲川[立ヶ花]	
	高山村	R1=30	松川流域=13	—	—	
	信濃町	平地地: R1=25	鳥居川流域=8, 関川流域=11	—	—	
	小川村	R1=30	土居川流域=8	—	—	
	飯綱町	R1=25	鳥居川流域=10, 斑尾川流域=5	R1=20 かつ 鳥居川流域=7	—	
	中野飯山地域	中野市	平地地: R1=25	夜間瀬川流域=7, 斑尾川流域=5	—	千曲川[立ヶ花]
飯山市	平地地: R3=40	千曲川流域=57	—	千曲川[立ヶ花]		
山ノ内町	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	魚野川流域=8, 雑魚川流域=9, 夜間瀬川流域=10, 横湯川流域=7	—	—		
木島平村	R3=40	樽川流域=6	—	—		
野沢温泉村	R1=25	千曲川流域=63, 天代川流域=10	—	千曲川[立ヶ花]		
栄村	R1=40	千曲川流域=63, 中津川流域=20, 魚野川流域=14, 天代川流域=10	—	—		
大北地域	大町市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	高瀬川流域=20, 犀川流域=32, 金熊川流域=5, 土居川流域=7	—	—	
	池田町	R1=25	高瀬川流域=18	—	—	
	松川村	R1=25	高瀬川流域=21, 乳川流域=6	—	—	
	白馬村	R1=30	姫川流域=9	—	—	
上田地域	上田市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	内村川流域=7, 依田川流域=12, 神川流域=7, 産川流域=4	—	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	東御市	平地地: R1=25	千曲川流域=34	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	青木村	R1=40	—	—	—	
久久地域	小諸市	平地地: R3=40	蛇堀川流域=6	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	佐久市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	濁川流域=5, 湯川流域=12, 滑津川流域=7, 鹿曲川流域=7	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	小海町	R1=40	千曲川流域=20	—	—	
	川上村	R1=40	千曲川流域=16, 西川流域=7	—	—	
	南牧村	平地地: R1=30	千曲川流域=20	—	—	
	南相木村	R1=30	南相木川流域=10, 三川流域=10	—	—	
	北相木村	R1=40	相木川流域=14	—	—	
	佐久穂町	R1=40	千曲川流域=23, 石堂川流域=15, 大石川流域=6, 大岳川流域=6	—	—	
	軽井沢町	R3=50	湯川流域=14, 濁川流域=10	—	—	
	御代田町	R3=50	湯川流域=14, 濁川流域=10, 鱒矢川流域=5	—	—	
	立科町	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	芦田川流域=7	平地地: R1=15 かつ 芦田川流域=5	—	—
	松本地域	松本	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	梓川流域=18, 田川流域=7, 会田川流域=10, 中ノ沢流域=5, 鏡川流域=13	—	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
		塩尻	平地地: R1=25	田川流域=7, 小曾部川流域=8	—	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
安曇野市		平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	犀川流域=33, 梓川流域=29, 高瀬川流域=22, 和田川流域=7, 会田川流域=10, 乳川流域=12	—	—	
麻績村		R1=30	麻績川流域=10	—	—	
生坂村		R1=25	犀川流域=48, 麻績川流域=10, 金熊川流域=9	—	—	
山形村		R1=25	—	—	—	
朝日村		R1=25	鏡川流域=10	—	—	
筑北村		R1=30	麻績川流域=10	—	—	
豊登上高地		R1=40	梓川流域=27, 前川流域=9	—	—	
諏訪地域		岡谷市	平地地: R1=25	横河川流域=5	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		諏訪市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	上川流域=10, 宮川流域=11, 沢川流域=4	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		茅野市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	上川流域=11, 柳川流域=6, 宮川流域=10, 洪川流域=4, 滝ノ島川流域=6	—	—
		下諏訪町	R1=40	砥川流域=9	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	R1=40	釜無川流域=14, 宮川流域=6, 立場川流域=6	—	—	
	原村	R1=40	馬場川流域=4, 立場川流域=4	—	—	
	伊那市	R1=30	三峰川流域=14, 藤沢川流域=8, 小黒川流域=8	—	天竜川上流[伊那富・沢渡]	
伊那地域	駒ヶ根市	平地地: R1=30	大田切川流域=10, 中田切川流域=9	—	天竜川上流[沢渡]	
	辰野町	R1=40	天竜川流域=21, 横川川流域=11	—	天竜川上流[伊那富]	
	箕輪町	R1=30	沢川流域=7	—	天竜川上流[伊那富]	
	飯島町	R1=40	与田切川流域=8, 中田切川流域=10	—	天竜川上流[沢渡]	
	南箕輪村	平地地: R1=30	天竜川流域=28	—	天竜川上流[伊那富]	
	中川村	R1=30	小渋川流域=16	—	天竜川上流[沢渡]	
	富田村	平地地: R1=30	黒川流域=8	—	天竜川上流[沢渡]	
	榑川	R1=40	奈良井川流域=10	—	—	
	上松町	R1=30	木曾川流域=34, 赤沢流域=14	—	—	
	南木曾町	R1=40	木曾川流域=44	—	—	
木曾地域	木曽町	R1=40	木曾川流域=14, 笹川流域=6	—	—	
	王滝村	R1=50	王滝川流域=20, うぐいす川流域=8	—	—	
	大桑村	R1=40	木曾川流域=43, 伊那川流域=10, 阿寺川流域=12	—	—	
	木曾町	R1=40	王滝川流域=25, 木曾川流域=21, 赤川流域=10, 黒川流域=8	—	—	
	下伊那地域	飯田市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	松川流域=13, 黒川流域=8, 万古川流域=10, 遠山川流域=26, 上村川流域=9	—	天竜川上流[市田・天竜峡]
		松川町	R1=30	小渋川流域=15	—	天竜川上流[沢渡・市田]
		高森町	R1=40	—	—	天竜川上流[市田]
		阿南町	R1=30	天竜川流域=56, 和知野川流域=15, 赤木川流域=12	—	—
		阿智村	R1=40	阿智川流域=20, 和知野川流域=10, 黒川流域=10, 小黒川流域=8	—	—
		平谷村	R1=40	平谷川流域=12	—	—
		根羽村	R1=40	—	—	—
		下條村	R1=30	天竜川流域=38	—	—
		赤木村	R1=40	赤木川流域=12	—	—
天龍村		R1=40	天竜川流域=59, 遠山川流域=26	—	—	
泰皇村		R1=30	天竜川流域=52, 万古川流域=12	—	—	
善木村		R1=40	小川川流域=6, 加々須川流域=4	—	天竜川上流[市田・天竜峡]	
豊丘村		平地地: R1=30	鮎川流域=5	—	天竜川上流[市田]	
大鹿村	R1=40	小渋川流域=15, 鹿塩川流域=7, 青木川流域=7	—	—		

別表4 洪水注意報基準

市町村等名 主たる地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	
長野地域	長野市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	犀川流域=42, 鳥居川流域=10, 聖川流域=8, 土居川流域=11	—	千曲川[杭瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系榎花川[岡田]	
	須坂市	R1=30	松川流域=7	—	千曲川[立ヶ花]	
	千曲市	R1=25	千曲川流域=39	—	千曲川[杭瀬下]	
	坂城町	R1=25	千曲川流域=39	—	千曲川[生田・杭瀬下]	
	小布施町	R1=30	松川流域=11	—	千曲川[立ヶ花]	
	高山村	R1=30	松川流域=13	—	—	
	信濃町	平地地: R1=25	鳥居川流域=8, 関川流域=11	—	—	
	小川村	R1=30	土居川流域=8	—	—	
	飯綱町	R1=25	鳥居川流域=10, 斑尾川流域=5	R1=20 かつ 鳥居川流域=7	—	
	中野飯山地域	中野市	平地地: R1=25	夜間瀬川流域=7, 斑尾川流域=5	—	千曲川[立ヶ花]
飯山市	平地地: R3=40	千曲川流域=57	—	千曲川[立ヶ花]		
山ノ内町	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	魚野川流域=8, 雑魚川流域=9, 夜間瀬川流域=10, 横湯川流域=7	—	—		
木島平村	R3=40	樽川流域=6	—	—		
野沢温泉村	R1=25	千曲川流域=63, 天代川流域=10	—	千曲川[立ヶ花]		
栄村	R1=40	千曲川流域=63, 中津川流域=20, 魚野川流域=14, 天代川流域=10	—	—		
大北地域	大町市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	高瀬川流域=20, 犀川流域=32, 金熊川流域=5, 土居川流域=7	—	—	
	池田町	R1=25	高瀬川流域=18	—	—	
	松川村	R1=25	高瀬川流域=21, 乳川流域=6	—	—	
	白馬村	R1=30	姫川流域=9	—	—	
上田地域	上田市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	内村川流域=7, 依田川流域=12, 神川流域=7, 産川流域=4	—	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	東御市	平地地: R1=25	千曲川流域=34	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	青木村	R1=40	—	—	—	
久久地域	小諸市	平地地: R3=40	蛇堀川流域=6	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	佐久市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	濁川流域=5, 湯川流域=12, 滑津川流域=7, 鹿曲川流域=7	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	小海町	R1=40	千曲川流域=20	—	—	
	川上村	R1=40	千曲川流域=16, 西川流域=7	—	—	
	南牧村	平地地: R1=30	千曲川流域=20	—	—	
	南相木村	R1=30	南相木川流域=10, 三川流域=10	—	—	
	北相木村	R1=40	相木川流域=14	—	—	
	佐久穂町	R1=40	千曲川流域=23, 石堂川流域=15, 大石川流域=6, 大岳川流域=6	—	—	
	軽井沢町	R3=50	湯川流域=14, 濁川流域=10	—	—	
	御代田町	R3=50	湯川流域=14, 濁川流域=10, 鱒矢川流域=5	—	—	
	立科町	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	芦田川流域=7	平地地: R1=15 かつ 芦田川流域=5	—	—
	松本地域	松本	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	梓川流域=18, 田川流域=7, 会田川流域=10, 中ノ沢流域=5, 鏡川流域=13	—	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
		塩尻	平地地: R1=25	田川流域=7, 小曾部川流域=8	—	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
安曇野市		平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	犀川流域=33, 梓川流域=29, 高瀬川流域=22, 和田川流域=7, 会田川流域=10, 乳川流域=12	—	—	
麻績村		R1=30	麻績川流域=10	—	—	
生坂村		R1=25	犀川流域=48, 麻績川流域=10, 金熊川流域=9	—	—	
山形村		R1=25	—	—	—	
朝日村		R1=25	鏡川流域=10	—	—	
筑北村		R1=30	麻績川流域=10	—	—	
豊登上高地		R1=40	梓川流域=27, 前川流域=9	—	—	
諏訪地域		岡谷市	平地地: R1=25	横河川流域=5	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		諏訪市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	上川流域=10, 宮川流域=11, 沢川流域=4	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		茅野市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	上川流域=11, 柳川流域=6, 宮川流域=10, 洪川流域=4, 滝ノ島川流域=6	—	—
		下諏訪町	R1=40	砥川流域=9	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	R1=40	釜無川流域=14, 宮川流域=6, 立場川流域=6	—	—	
	原村	R1=40	馬場川流域=4, 立場川流域=4	—	—	
	伊那市	R1=30	三峰川流域=14, 藤沢川流域=8, 小黒川流域=8	—	天竜川上流[伊那富・沢渡]	
伊那地域	駒ヶ根市	平地地: R1=30	大田切川流域=10, 中田切川流域=9	—	天竜川上流[沢渡]	
	辰野町	R1=40	天竜川流域=21, 横川川流域=11	—	天竜川上流[伊那富]	
	箕輪町	R1=30	沢川流域=7	—	天竜川上流[伊那富]	
	飯島町	R1=40	与田切川流域=8, 中田切川流域=10	—	天竜川上流[沢渡]	
	南箕輪村	平地地: R1=30	天竜川流域=28	—	天竜川上流[伊那富]	
	中川村	R1=30	小渋川流域=16	—	天竜川上流[沢渡]	
	富田村	平地地: R1=30	黒川流域=8	—	天竜川上流[沢渡]	
	榑川	R1=40	奈良井川流域=10	—	—	
	上松町	R1=30	木曾川流域=34, 赤沢流域=14	—	—	
	南木曾町	R1=40	木曾川流域=44	—	—	
木曾地域	木曽町	R1=40	木曾川流域=14, 笹川流域=6	—	—	
	王滝村	R1=50	王滝川流域=20, うぐいす川流域=8	—	—	
	大桑村	R1=40	木曾川流域=43, 伊那川流域=10, 阿寺川流域=12	—	—	
	木曽町	R1=40	王滝川流域=25, 木曾川流域=21, 赤川流域=10, 黒川流域=8	—	—	
	下伊那地域	飯田市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	松川流域=13, 黒川流域=8, 万古川流域=10, 遠山川流域=26, 上村川流域=9	—	天竜川上流[市田・天竜峡]
		松川町	R1=30	小渋川流域=15	—	天竜川上流[沢渡・市田]
		高森町	R1=40	—	—	天竜川上流[市田]
		阿南町	R1=30	天竜川流域=56, 和知野川流域=15, 赤木川流域=12	—	—
		阿智村	R1=40	阿智川流域=20, 和知野川流域=10, 黒川流域=10, 小黒川流域=8	—	—
		平谷村	R1=40	平谷川流域=12	—	—
		根羽村	R1=40	—	—	—
		下條村	R1=30	天竜川流域=38	—	—
		赤木村	R1=40	赤木川流域=12	—	—
天龍村		R1=40	天竜川流域=59, 遠山川流域=26	—	—	
泰皇村		R1=30	天竜川流域=52, 万古川流域=12	—	—	
善木村		R1=40	小川川流域=6, 加々須川流域=4	—	天竜川上流[市田・天竜峡]	
豊丘村		平地地: R1=30	鮎川流域=5	—	天竜川上流[市田]	
大鹿村	R1=40	小渋川流域=15, 鹿塩川流域=7, 青木川流域=7	—	—		

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

- (1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“—”で示している。
- (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。
- (3) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (5) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

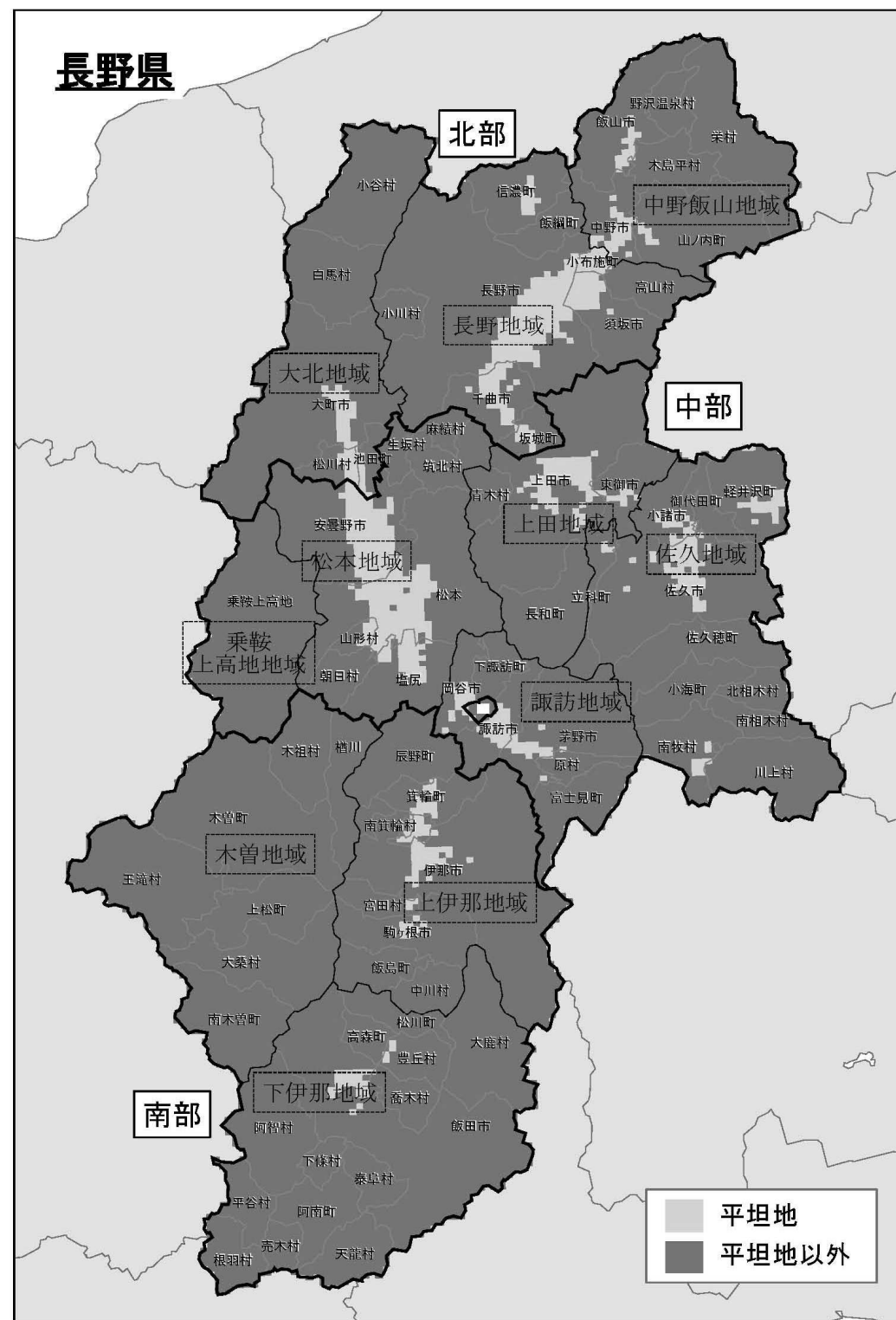
府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

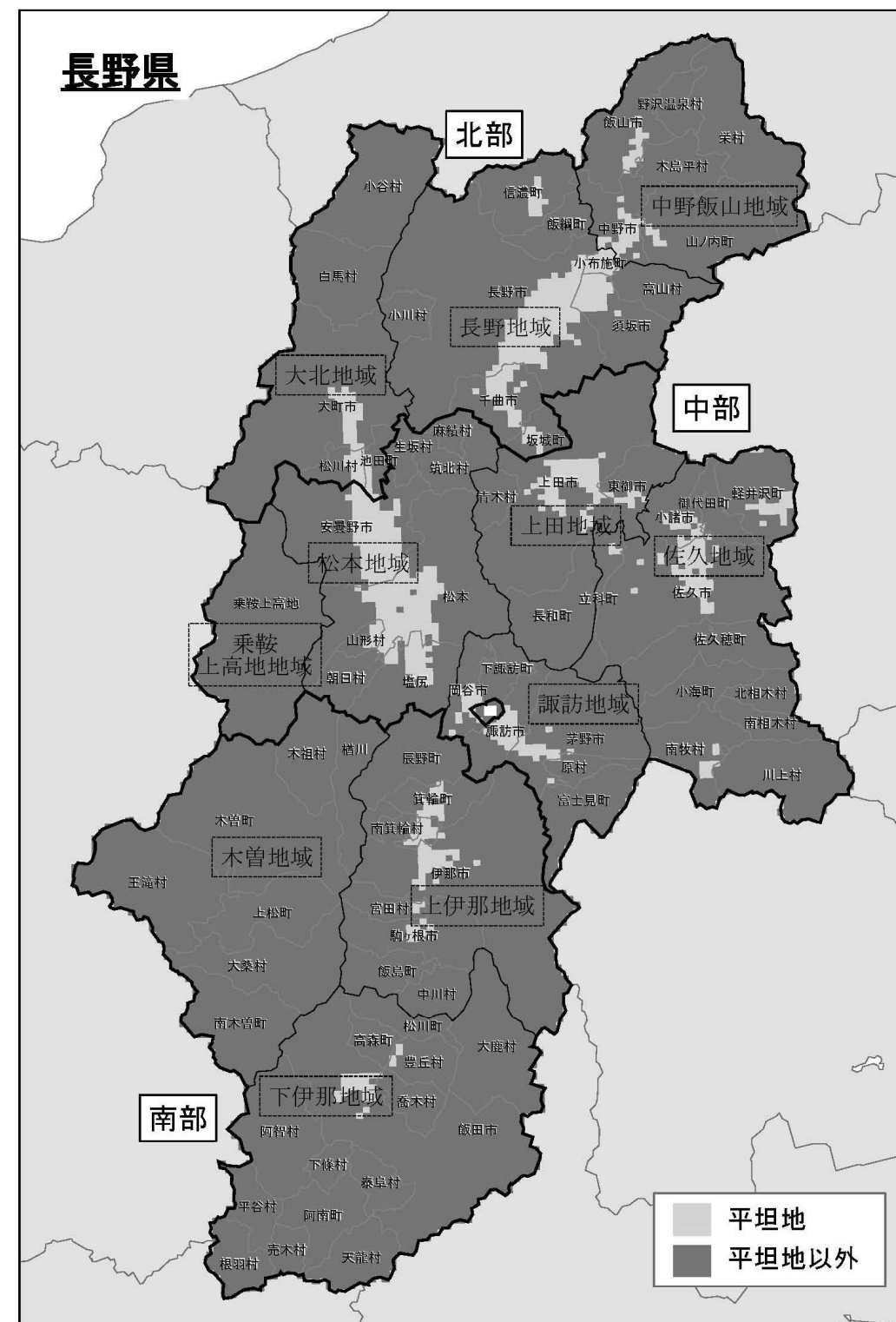
- (1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“—”で示している。
- (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。
- (3) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (5) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

別図 長野県の平坦地、平坦地以外地図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域
平坦地以外：上記以外の地域

別図 長野県の平坦地、平坦地以外地図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域
平坦地以外：上記以外の地域

別表5 警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
南 部	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曾地域	檜川、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注) 松本、乗鞍上高地、塩尻、檜川の区域

名 称	区 域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち檜川の区域を除く区域
檜川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曾平沢及び贅川

別表5 警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
南 部	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曾地域	檜川、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注) 松本、乗鞍上高地、塩尻、檜川の区域

名 称	区 域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち檜川の区域を除く区域
檜川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曾平沢及び贅川

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベ)	発表基準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後にはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55% 以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60% 以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	前項()の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨によ

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベ)	発表基準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後にはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55% 以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60% 以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	前項()の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断

る土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。ただし、別表6にある5市については分割する。

区分	発表基準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区分	発表基準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区分	発表基準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区分	発表基準
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。ただし、別表6にある5市については分割する。

区分	発表基準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区分	発表基準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区分	発表基準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区分	発表基準
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域 (資料5-1参照)
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料6参照)
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料6参照)
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 } 共同	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資料6参照)
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という) (資料6参照)
	関係建設事務所	地事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資6参照)
火災気象通報	長野地気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

別表6 土砂災害警戒情報を分割して発表する名称と区域

市	発表地域名称	区域
長野市	長野	長野市のうち鬼無里戸隠の区域を除く区域
	鬼無里戸隠	長野市のうち鬼無里支所及び戸隠支所管内
松本市	松本	松本市(乗鞍上高地地域の区域を除く。)
	乗鞍上高地	松本市(安曇及び奈川に限る。)
飯田市	飯田	飯田市のうち上村南信濃の区域を除く区域
	上村南信濃	飯田市のうち上村自治振興センター及び南信濃自治振興センター管内
伊那市	伊那	伊那市のうち長谷の区域を除く区域
	長谷	伊那市のうち長谷総合支所管内
塩尻市	塩尻	塩尻市(檜川の区域を除く。)
	檜川	塩尻市(奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。)

警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

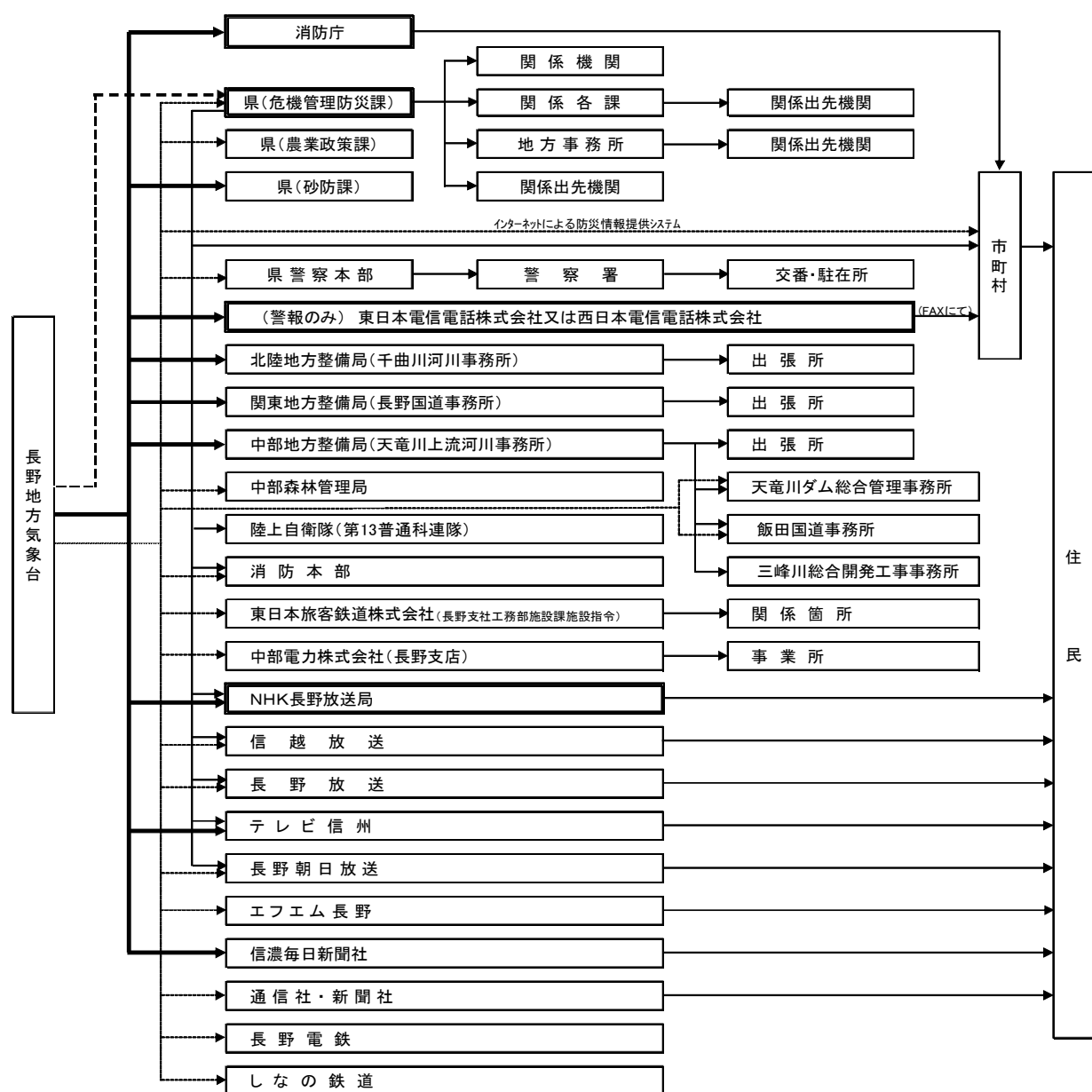
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域 (資料5-1参照)
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料6参照)
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料6参照)
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 } 共同	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資料6参照)
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という) (資料6参照)
	関係建設事務所	地事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資6参照)
火災気象通報	長野地気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

別表6 土砂災害警戒情報を分割して発表する名称と区域

市	発表地域名称	区域
長野市	長野	長野市のうち鬼無里戸隠の区域を除く区域
	鬼無里戸隠	長野市のうち鬼無里支所及び戸隠支所管内
松本市	松本	松本市(乗鞍上高地地域の区域を除く。)
	乗鞍上高地	松本市(安曇及び奈川に限る。)
飯田市	飯田	飯田市のうち上村南信濃の区域を除く区域
	上村南信濃	飯田市のうち上村自治振興センター及び南信濃自治振興センター管内
伊那市	伊那	伊那市のうち長谷の区域を除く区域
	長谷	伊那市のうち長谷総合支所管内
塩尻市	塩尻	塩尻市(檜川の区域を除く。)
	檜川	塩尻市(奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。)

警報等伝達系統図

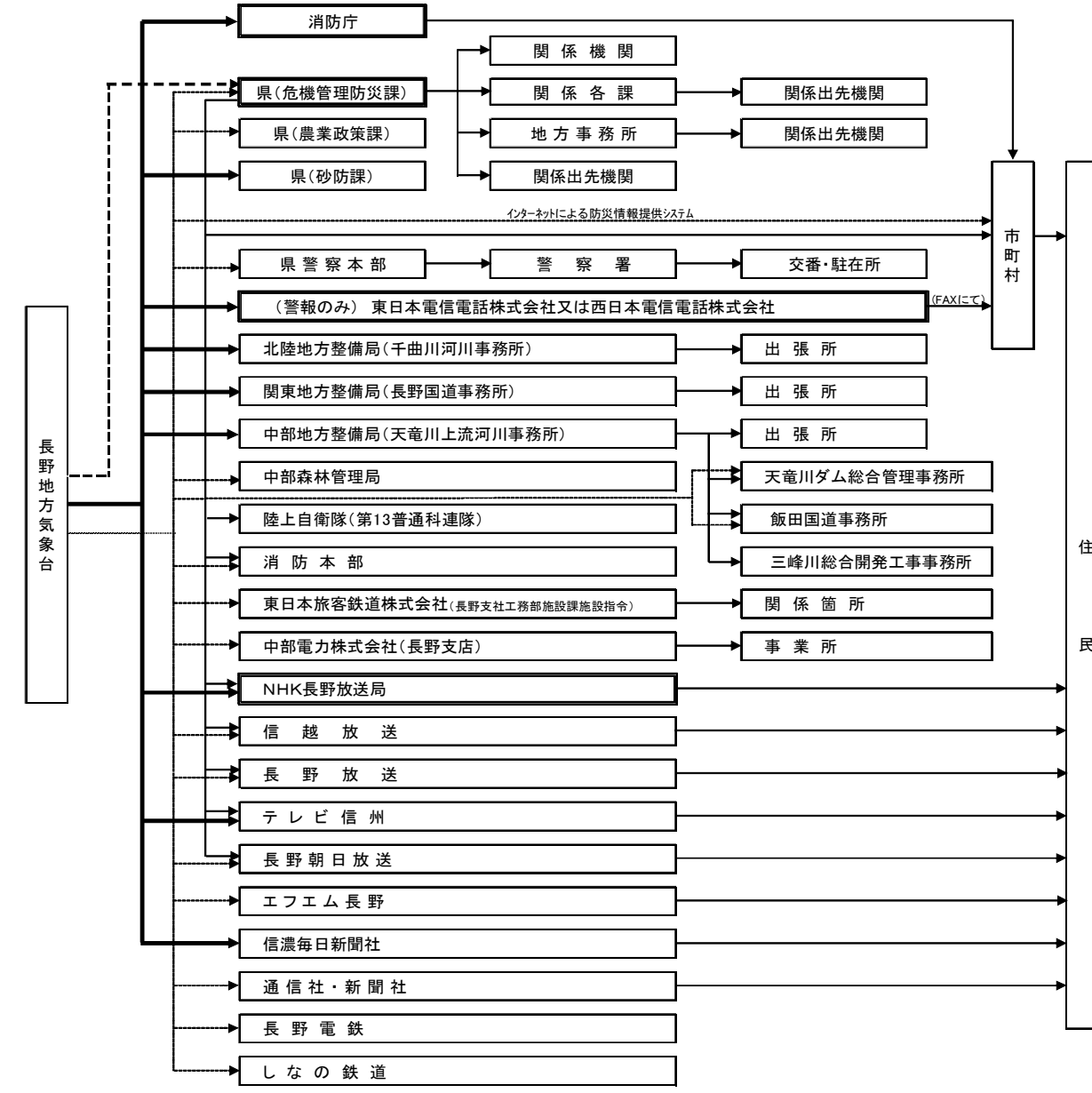
1 注意報・警報および情報
(1) 系統図



注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。警報発表時には、東日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
 注2 県(危機管理防災課)から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
 注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
 注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規程に基づく法定伝達先。
 注5 (太実線矢印)は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
 注6 (波線矢印)は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。
 注7 (太波線矢印)は、オンライン配信(XML配信)による伝達を示す。
 ※地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報
(1) 系統図



注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。警報発表時には、東日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
 注2 県(危機管理防災課)から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
 注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
 注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規程に基づく法定伝達先。
 注5 (太実線矢印)は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
 注6 (波線矢印)は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。
 注7 (太波線矢印)は、オンライン配信(XML配信)による伝達を示す。
 ※地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

(2) 通信途絶時の代替経路

機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319

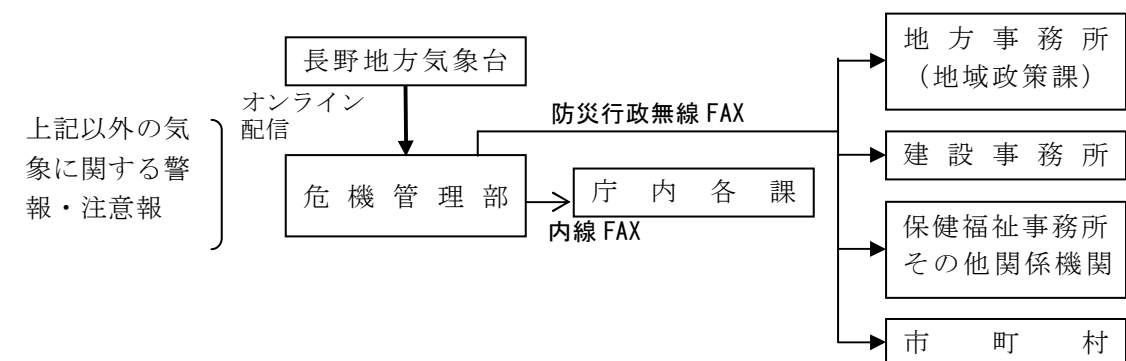
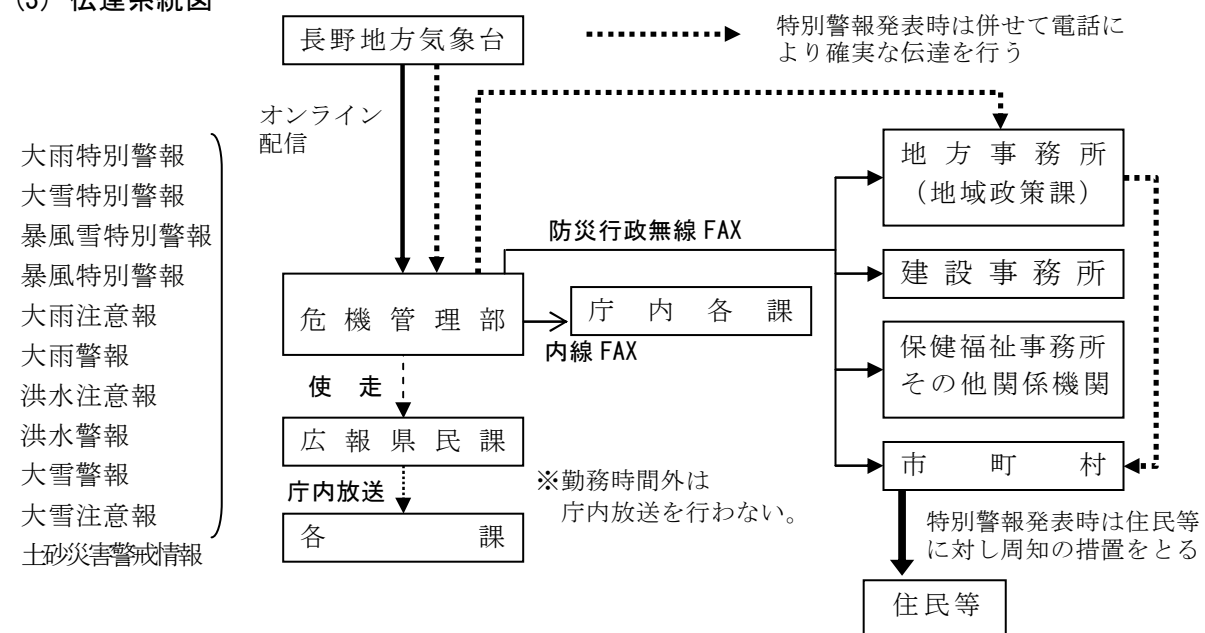
機 関 名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	022-263-0782 又は 06-4860-2040

(2) 通信途絶時の代替経路

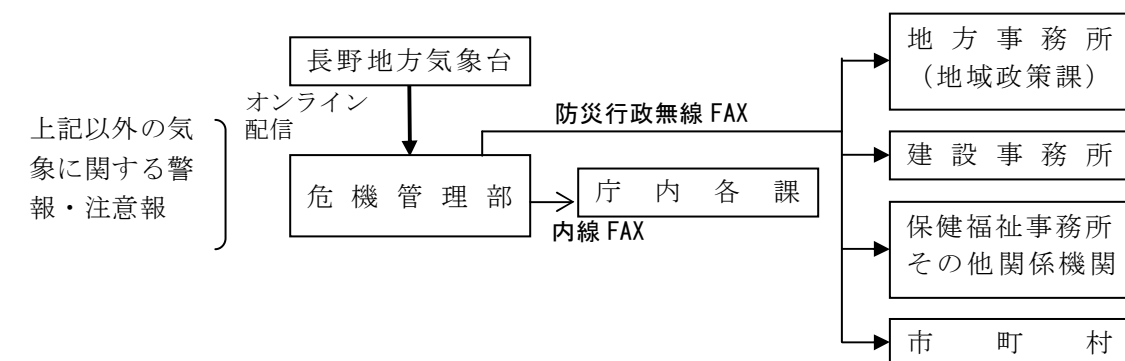
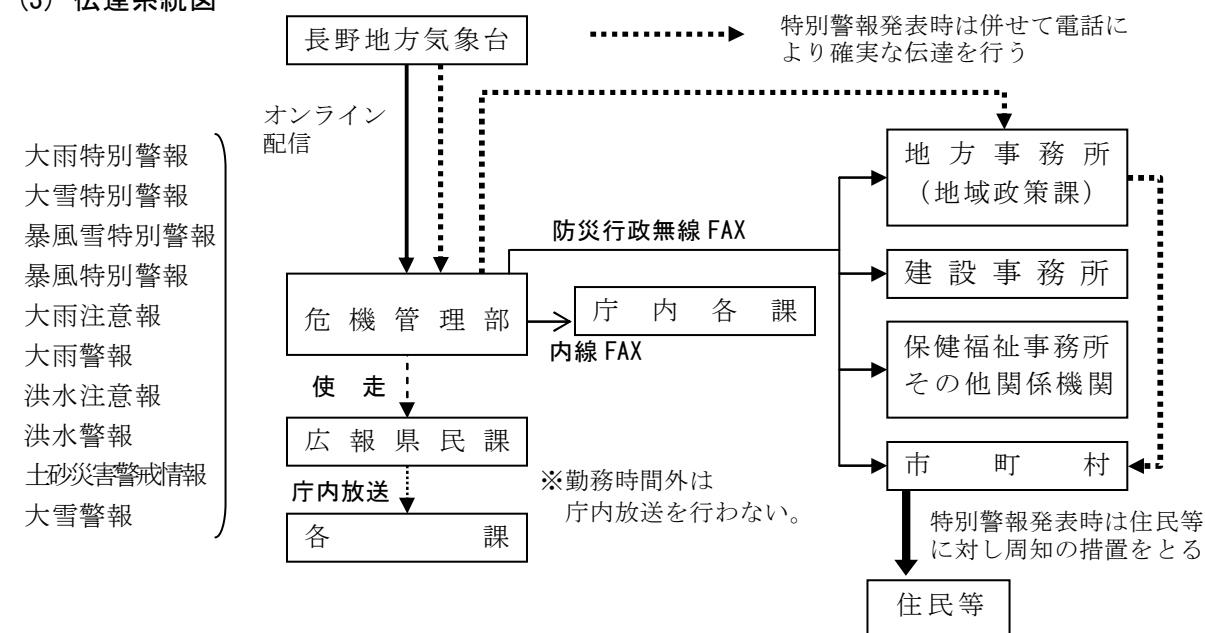
機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319

機 関 名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	022-263-0782 又は 06-4860-2040

(3) 伝達系統図



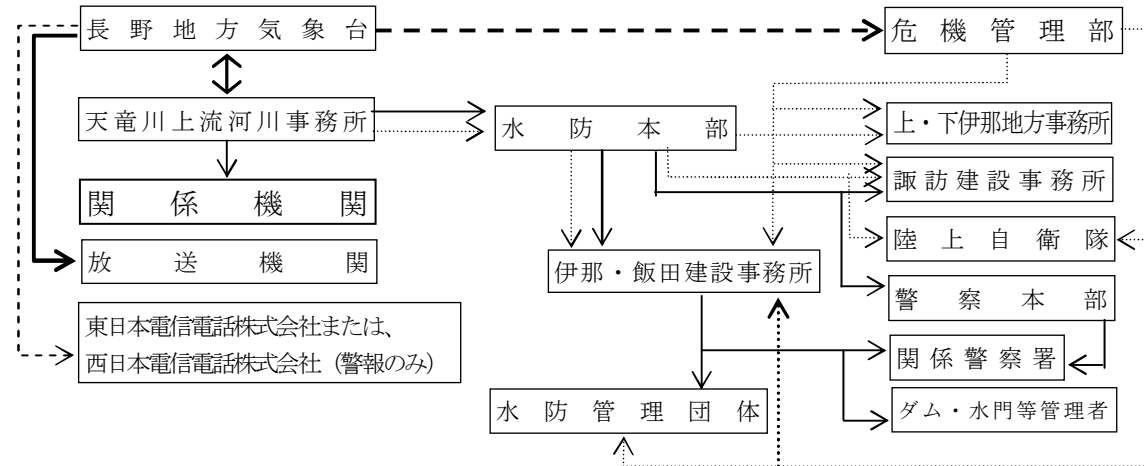
(3) 伝達系統図



2 水防警報等

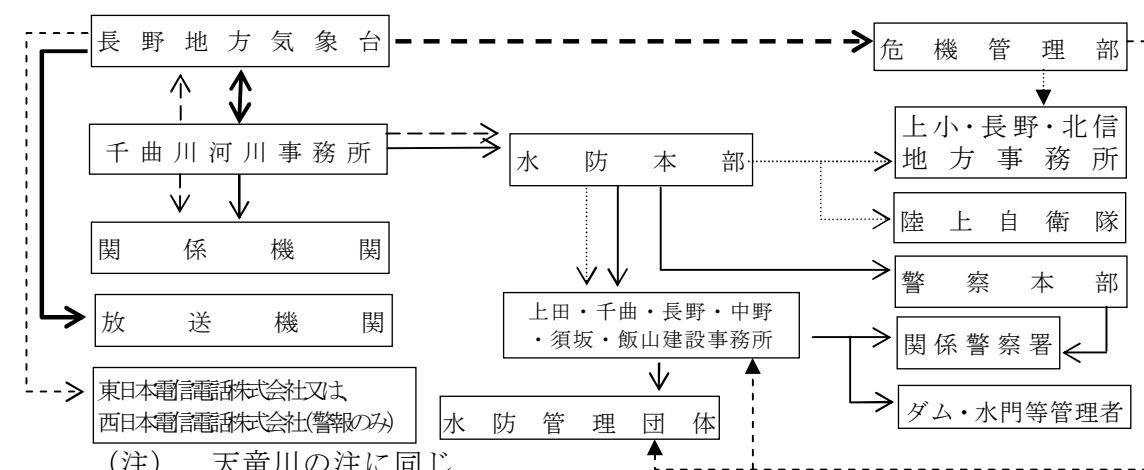
(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報
(ア) 天竜川



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - - は、オンラインによる伝達を示す。
 - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

(イ) 千曲川・犀川

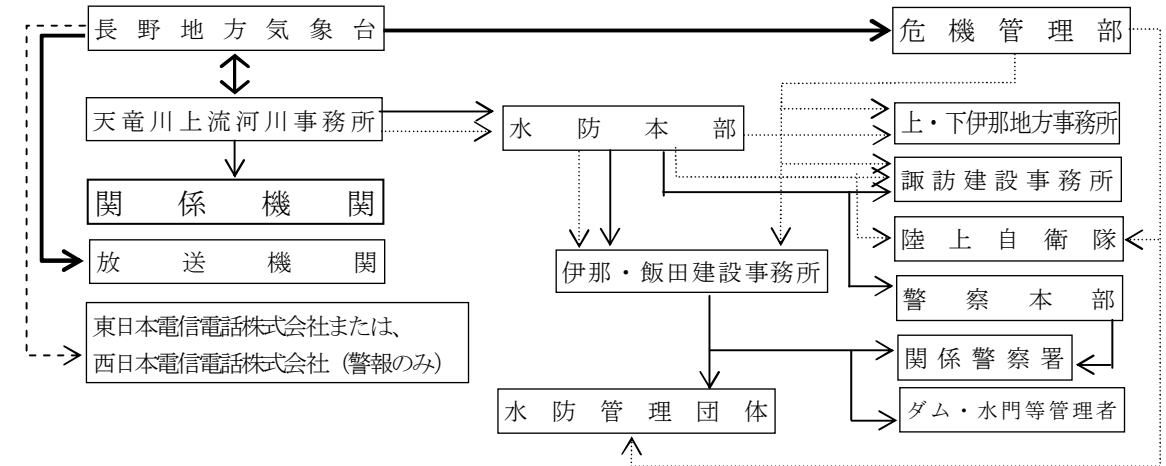


(注) 天竜川の注に同じ

2 水防警報等

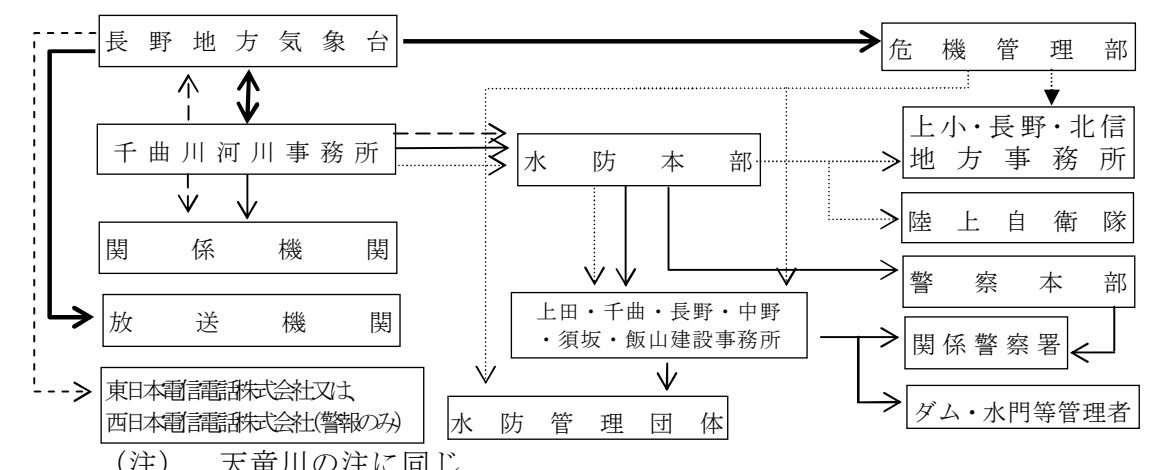
(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報
(ア) 天竜川

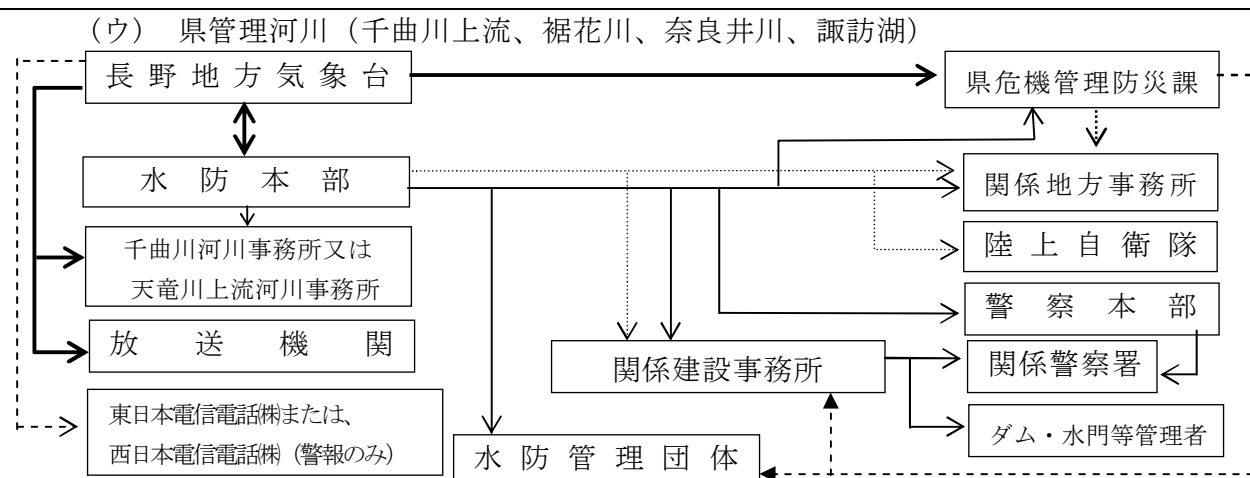


(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - - は、オンラインによる伝達を示す。
 - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

(イ) 千曲川・犀川



(注) 天竜川の注に同じ

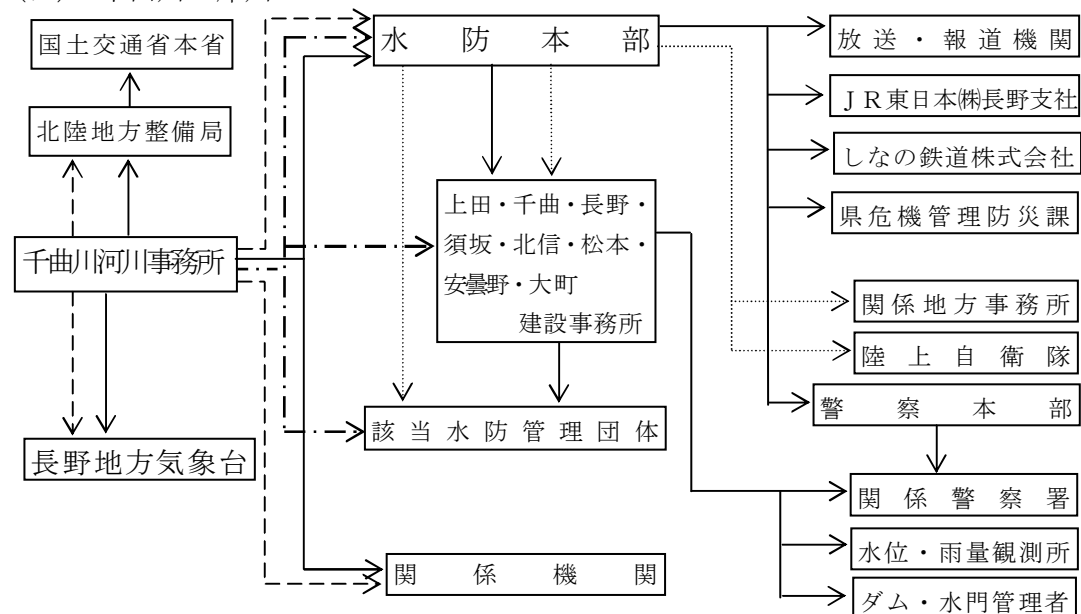


(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。

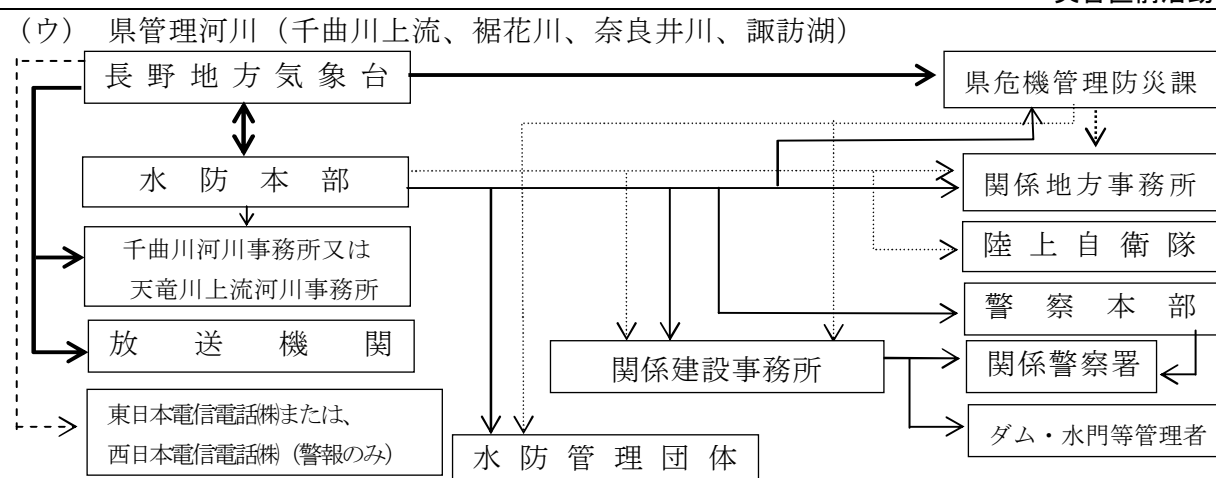
千曲川上流は、佐久・上小地方事務所、南佐久・佐久・上田建設事務所
 裾花川は、長野地方事務所、長野建設事務所
 奈良井川は、松本地方事務所、松本建設事務所
 諏訪湖は、諏訪地方事務所、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

イ 水防警報

(ア) 千曲川・犀川



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線による伝達を示す。
 - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達システム等を示す。
 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

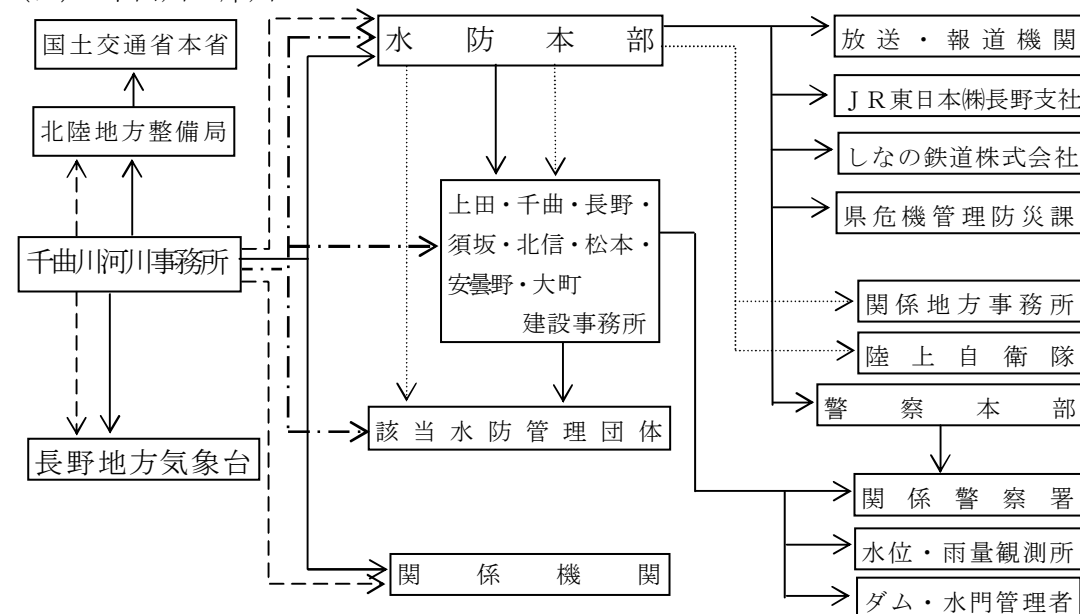


(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。

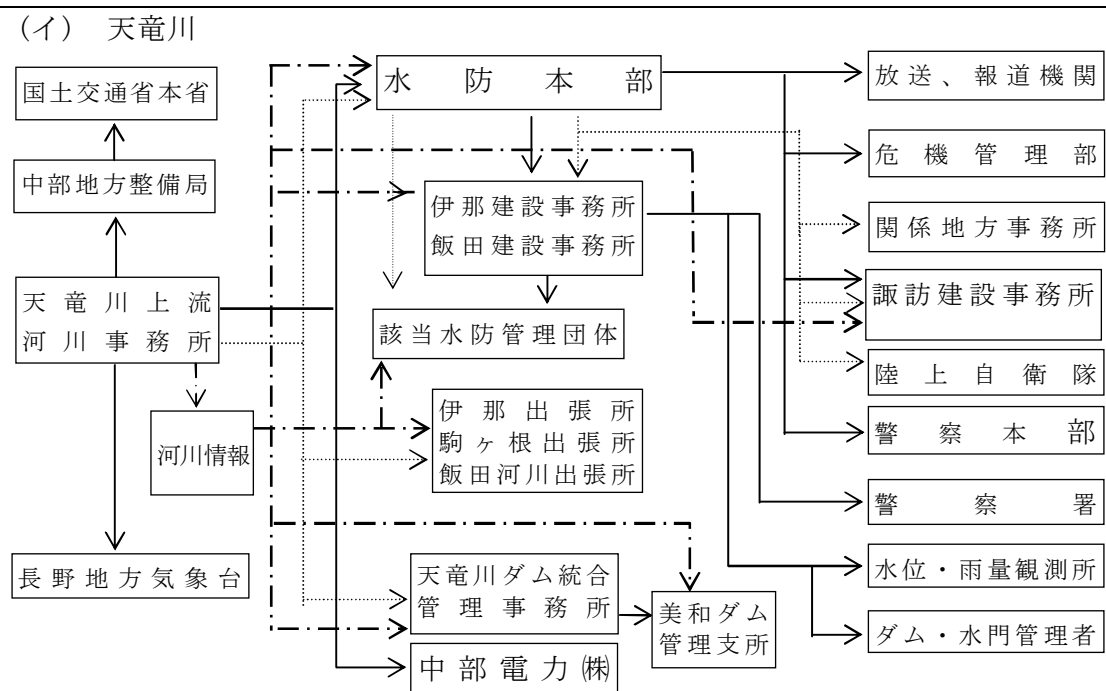
千曲川上流は、佐久・上小地方事務所、南佐久・佐久・上田建設事務所
 裾花川は、長野地方事務所、長野建設事務所
 奈良井川は、松本地方事務所、松本建設事務所
 諏訪湖は、諏訪地方事務所、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

イ 水防警報

(ア) 千曲川・犀川

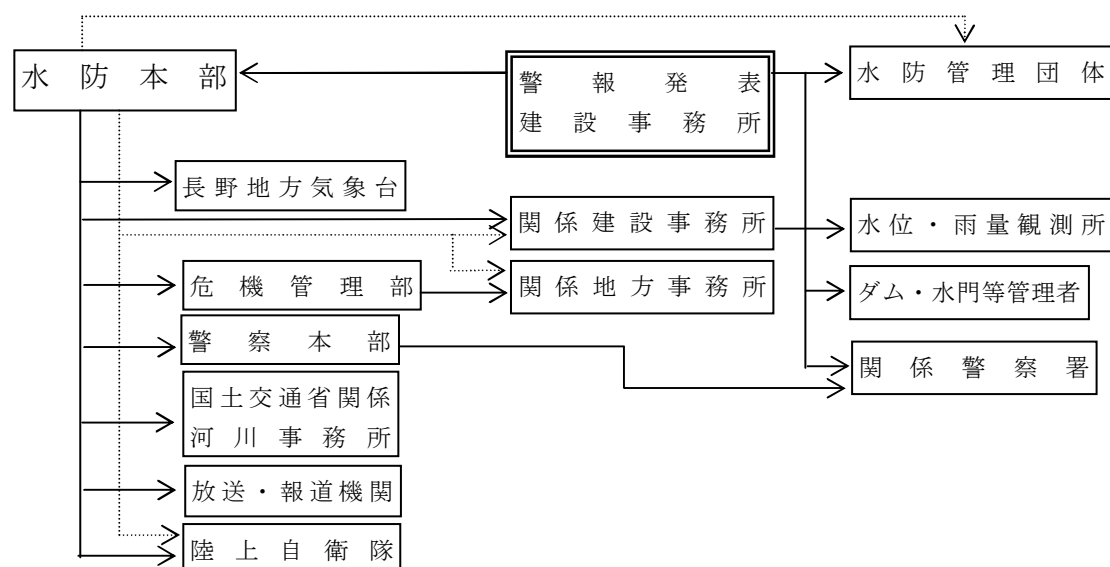


(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線による伝達を示す。
 - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達システム等を示す。
 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

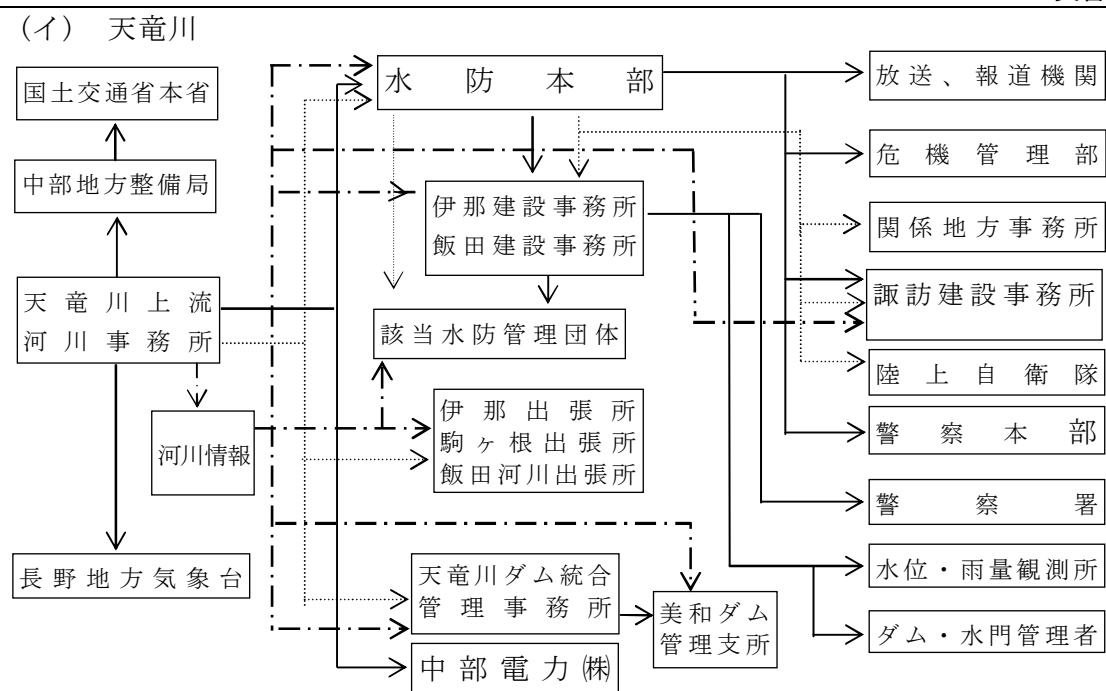


(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、ファクシミリによる伝達を示す。
 - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等を示す。

ウ 水防警報 (知事が行うもの)

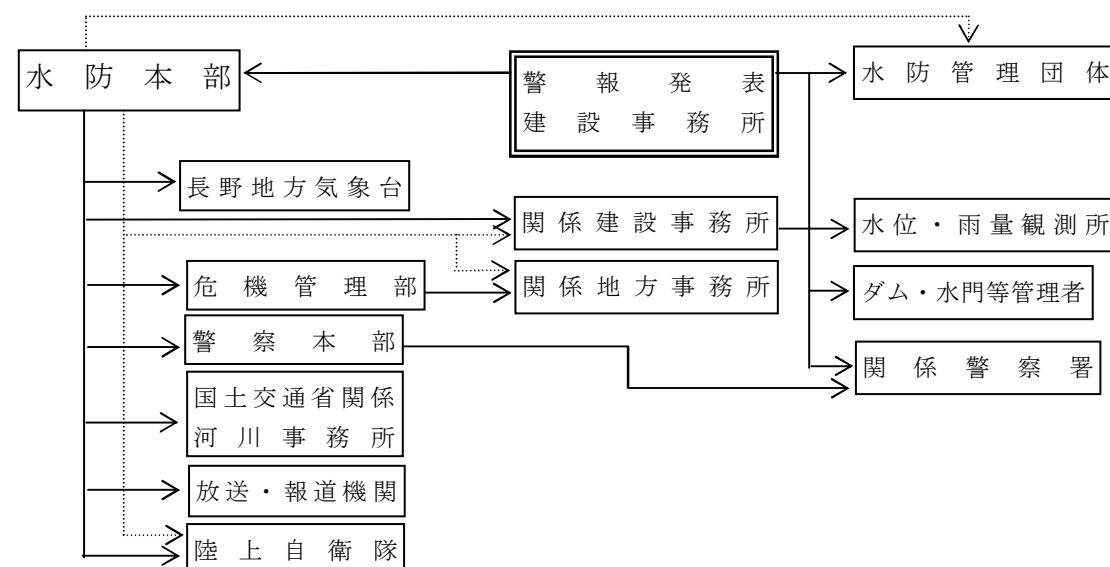


(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。



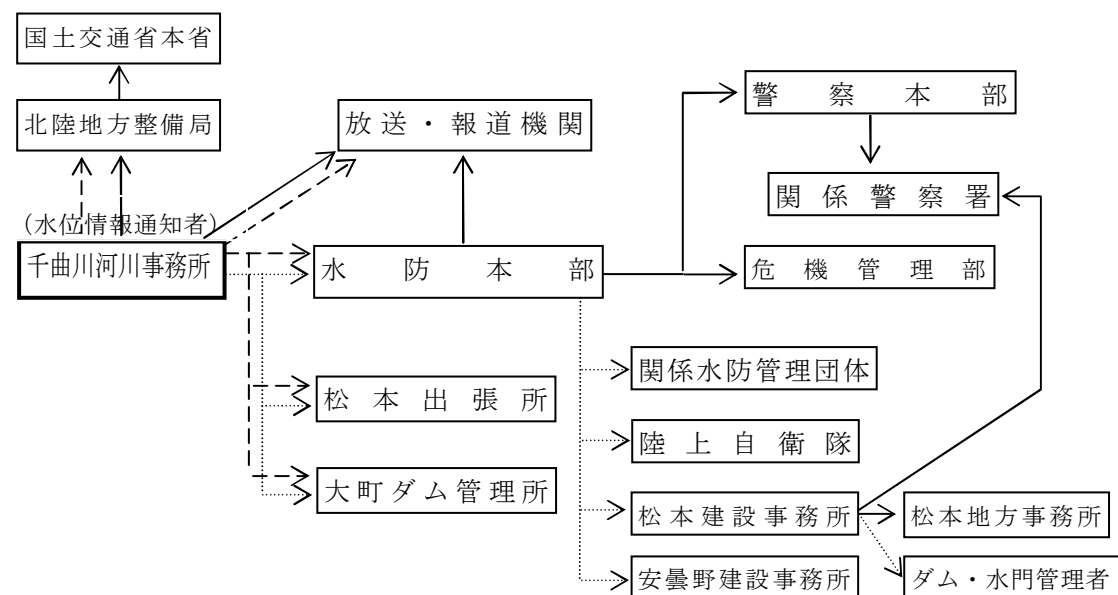
(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、ファクシミリによる伝達を示す。
 - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等を示す。

ウ 水防警報 (知事が行うもの)



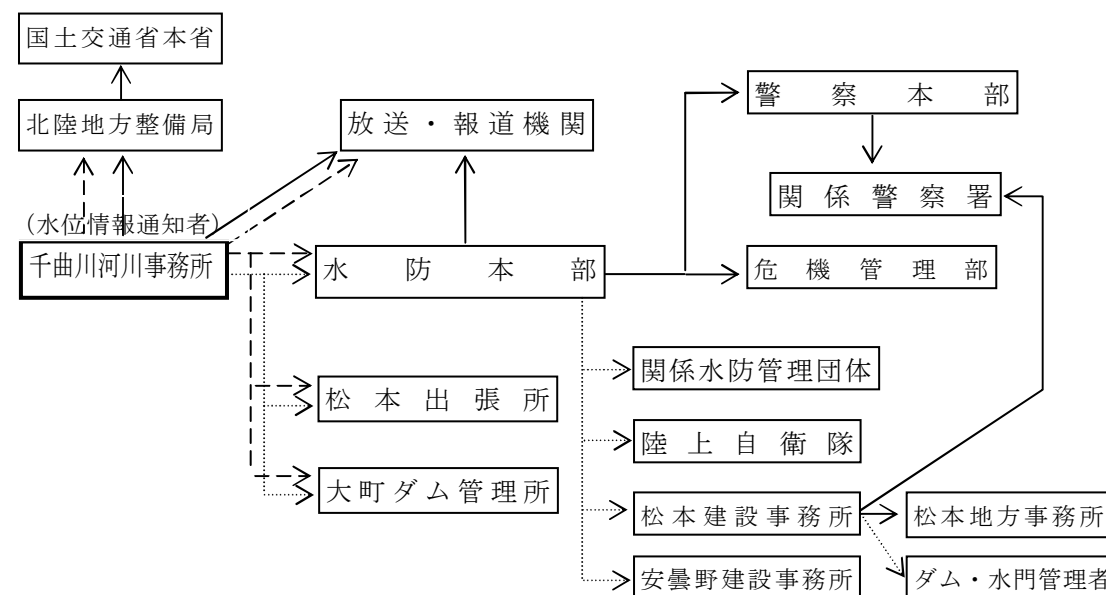
(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

エ 水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 犀川）



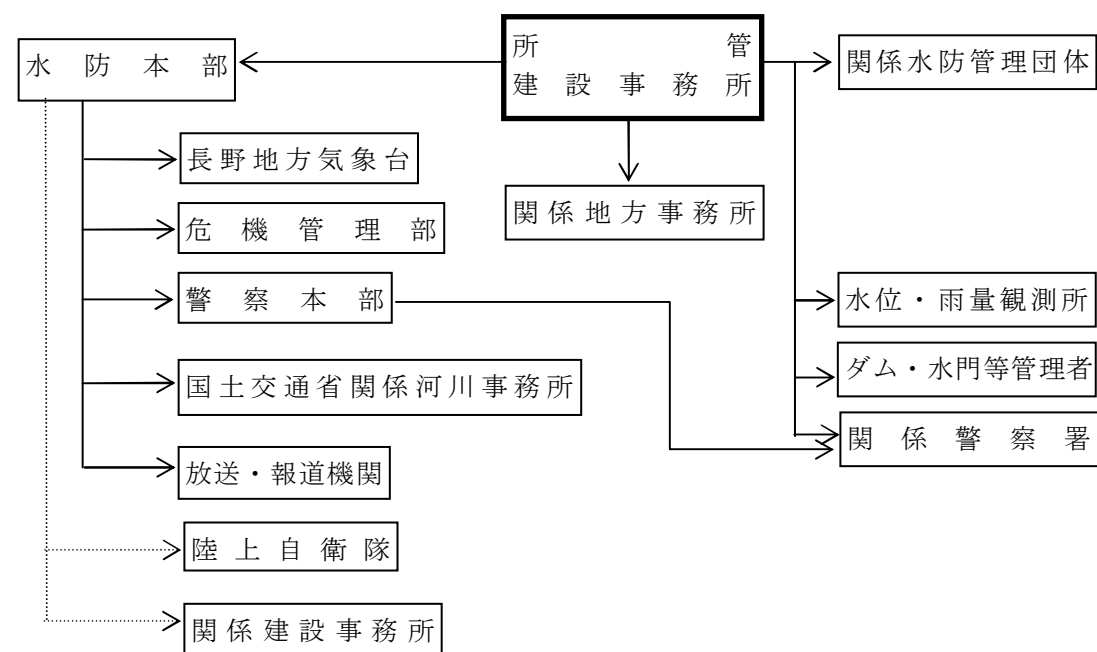
(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

エ 水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 犀川）



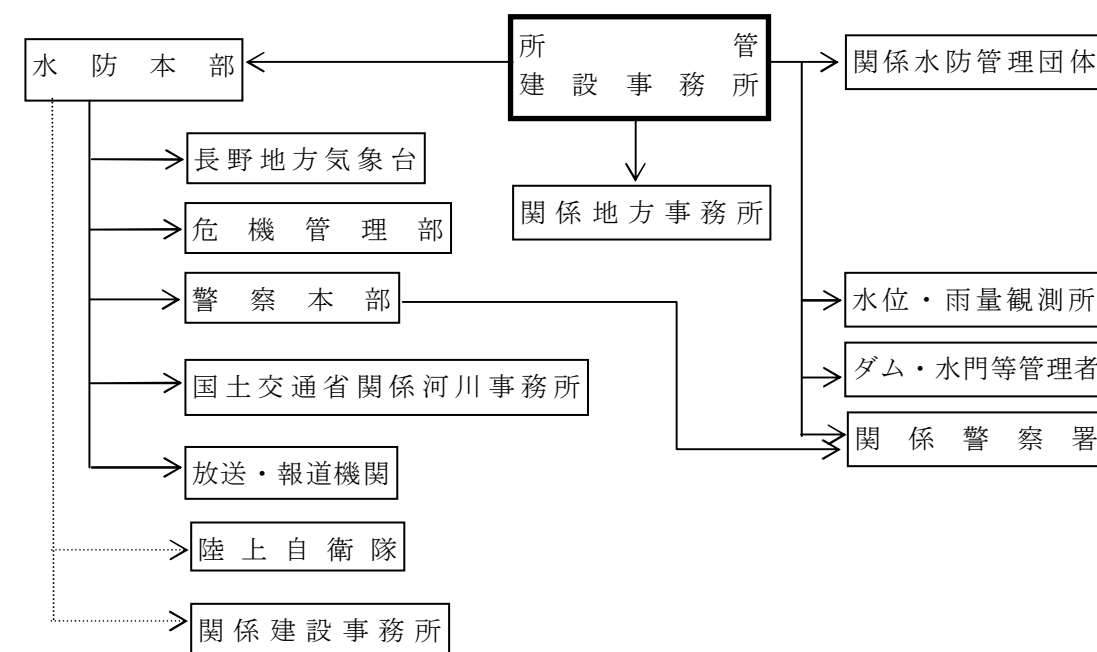
(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

カ 水位情報の通知（知事が行うもの）



(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

カ 水位情報の通知（知事が行うもの）



(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

新	旧																														
<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 報告の種別</p> <p>(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。</p> <p>(2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。</p> <p>(3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査事項</th> <th style="text-align: center;">調査機関</th> <th style="text-align: center;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地方事務所</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市町村</td> <td>地方事務所</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市町村	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市町村	地方事務所	避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所	社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 報告の種別</p> <p>(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。</p> <p>(2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。</p> <p>(3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査事項</th> <th style="text-align: center;">調査機関</th> <th style="text-align: center;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地方事務所</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市町村</td> <td>地方事務所</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市町村	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市町村	地方事務所	避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所	社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
調査事項	調査機関	協力機関																													
概況速報	市町村	県関係現地機関																													
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所																													
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所																													
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所																													
調査事項	調査機関	協力機関																													
概況速報	市町村	県関係現地機関																													
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所																													
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所																													
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所																													

農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市町村	地方事務所・土地改良区
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	市町村	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災即報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市町村	地方事務所・土地改良区
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	市町村	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災即報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。
なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得

非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。
なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得

られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
- e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。

(ウ) 市町村の実施事項

- a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
- e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。

(ウ) 市町村の実施事項

- a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

(オ)「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1)【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。(危機管理部)
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。(危機管理部)
- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。(危機管理部)
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。(危機管理部)
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管理部)
- カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)

(2)【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(3)【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱いを図るものとする。

(オ)「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1)【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。(危機管理部)
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。(危機管理部)
- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。(危機管理部)
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。(危機管理部)
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管理部)
- カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)

(2)【市町村が実施する事項】

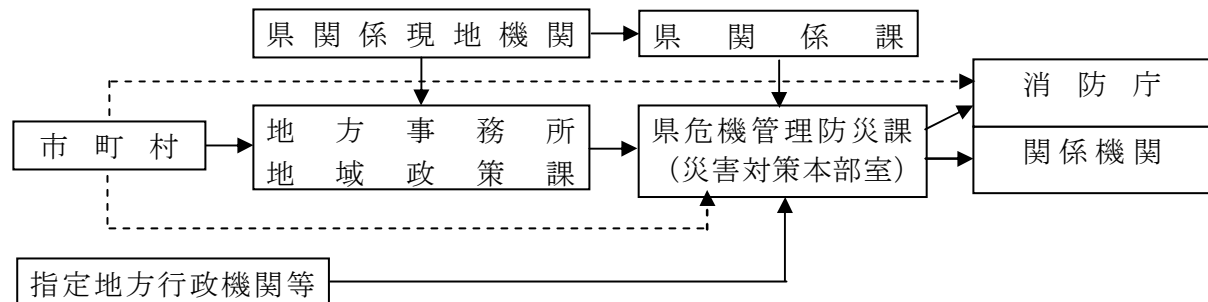
- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(3)【電気通信事業者が実施する事項】

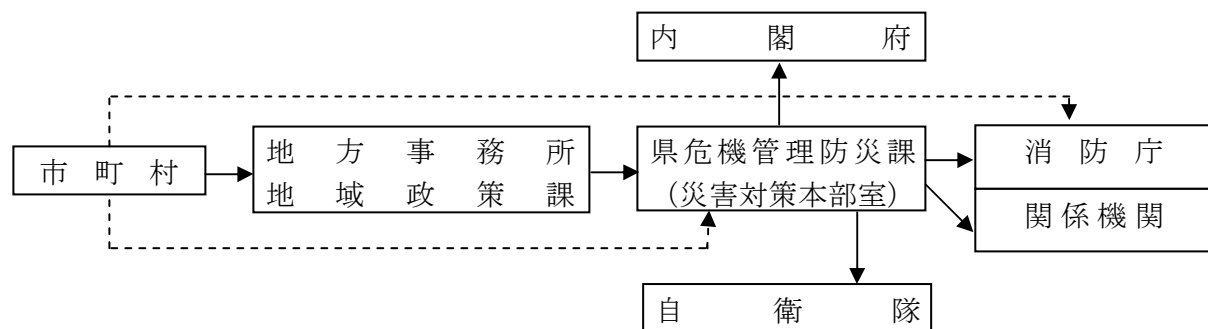
重要通信の優先的な取扱いを図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号(表21の2))

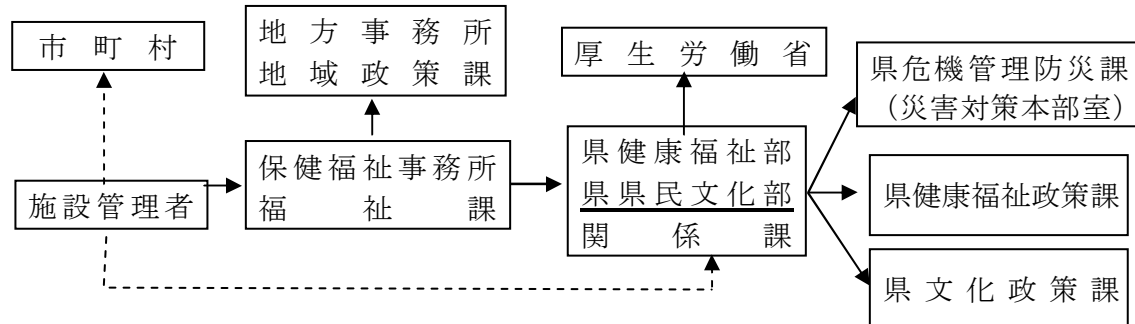


(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号
避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告 様式2-1号

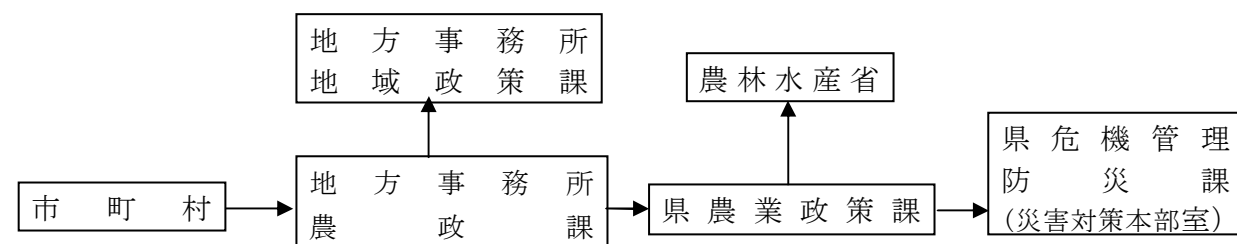


行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

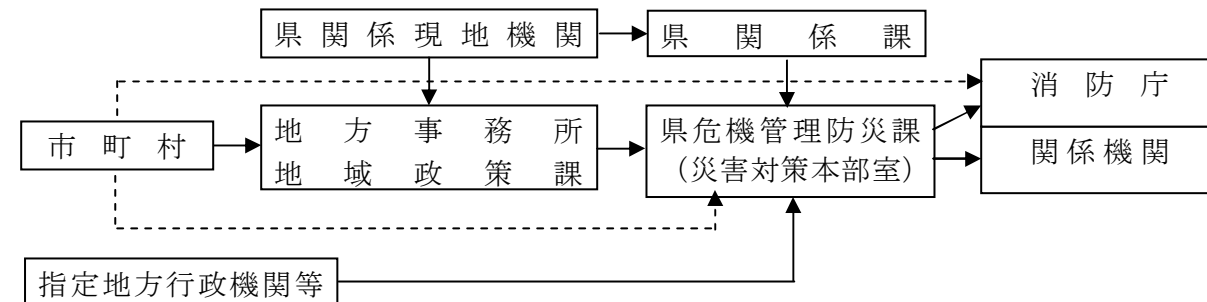


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

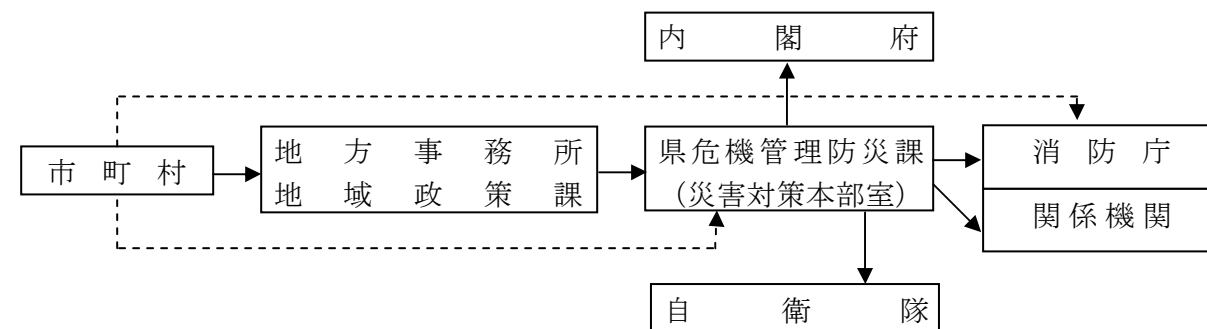


別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号(表21の2))

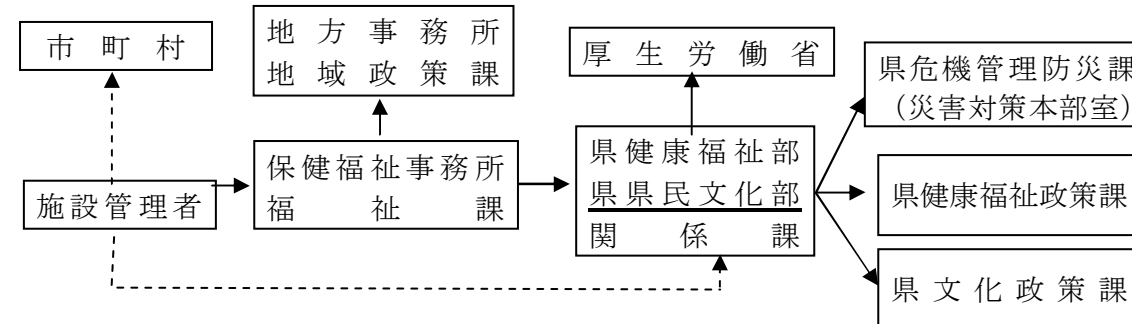


(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号
避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告 様式2-1号

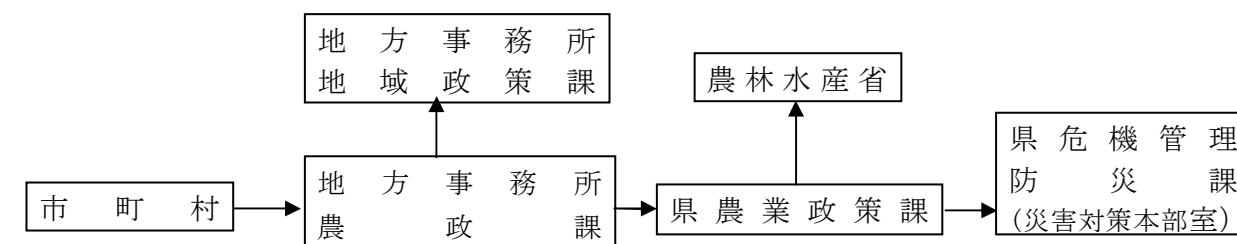


行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

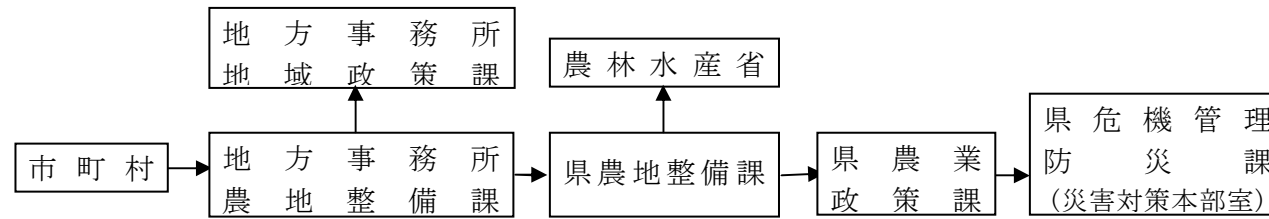
(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号



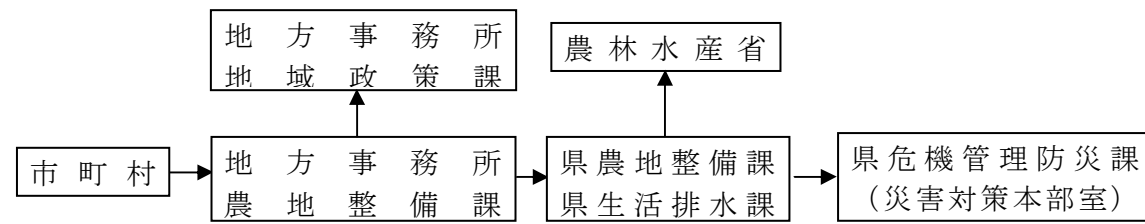
(4) 農業関係被害状況報告 様式5号
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)

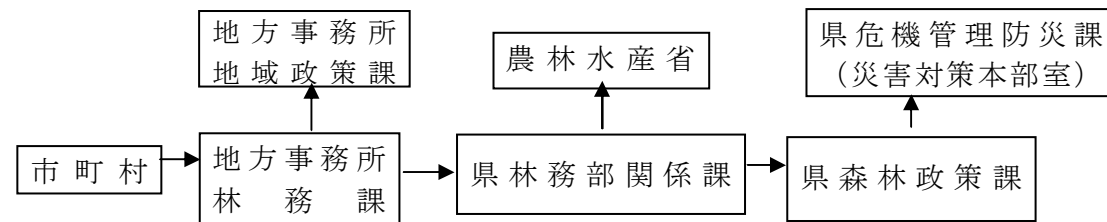


ウ 農業集落排水施設被害状況報告



(5) 林業関係被害状況報告

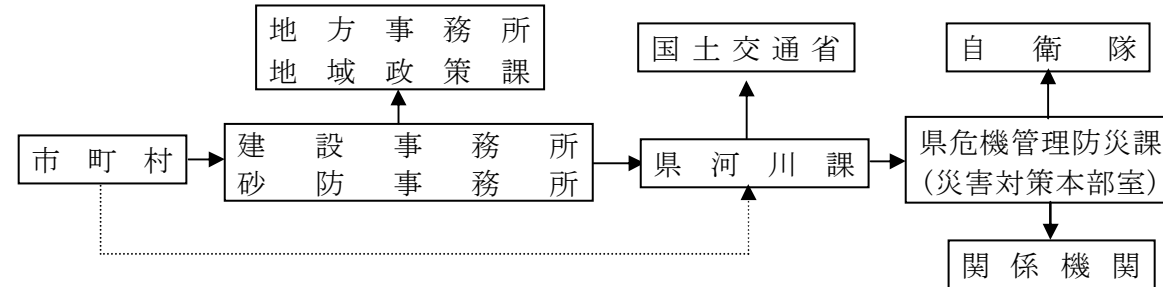
様式6号



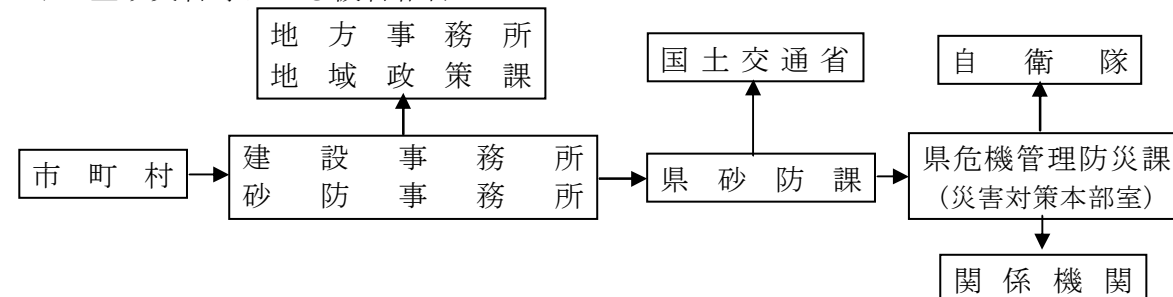
(6) 土木関係被害状況報告

様式7号

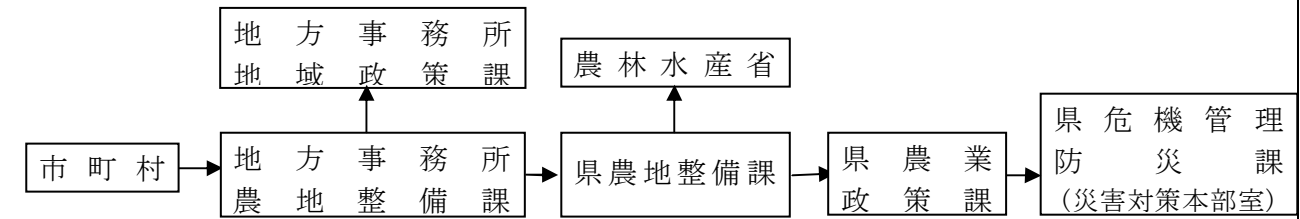
ア 公共土木施設被害状況報告等



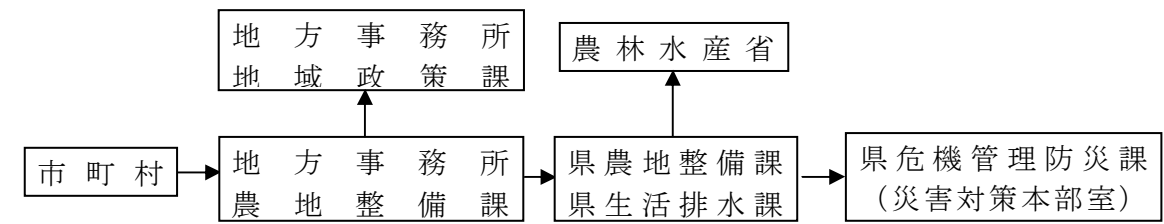
イ 土砂災害等による被害報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)

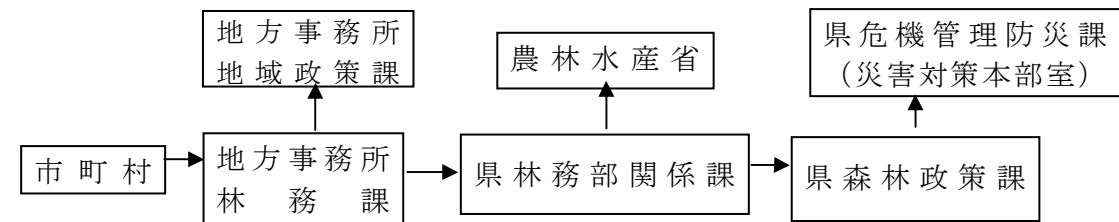


ウ 農業集落排水施設被害状況報告



(5) 林業関係被害状況報告

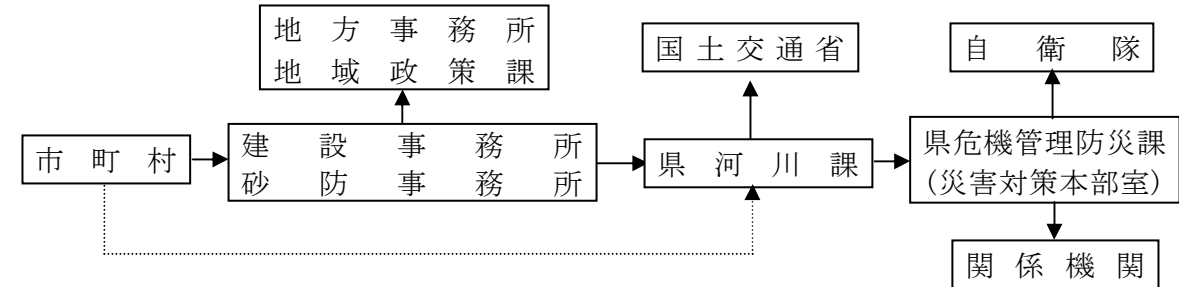
様式6号



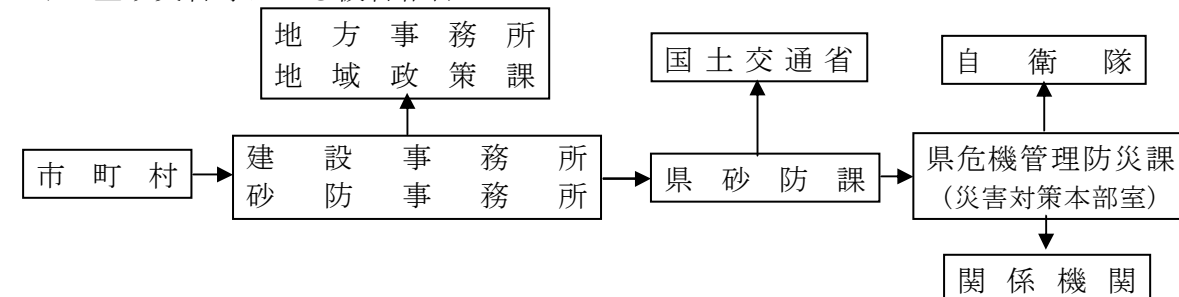
(6) 土木関係被害状況報告

様式7号

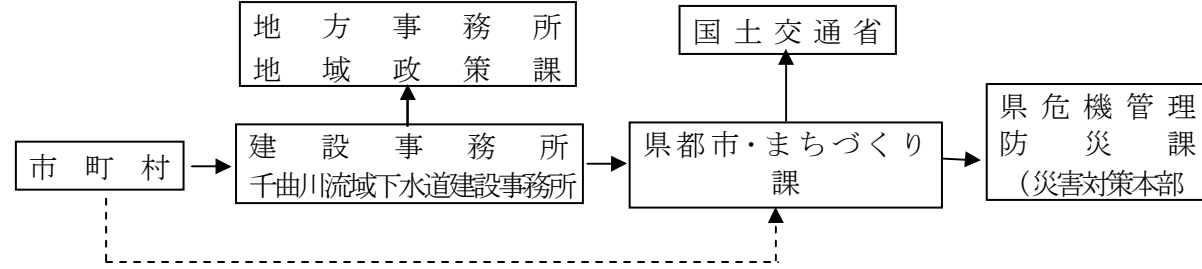
ア 公共土木施設被害状況報告等



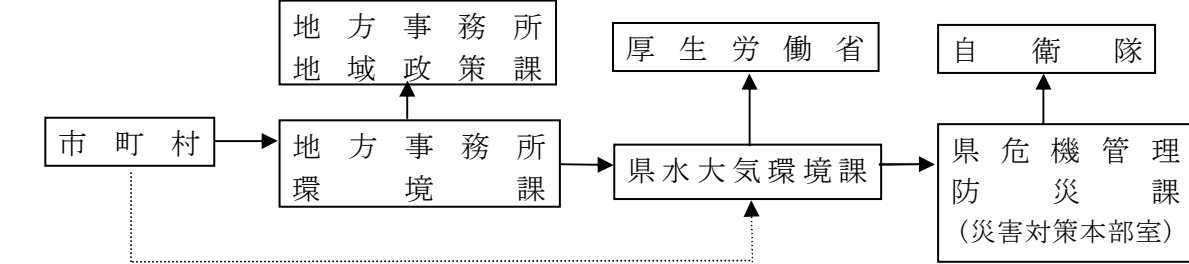
イ 土砂災害等による被害報告



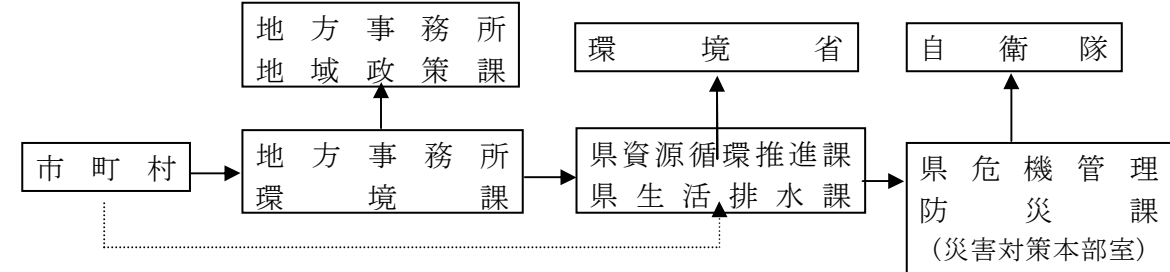
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号



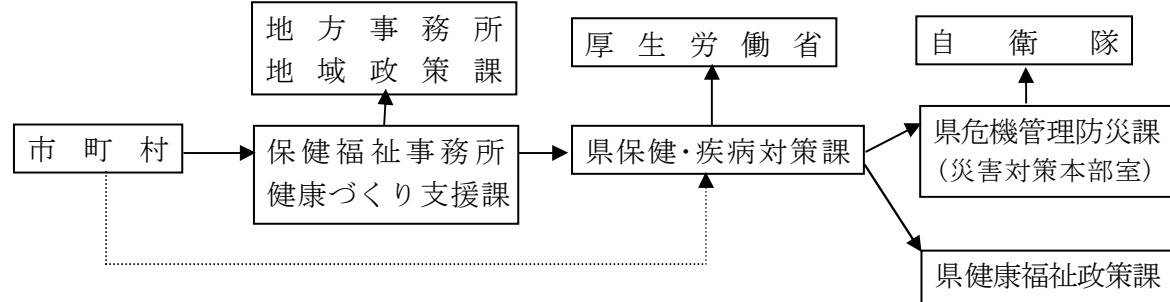
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号



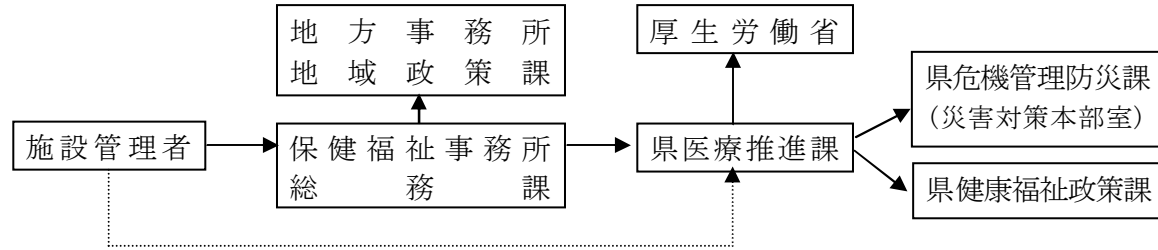
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



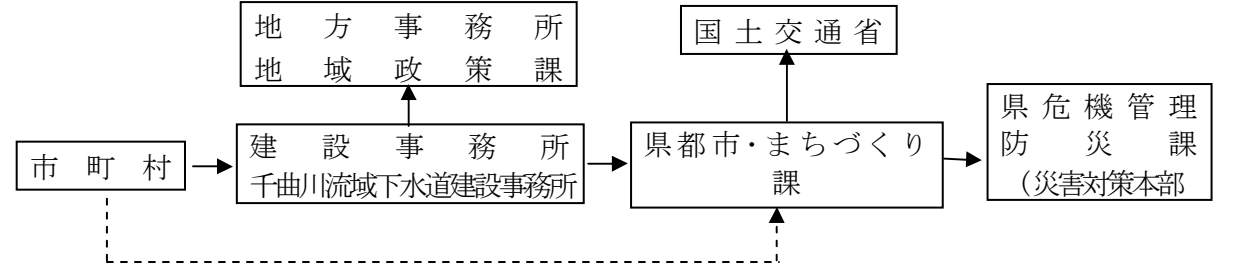
(10) 感染症関係報告 様式11号



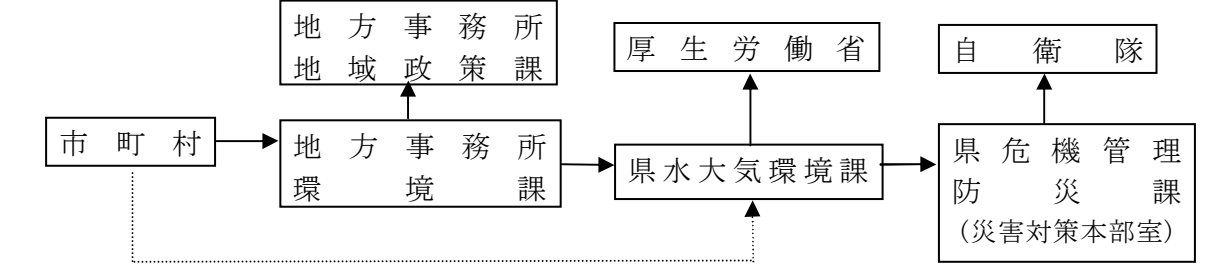
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号



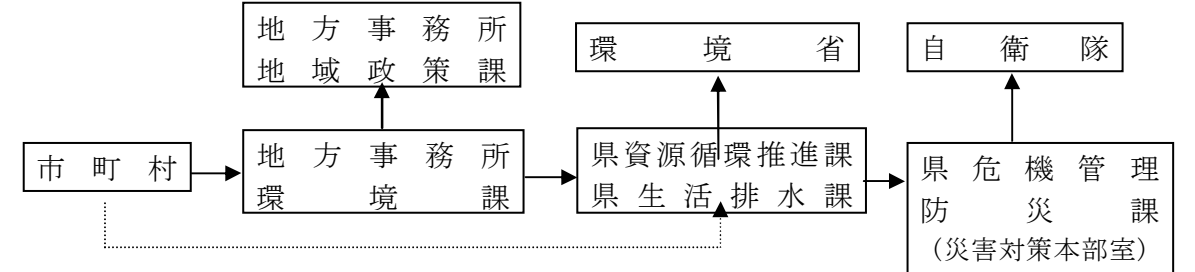
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号



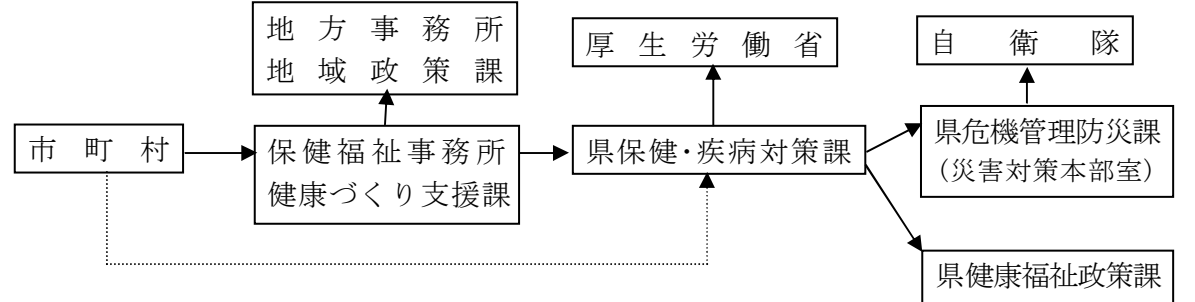
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号



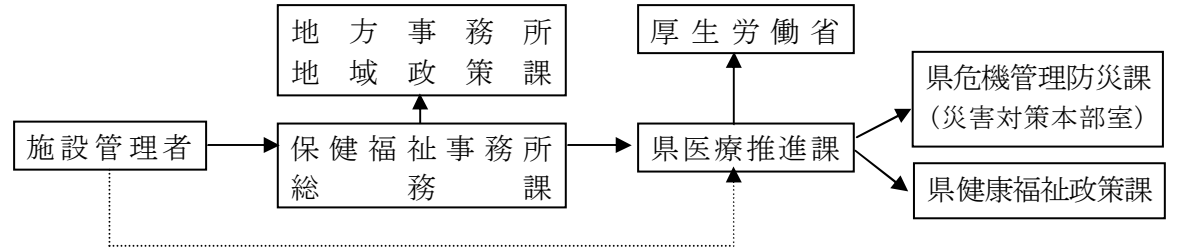
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



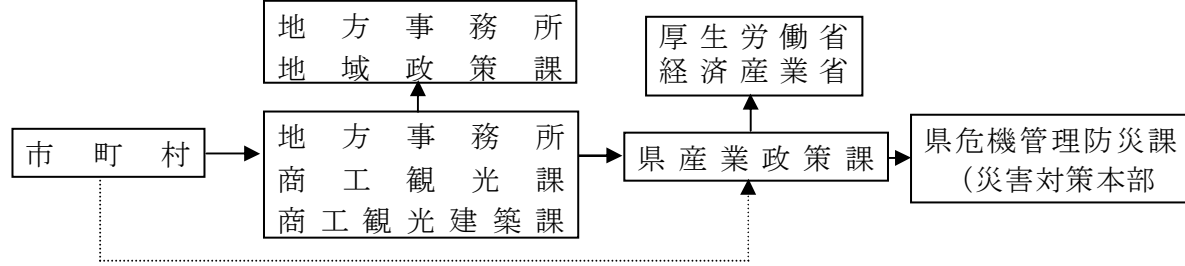
(10) 感染症関係報告 様式11号



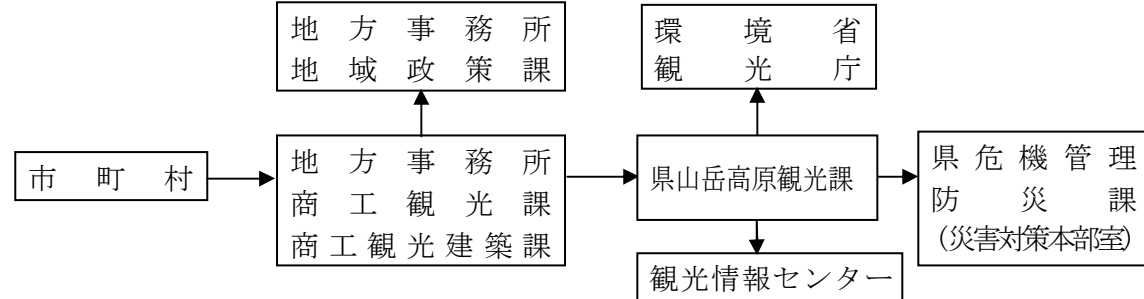
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式13号

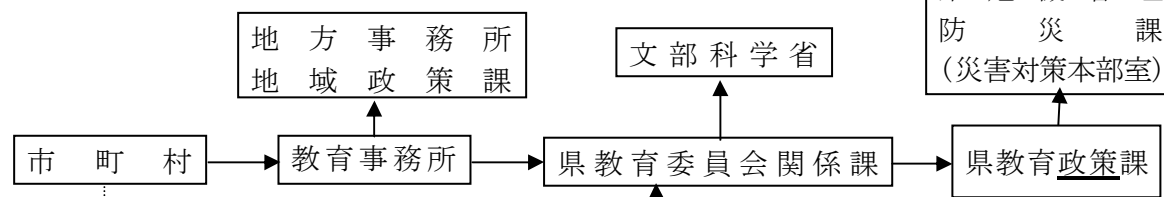


(13) 観光施設被害状況報告 様式14号

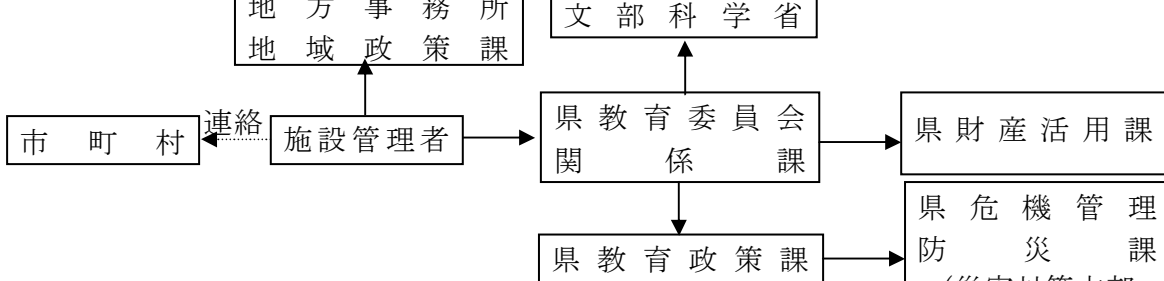


(14) 教育関係被害状況報告 様式15号

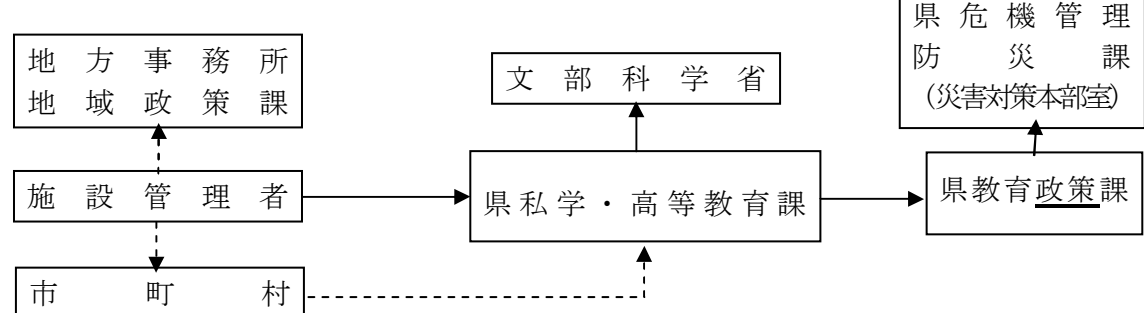
ア 市町村施設



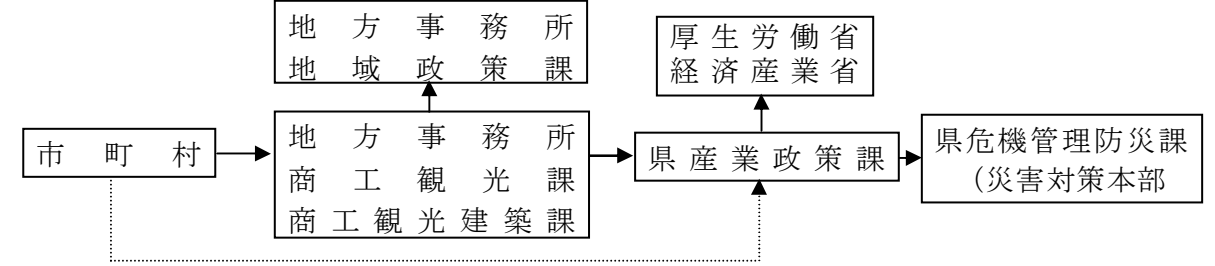
イ 県施設



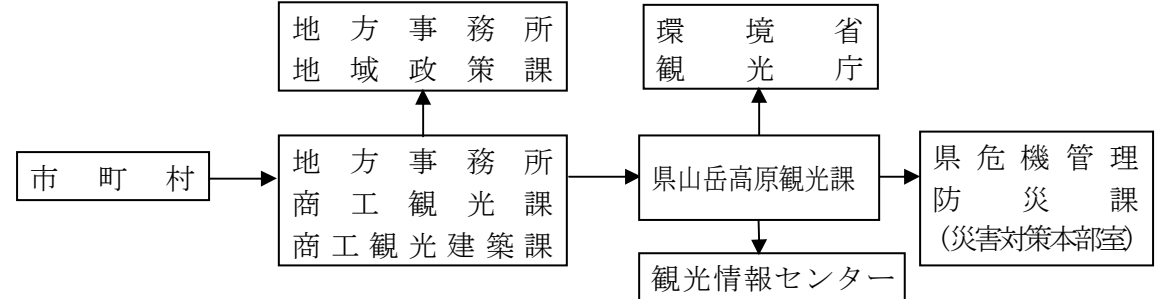
ウ 私立施設



(12) 商工関係被害状況報告 様式13号

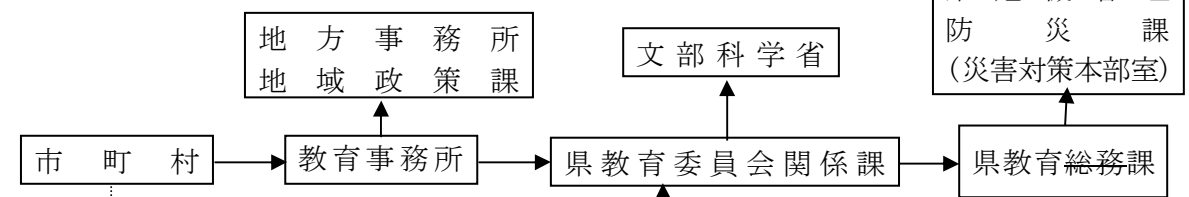


(13) 観光施設被害状況報告 様式14号

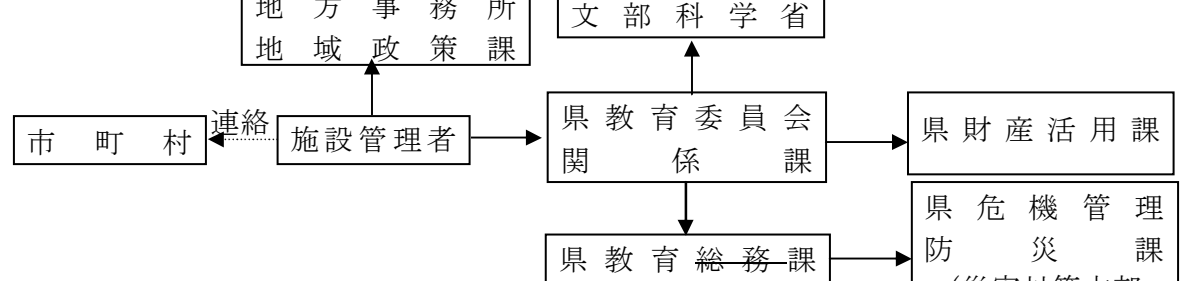


(14) 教育関係被害状況報告 様式15号

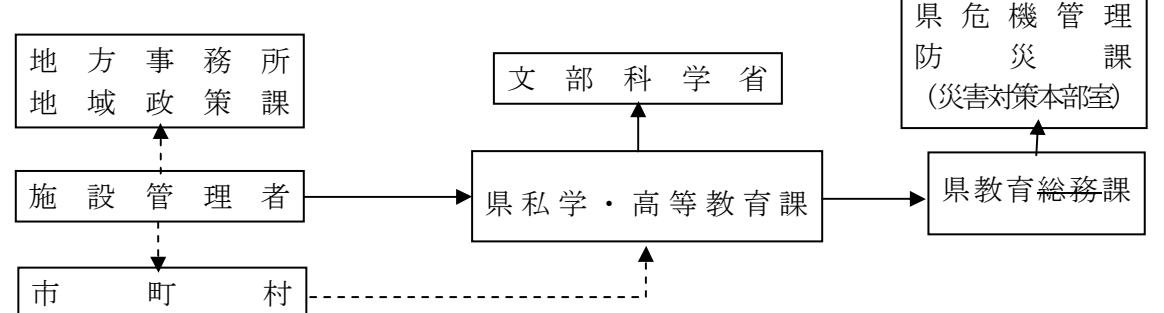
ア 市町村施設



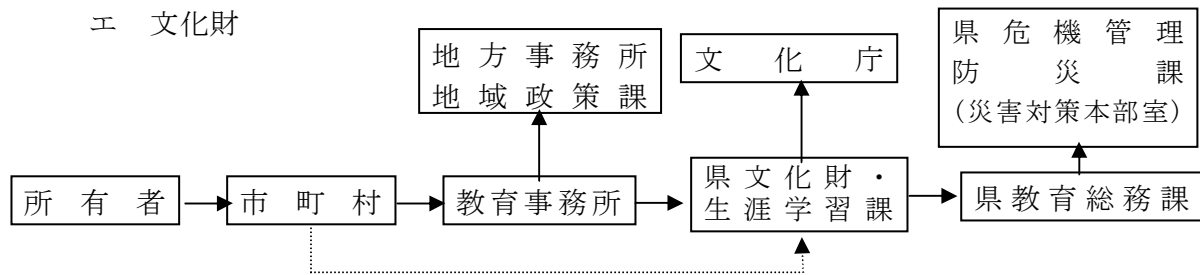
イ 県施設



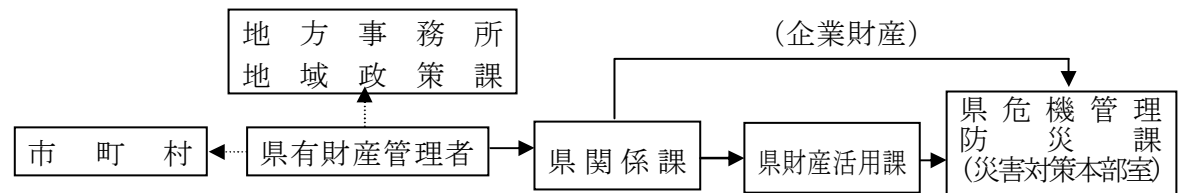
ウ 私立施設



エ 文化財

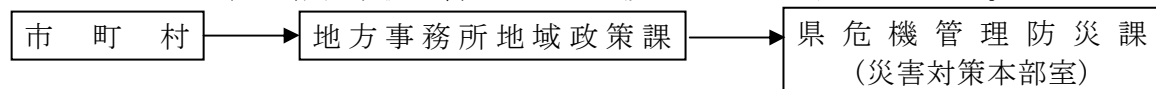


(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告 様式16号

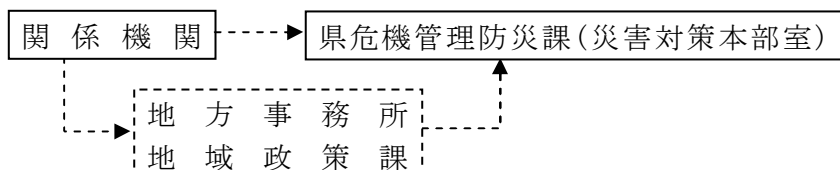


(16) 市町村有財産の被害状況報告 様式17号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

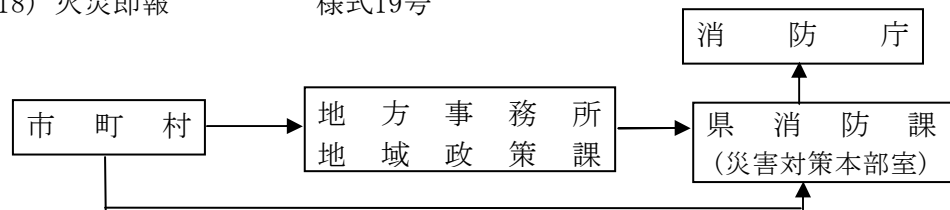


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式18号

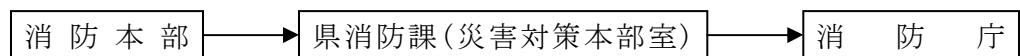


注：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

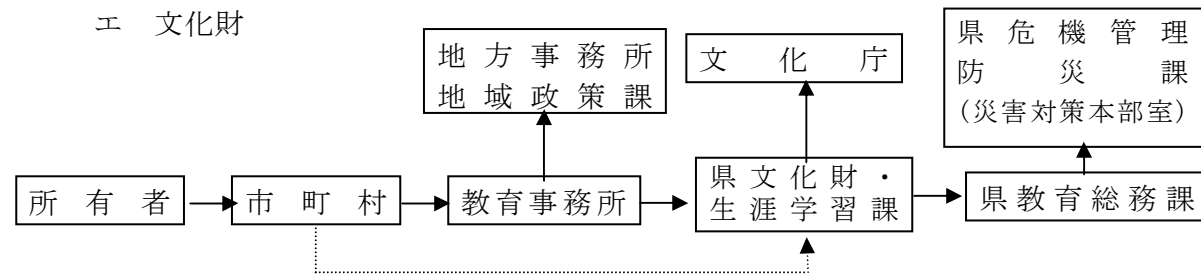
(18) 火災即報 様式19号



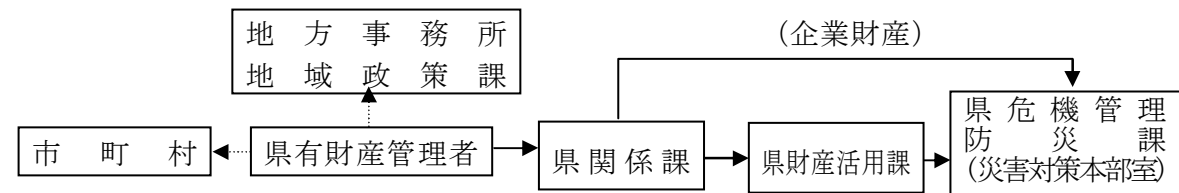
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



エ 文化財

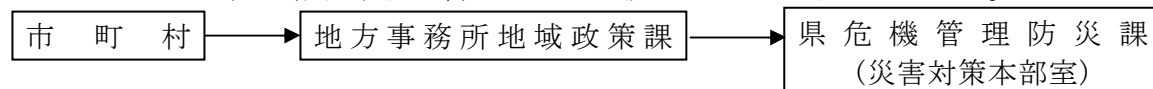


(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告 様式16号

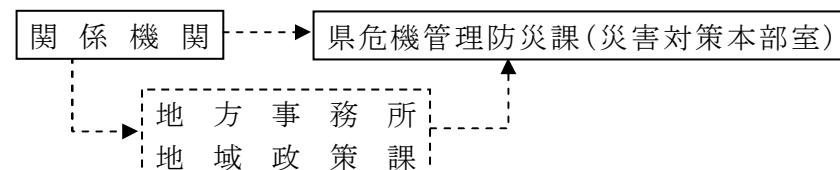


(16) 市町村有財産の被害状況報告 様式17号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

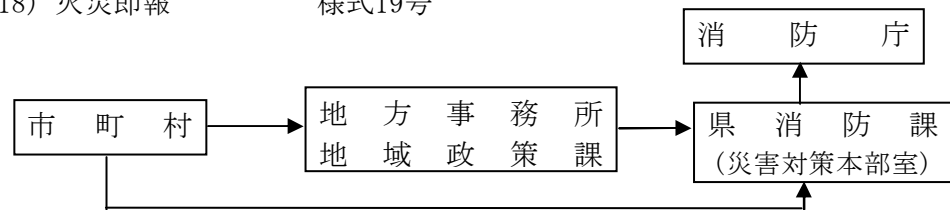


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式18号

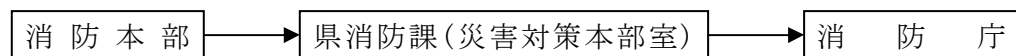


注：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

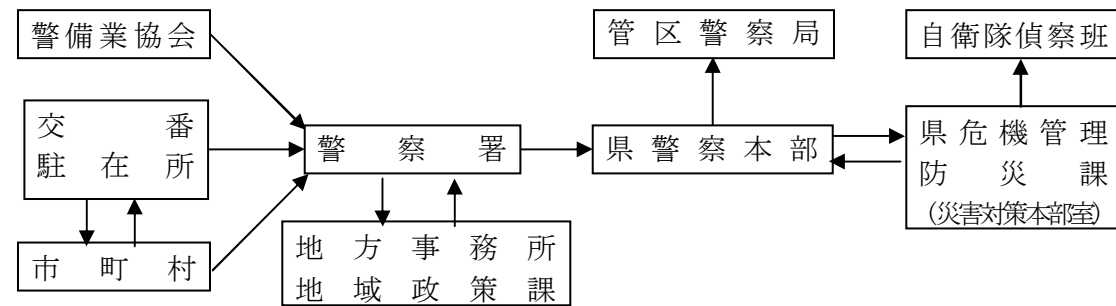
(18) 火災即報 様式19号



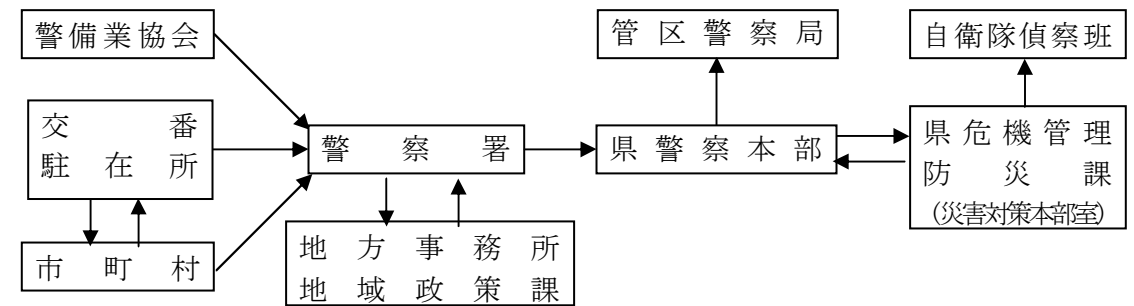
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



(20) 警察調査被害状況報告 様式20号

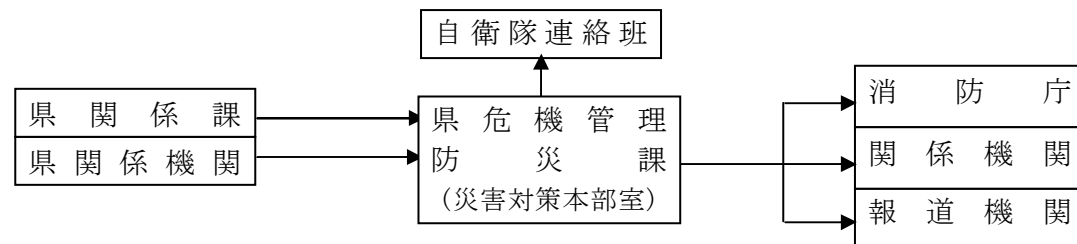


(20) 警察調査被害状況報告 様式20号



(21) 被害状況総合報告

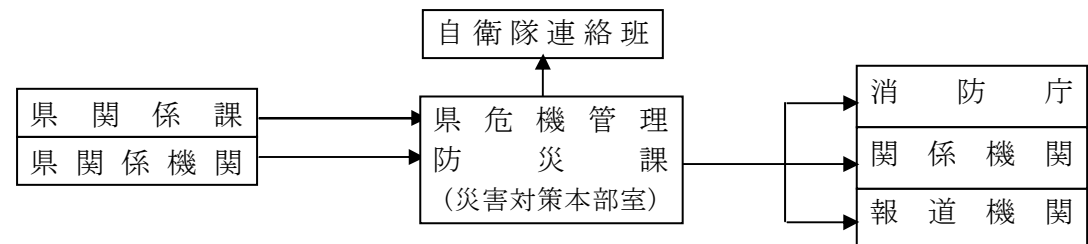
様式21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は
(2) から (18) までの報告によるものであること。

(21) 被害状況総合報告

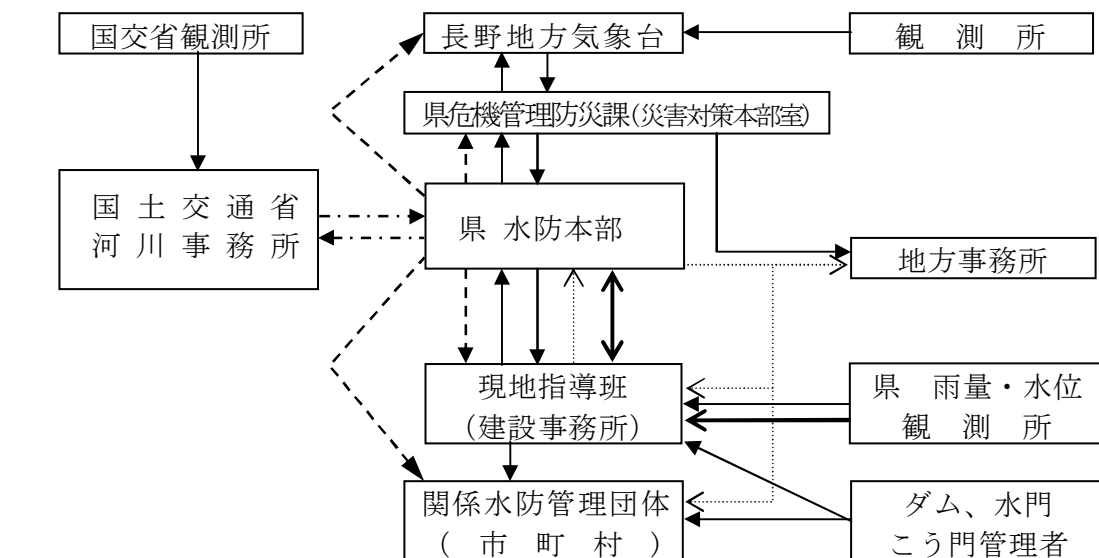
様式21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は
(2) から (18) までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

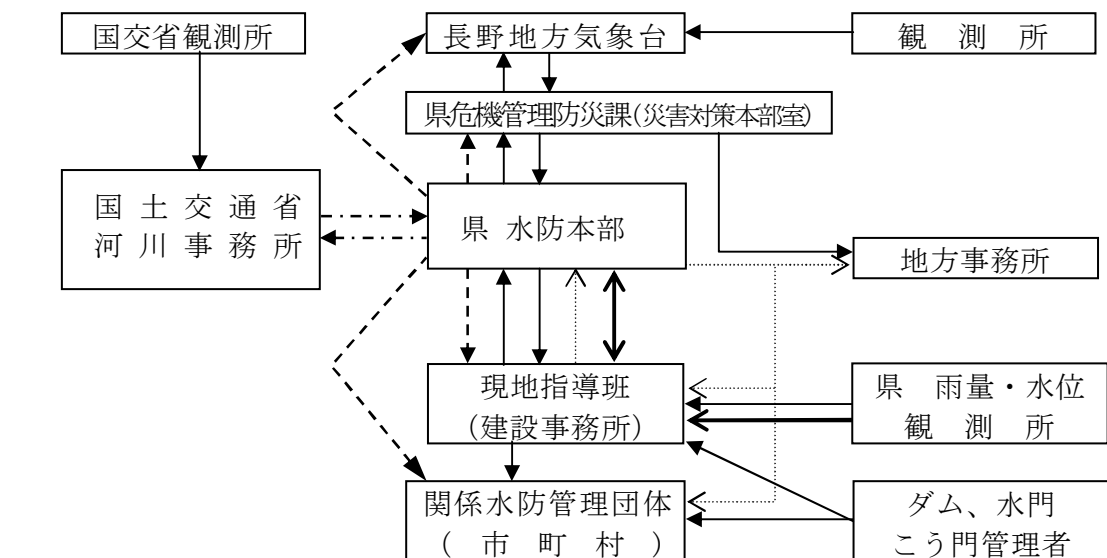
雨量・水位の通報



- > はオンライン配信又はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
- > はファクシミリによる伝達を示す。
- > は長野県水防情報システムを示す。
- - - - -> 統一河川情報システムを示す。
-> は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報



- > はオンライン配信又はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
- > はファクシミリによる伝達を示す。
- > は長野県水防情報システムを示す。
- - - - -> 統一河川情報システムを示す。
-> は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

新	旧																								
<h3>第3節 非常参集職員の活動</h3> <p>第1 基本方針 各機関は、県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。 この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。</p> <p>第2 主な活動 災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1【県が実施する対策】(全部局) (1) 責務 県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。</p> <p>(2) 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。 各体制の人員については、別表「活動人員一覧」(資料編参照)による。 なお関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておくものとする。 (活動開始基準の◎は事象発生と同時に活動を開始する基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>活動内容</th> <th>活動期間</th> <th>活動開始基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒一次体制</td> <td>○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。</td> <td>右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。</td> <td>◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル2、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難準備情報が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時</td> </tr> <tr> <td>警戒二次体制</td> <td>○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。</td> <td>右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。</td> <td>◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル3、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示が発令された場合</td> </tr> </tbody> </table>	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。	◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル2、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難準備情報が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時	警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル3、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示が発令された場合	<h3>第3節 非常参集職員の活動</h3> <p>第1 基本方針 各機関は、県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。 この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。</p> <p>第2 主な活動 災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1【県が実施する対策】(全部局) (1) 責務 県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。</p> <p>(2) 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。 各体制の人員については、別表「活動人員一覧」(資料編参照)による。 なお関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておくものとする。 (活動開始基準の◎は事象発生と同時に活動を開始する基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>活動内容</th> <th>活動期間</th> <th>活動開始基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒一次体制</td> <td>○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。</td> <td>右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。</td> <td>◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル2、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難準備情報が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時</td> </tr> <tr> <td>警戒二次体制</td> <td>○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。</td> <td>右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。</td> <td>◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル3、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示が発令された場合</td> </tr> </tbody> </table>	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。	◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル2、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難準備情報が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時	警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル3、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示が発令された場合
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準																						
警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。	◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル2、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難準備情報が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時																						
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル3、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示が発令された場合																						
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準																						
警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。	◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル2、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難準備情報が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時																						
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル3、火山周辺規制)発表時(レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時) ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示が発令された場合																						

			○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時				○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	○県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ○噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時	非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制移行した時まで。	○県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ○噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時
緊急体制	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。	右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで	○県下に震度6弱の地震が発生した時 ○噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時<レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域激重警戒)発表時> ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時	緊急体制	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。	右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで	○県下に震度6弱の地震が発生した時 ○噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時<レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域激重警戒)発表時> ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時
全体体制	○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制移行した時まで。	○県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ○東海地震が発生した場合 ○東海地震注意情報が発表された場合 ○東海地震予知情報が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時	全体体制	○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制移行した時まで。	○県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ○東海地震が発生した場合 ○東海地震注意情報が発表された場合 ○東海地震予知情報が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時

○ 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。

○ 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。

(3) 職員の参集

ア 参集方法

(ア) 指示によらない参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

(イ) その他の場合

前記(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

(3) 職員の参集

ア 参集方法

(ウ) 指示によらない参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

(エ) その他の場合

前記(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

イ 自主参集

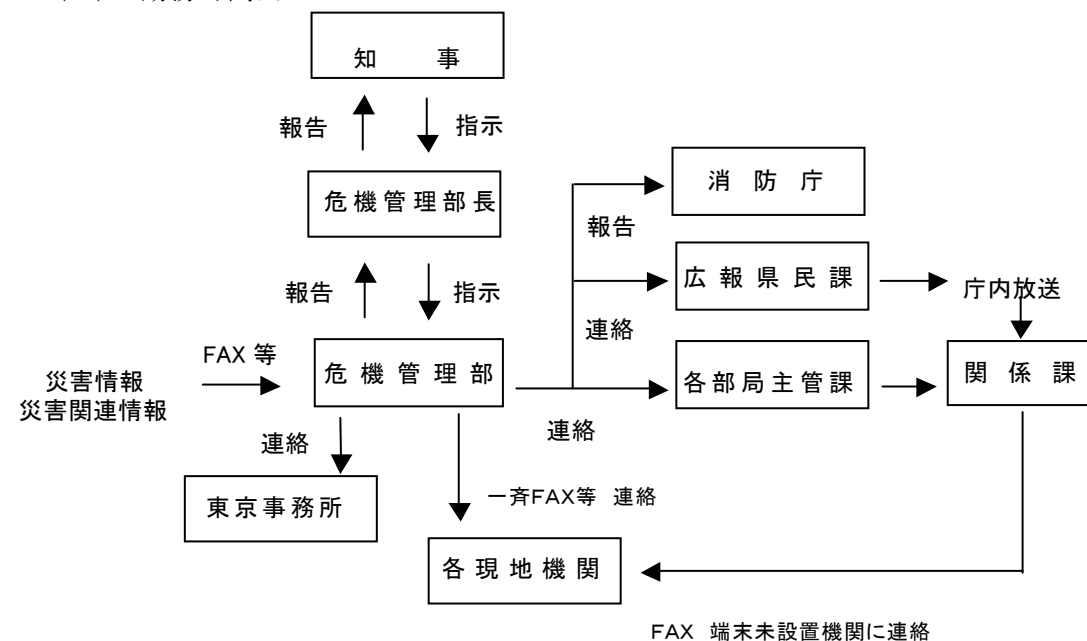
道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は市役所・町村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

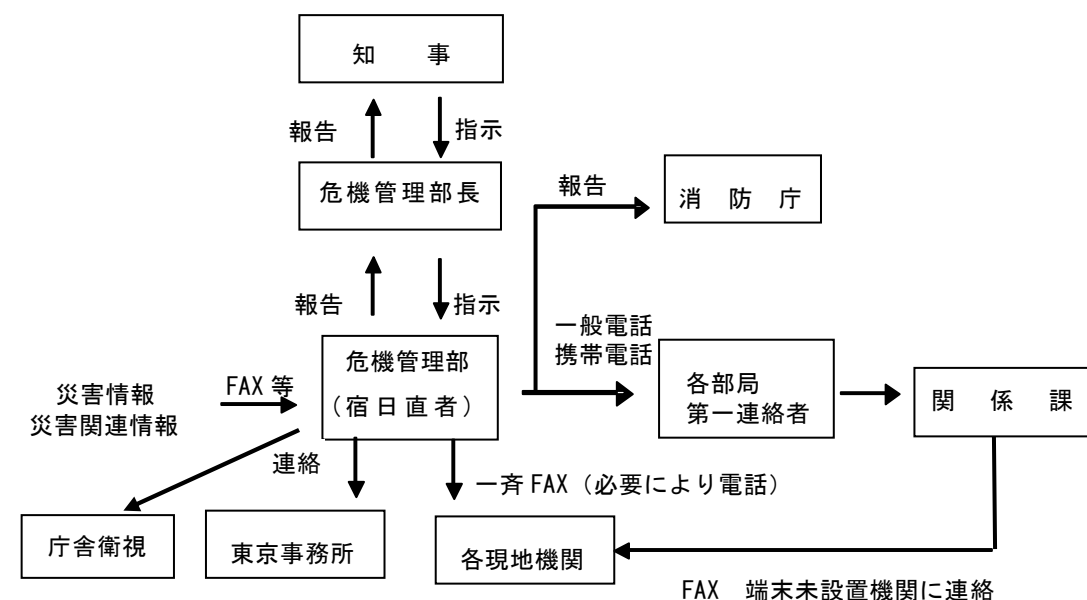
ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 自主参集

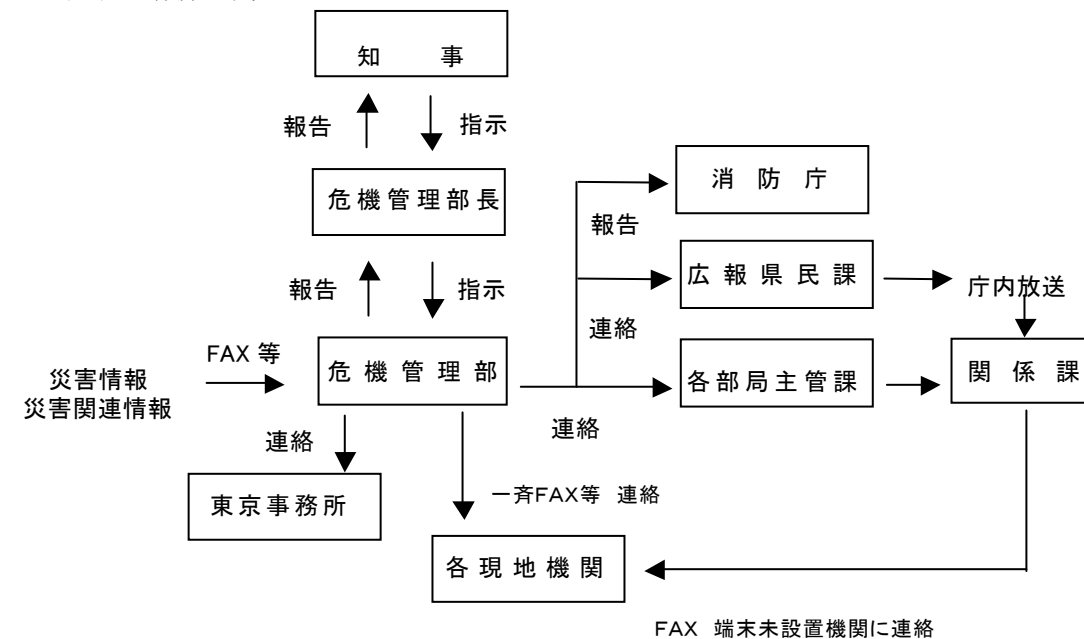
道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は市役所・町村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

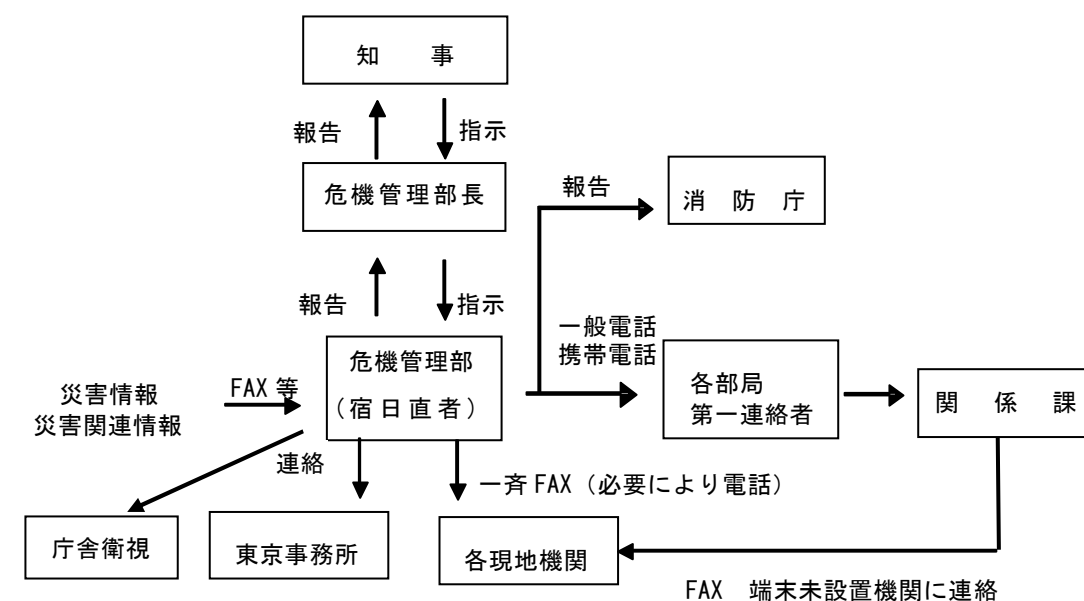
ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



エ 庁舎の使用（総務部）

職員の非常参集後の迅速な応急活動に備えるため、総務部財産活用課は危機管理部、警察本部と連携し庁舎の必要関係箇所を直ちに使用できるよう必要な措置をとる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

知事は、前記(2)活動体制のいずれかの体制をとるべき状況のときで必要があると認めるとき及び下記の場合は、県災害対策本部（以下「県本部」という。）を設置する。

- ・県内で震度6弱以上の地震発生時（自動設置）
- ・東海地震の発生時（自動設置）
- ・南海トラフ巨大地震発生時（知事が必要と認めたとき）
- ・長野県への特別警報発表時（自動設置）
- ・災害救助法の適用時（自動設置）
- ・自衛隊への災害派遣要請時（知事が必要と認めたとき）

イ 体制の種別

知事は、県本部を設置したときは、前記(2)活動体制のいずれかの体制をとる。

ウ 本部の組織

県本部の組織等は、長野県災害対策本部条例及び同規程に定めるところによる。（本節末参考「長野県災害対策本部組織編成図」「長野県災害対策本部組織及び事務分掌」及び資料編参照）

エ 国への報告

県本部を設置した場合は、その旨消防庁に報告する。

オ 本部の移転

県庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、県合同庁舎等の代替施設に県本部を移転する。

カ 活動要領

(ア) 災害対策本部室の活動要領

- a 災害対策本部は、原則として西庁舎防災センターの災害対策本部室に設置する。
- b 災害対策本部室に「総括調整」、「活動調整」、「情報収集・分析」、「物資調整」、「広域応援・救助」、「情報発信」、「庶務」の各担当を置く。
- c 災害対策本部室の各担当は、あらかじめ指名された職員等から構成する。
- d 災害対策本部室「物資調整担当」は、あらかじめ指名された職員、物資輸送関係機関（(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会、(一社)長野県LPガス協会、長野県石油商業組合等）の代表者等により構成する。

- e 災害対策本部室「活動調整担当」は「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航に関する調整を行う。「ヘリコプター運航調整会議」

エ 庁舎の使用（総務部）

職員の非常参集後の迅速な応急活動に備えるため、総務部財産活用課は危機管理部、警察本部と連携し庁舎の必要関係箇所を直ちに使用できるよう必要な措置をとる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

知事は、前記(2)活動体制のいずれかの体制をとるべき状況のときで必要があると認めるとき及び下記の場合は、県災害対策本部（以下「県本部」という。）を設置する。

- ・県内で震度6弱以上の地震発生時（自動設置）
- ・東海地震の発生時（自動設置）
- ・南海トラフ巨大地震発生時（知事が必要と認めたとき）
- ・長野県への特別警報発表時（自動設置）
- ・災害救助法の適用時（自動設置）
- ・自衛隊への災害派遣要請時（知事が必要と認めたとき）

イ 体制の種別

知事は、県本部を設置したときは、前記(2)活動体制のいずれかの体制をとる。

ウ 本部の組織

県本部の組織等は、長野県災害対策本部条例及び同規程に定めるところによる。（本節末参考「長野県災害対策本部組織編成図」「長野県災害対策本部組織及び事務分掌」及び資料編参照）

エ 国への報告

県本部を設置した場合は、その旨消防庁に報告する。

オ 本部の移転

県庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、県合同庁舎等の代替施設に県本部を移転する。

カ 活動要領

(ア) 災害対策本部室の活動要領

- a 災害対策本部は、原則として西庁舎防災センターの災害対策本部室に設置する。
- b 災害対策本部室に「総括調整」、「活動調整」、「情報収集・分析」、「物資調整」、「広域応援・救助」、「情報発信」、「庶務」の各担当を置く。
- c 災害対策本部室の各担当は、あらかじめ指名された職員等から構成する。
- d 災害対策本部室「物資調整担当」は、あらかじめ指名された職員、物資輸送関係機関（(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会等）の代表者等により構成する。
- e 災害対策本部室「活動調整担当」は「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航に関する調整を行う。「ヘリコプター運航調整会議」は、「活動調整」、「広域応援・救助」各担当の職員、航空センター職員、自衛隊、警察等各機関の代表者等により構成する。

は、「活動調整」、「広域応援・救助」各担当の職員、航空センター職員、自衛隊、警察等各機関の代表者等により構成する。

f 上記のほか、災害対策本部室の中に、被災地支援に取り組むNPO・NGO等との連携・調整体制の構築を図るため「NPO・NGO代表等」を置く。

g 「NPO・NGO代表等」は、広域的災害ボランティア支援団体のネットワークの代表者及び同様の活動を行う団体の代表者等により構成する。

(イ) 各部班の活動要領

a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部室長に報告するものとする。

b 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告するものとする。

c 本部室長は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。

d 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

e 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。

f 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部室に常駐させるものとする。

(ウ) 本部員会議

a 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催するものとする。

b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。

c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出るものとする。

d 本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

キ 災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である県庁及び合同庁舎が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、(一社)長野県電設業協会、(一財)中部電気保安協会、(一社)長野県空調衛生設備業協会との協定を活用し、機能確保を図るものとする。

ク 国の非常本部等の現地対策本部との連携

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ケ 本部の廃止

本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

(ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき

(イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき

(ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

(エ) 被害数値がおおむね確定したとき

(オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

コ 長野県水防本部との関係

長野県水防本部は、県本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

(イ) 各部班の活動要領

a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部室長に報告するものとする。

b 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告するものとする。

c 本部室長は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。

d 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

e 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。

f 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部室に常駐させるものとする。

(ウ) 本部員会議

a 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催するものとする。

b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。

c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出るものとする。

d 本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

キ 災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である県庁及び合同庁舎が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、(一社)長野県電設業協会、(一社)長野県空調衛生設備業協会との協定を活用し、機能確保を図るものとする。

ク 国の非常本部等の現地対策本部との連携

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ケ 本部の廃止

本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

(ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき

(イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき

(ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

(エ) 被害数値がおおむね確定したとき

(オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

コ 長野県水防本部との関係

長野県水防本部は、県本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

(5) 現地機関の体制

ア 現地機関の活動体制

県現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮した上で、各機関の活動体制をあらかじめ定めておくものとする。

イ 災害対策本部地方部

(ア) 災害対策の円滑、適切な実施を図るため、災害対策本部地方部（以下「地方部」）を置く。

(イ) 地方部の任務等については、長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）

また地方部の活動要領については、各地域の実情を考慮した上で、あらかじめ地方部長が定めておくものとする。

(6) 被災市町村への職員派遣

ア 市町村において災害対策本部が設置された場合、市町村が被災状況等の報告ができなくなった場合等に、当該市町村を所管する地方事務所長は、応急対策の実施等に必要があると認めるときは、県職員を情報連絡員として市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行わせるものとする。

イ 派遣された職員は情報を収集し、地方事務所と危機管理部へ情報を伝達するものとする。

ウ 被災市町村から県への被災状況報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどのような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動する。

(7) 現地災害対策本部の設置

ア 知事は、国の現地災害対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認められた場合は、被災地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地本部の任務等については長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）

(8) 職員の応援

ア 県職員間の応援は以下の順位で行う。

(ア) 知事部局等の部局内各課又は部局相互

(イ) 所属の現地機関

(ウ) 各機関相互

イ 県の全職員をもっても不足する場合、又は特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

(ア) 災害時の相互応援協定に基づく他の県への応援要請（全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会、中央日本四県）

(イ) 災害対策基本法第74条の規定に基づく他の県への応援要請

(ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく、指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(9) 災害時の警備体制（警察本部）

ア 職員の招集・参集

警察職員は別に定める災害警備計画により、災害発生後速やかに参集し、災害警備体制の確立を図る。

(5) 現地機関の体制

ア 現地機関の活動体制

県現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮した上で、各機関の活動体制をあらかじめ定めておくものとする。

イ 災害対策本部地方部

(ア) 災害対策の円滑、適切な実施を図るため、災害対策本部地方部（以下「地方部」）を置く。

(イ) 地方部の任務等については、長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）

また地方部の活動要領については、各地域の実情を考慮した上で、あらかじめ地方部長が定めておくものとする。

(6) 被災市町村への職員派遣

ア 市町村において災害対策本部が設置された場合、市町村が被災状況等の報告ができなくなった場合等に、当該市町村を所管する地方事務所長は、応急対策の実施等に必要があると認めるときは、県職員を情報連絡員として市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行わせるものとする。

イ 派遣された職員は情報を収集し、地方事務所と危機管理部へ情報を伝達するものとする。

ウ 被災市町村から県への被災状況報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどのような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動する。

(7) 現地災害対策本部の設置

ア 知事は、国の現地災害対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認められた場合は、被災地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地本部の任務等については長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）

(8) 職員の応援

ア 県職員間の応援は以下の順位で行う。

(ア) 知事部局等の部局内各課又は部局相互

(イ) 所属の現地機関

(ウ) 各機関相互

イ 県の全職員をもっても不足する場合、又は特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

(ア) 災害時の相互応援協定に基づく他の県への応援要請（全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会、新潟県）

(イ) 災害対策基本法第74条の規定に基づく他の県への応援要請

(ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく、指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(9) 災害時の警備体制（警察本部）

ア 職員の招集・参集

警察職員は別に定める災害警備計画により、災害発生後速やかに参集し、災害警備体制の確立を図る。

イ 警備体制の種別

イ 警備体制の種別

警察本部長は県下全域又は2以上の警察署の管轄区域にわたって、警察署長は管内において災害発生等の場合は、次の体制を発令するものとする。

(ア) 準備体制

災害発生のおそれがあるが、発生までに時間的余裕がある場合には、準備体制を発令し、「災害警備準備室」を設置する。

(イ) 警戒体制

災害の発生が予想され、その災害が切迫している場合は、警戒体制を発令し、前項の体制を強化する。

(ウ) 非常体制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、非常体制を発令し、「災害警備本部」を設置して警備活動を行う。

ウ 警備活動

災害発生時等の警備活動は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 情報の収集及び伝達

(イ) 被害実態の把握

(ウ) 危険箇所の警戒並びに避難の指示及び誘導

(エ) 被災者の救出及び負傷者等の救護

(オ) 交通の混乱防止

(カ) 緊急交通路等の確保

(キ) 被災地、避難所及び重要施設の警戒

(ク) 被害に関する正確な情報等の提供及び広報

(ケ) 行方不明者の調査・捜索

(コ) 遺体の見分・検視及び身元の確認

(サ) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(シ) 不法事案等の予防及び取締り

(ス) 困り事相談所の開設等による相談活動

2【市町村が実施する対策】

(1) 責務

市町村は、市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 組織、配備基準

市町村は、(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

3【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

警察本部長は県下全域又は2以上の警察署の管轄区域にわたって、警察署長は管内において災害発生等の場合は、次の体制を発令するものとする。

(ア) 準備体制

災害発生のおそれがあるが、発生までに時間的余裕がある場合には、準備体制を発令し、「災害警備準備室」を設置する。

(イ) 警戒体制

災害の発生が予想され、その災害が切迫している場合は、警戒体制を発令し、前項の体制を強化する。

(ウ) 非常体制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、非常体制を発令し、「災害警備本部」を設置して警備活動を行う。

ウ 警備活動

災害発生時等の警備活動は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 情報の収集及び伝達

(イ) 被害実態の把握

(ウ) 危険箇所の警戒並びに避難の指示及び誘導

(エ) 被災者の救出及び負傷者等の救護

(オ) 交通の混乱防止

(カ) 緊急交通路等の確保

(キ) 被災地、避難所及び重要施設の警戒

(ク) 被害に関する正確な情報等の提供及び広報

(ケ) 行方不明者の調査・捜索

(コ) 遺体の見分・検視及び身元の確認

(サ) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(シ) 不法事案等の予防及び取締り

(ス) 困り事相談所の開設等による相談活動

2【市町村が実施する対策】

(1) 責務

市町村は、市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 組織、配備基準

市町村は、(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

3【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

ア 指定地方行政機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ウ 県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣するものとする。

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ウ 県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

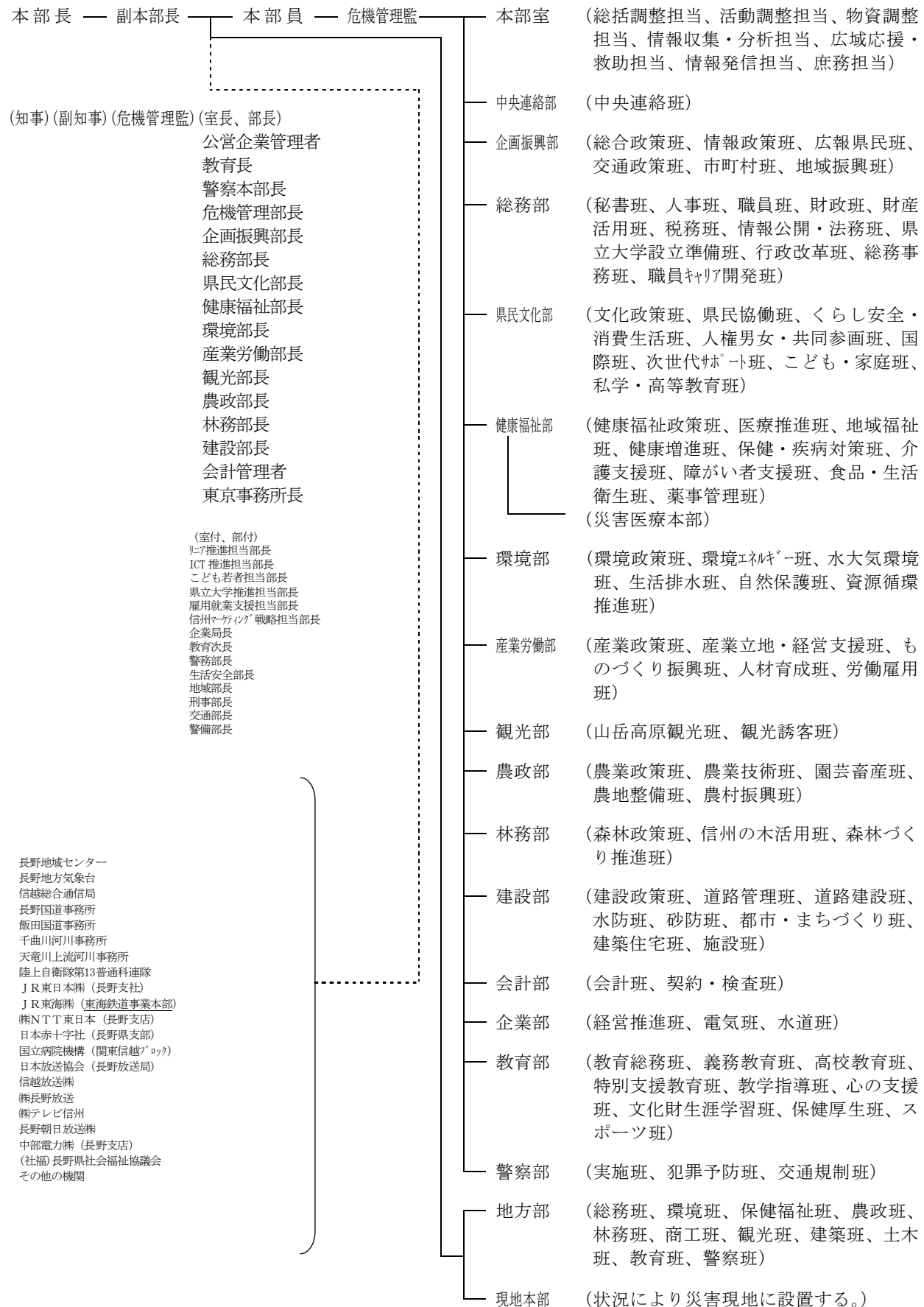
(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣するものとする。

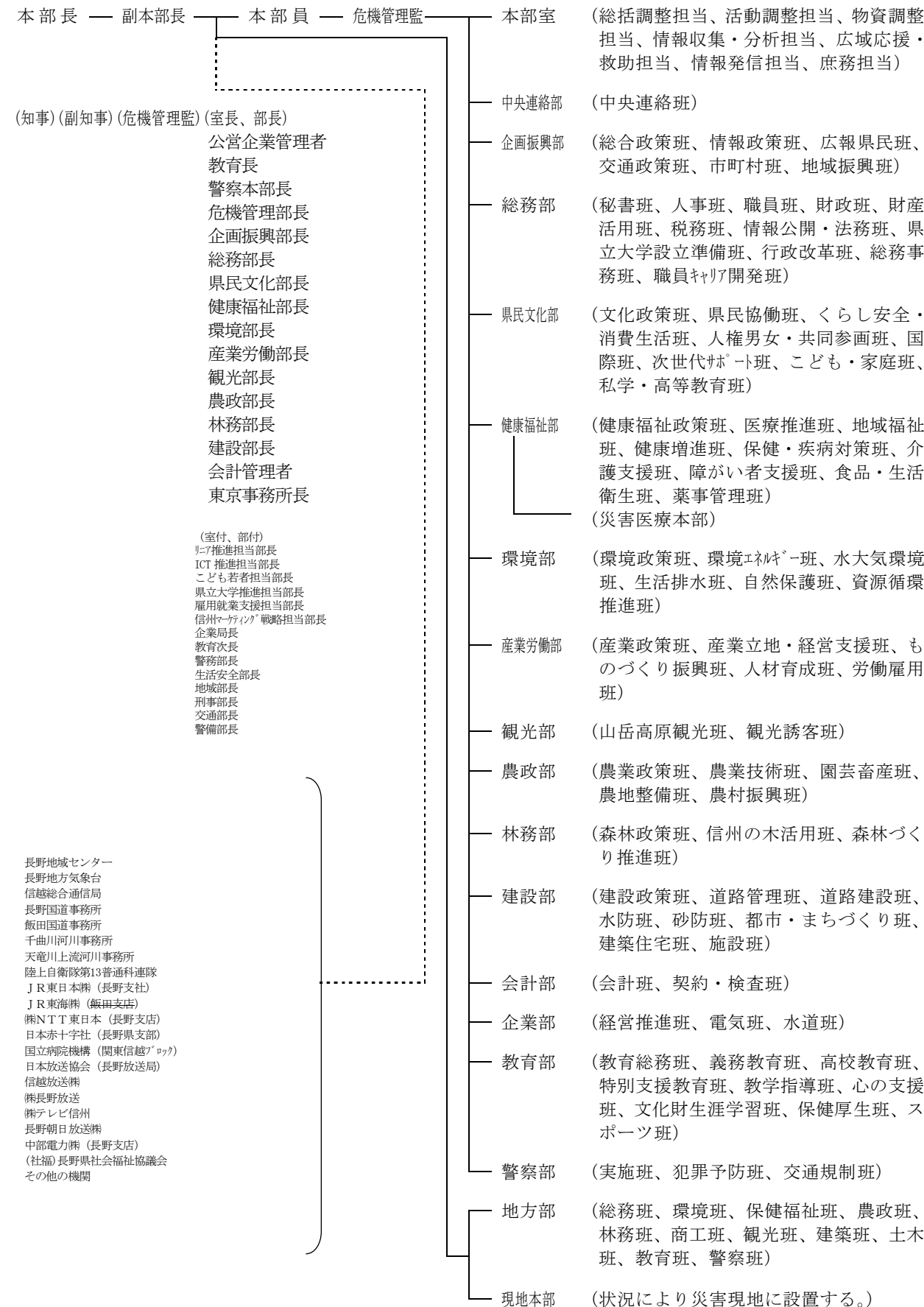
【参考】

長野県災害対策本部組織編成図



【参考】

長野県災害対策本部組織編成図



長野県災害対策本部組織及び事務分掌		
室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班 長)	分 掌 事 務
本部室 〔室長 危機管理部長〕	総括調整担当 (危機管理防災課長)	① 災害対策本部の運営・調整に関する事
		② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事
		③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事
		④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事
		⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
		⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事
		⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する項を除く。)の要否の決定に関する事
		⑧ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避難指示に関する事
		⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事
		⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事
		⑪ 各部への応援要員の配置、調整に関する事
		⑫ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事
		⑬ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事
		⑭ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事
		⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事
		⑯ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する事
		⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事
		⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関する事
		⑲ 災害弔慰金、災害傷害見舞金及び災害援護資金に関する事
		⑳ 被災者生活再建支援法に関する事
活動調整担当 (危機対策幹)		① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係る事
		② 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事
		③ ヘリコプター運航調整会議に関する事
		④ 傷病者、避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター等の確保に関する事
物資調整担当 (危機管理防災課危機管理係長) ※物資輸送関係機関を含む		① 食料品、生活必需品等の輸送に関する事
		② 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事
		③ 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事
		④ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び幹旋に関する事
		⑤ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関する事
		⑥ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事
		⑦ 市町村からの食糧、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関する事
		⑧ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の伊の要請に関する事
		⑨ 緊急輸送車両に関する事
		⑩ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事
		⑪ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する事
情報収集・分析担当 (危機管理防災課防災専門員)		① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事
		② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事
		③ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事
		④ 被害情報の合な取りまとめに関する事
		⑤ 避難状況の取りまとめに関する事
		⑥ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事
		⑦ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事
		⑧ 防災行政無線に関する事
		⑨ 市町村への情報提供(一斉FAX)に関する事
		⑩ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事
		⑪ 災害即報の消防庁への報告に関する事
		⑫ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事
本部室 〔室長 危機管理部長〕	総括調整担当 (危機管理防災課長)	① 災害対策本部の運営・調整に関する事
		② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事
		③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事
		④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事
		⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
		⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事
		⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する項を除く。)の要否の決定に関する事
		⑧ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避難指示に関する事
		⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事
		⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事
		⑪ 各部への応援要員の配置、調整に関する事
		⑫ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事
		⑬ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事
		⑭ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事
		⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事
		⑯ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する事
		⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事
		⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関する事
		⑲ 災害弔慰金、災害傷害見舞金及び災害援護資金に関する事
		⑳ 被災者生活再建支援法に関する事
活動調整担当 (危機対策幹)		① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係る事
		② 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事
		③ ヘリコプター運航調整会議に関する事
		④ 傷病者、避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター等の確保に関する事
物資調整担当 (危機管理防災課危機管理係長) ※物資輸送関係機関を含む		① 食料品、生活必需品等の輸送に関する事
		② 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事
		③ 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事
		④ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び幹旋に関する事
		⑤ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関する事
		⑥ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事
		⑦ 市町村からの食糧、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関する事
		⑧ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の伊の要請に関する事
		⑨ 緊急輸送車両に関する事
		⑩ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事
		⑪ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する事
情報収集・分析担当 (危機管理防災課防災専門員)		① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事
		② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事
		③ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事
		④ 被害情報の合な取りまとめに関する事
		⑤ 避難状況の取りまとめに関する事
		⑥ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事
		⑦ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事
		⑧ 防災行政無線に関する事
		⑨ 市町村への情報提供(一斉FAX)に関する事
		⑩ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事
		⑪ 災害即報の消防庁への報告に関する事
		⑫ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 災害即報の消防庁への報告に関する事。 ⑫ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事。 ⑬ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事。 ⑭ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事。 ⑮ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事。 ⑯ 報道機関からの照会に対する対応に関する事。 ⑰ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事。 ⑱ 地図情報の総括に関する事。 				<ul style="list-style-type: none"> ⑬ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事。 ⑭ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事。 ⑮ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事。 ⑯ 報道機関からの照会に対する対応に関する事。 ⑰ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事。 ⑱ 地図情報の総括に関する事。
	広域応援・救助担当 (消防課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事。 ② 消防防災ヘリコプターの運航に関する事。 ③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事。 ④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事。 ⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の要否の決定に関する事。 ⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整(他部の所管に属する事項を除く。)に関する事。 	広域応援・救助担当 (消防課長)		<ul style="list-style-type: none"> ① 救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事。 ② 消防防災ヘリコプターの運航に関する事。 ③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事。 ④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事。 ⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の要否の決定に関する事。 ⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整(他部の所管に属する事項を除く。)に関する事。 	
	情報発信担当 (広報県民課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事。 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事。 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事。 ④ 報道機関への緊急報道要請に関する事。 ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事。 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事。 ⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事。 ⑧ プレスリリースに関する事。 ⑨ 安否情報の提供に関する事。 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事。 ⑪ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付に関する事。 ⑫ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事。 ⑬ 災害の記録及び資料の収集に関する事。 	情報発信担当 (広報県民課長)		<ul style="list-style-type: none"> ① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事。 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事。 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事。 ④ 報道機関への緊急報道要請に関する事。 ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事。 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事。 ⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事。 ⑧ プレスリリースに関する事。 ⑨ 安否情報の提供に関する事。 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事。 ⑪ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付に関する事。 ⑫ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事。 ⑬ 災害の記録及び資料の収集に関する事。 	
	庶務担当 (消防課企画幹)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部員会議の開催に関する事。 ② 災害対策本部員会議の議事録作成に関する事。 ③ 関係機関連絡員室の設置に関する事。 ④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関する事。 ⑤ 地方部等の運営支援に関する事。 ⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事。 ⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事。 ⑧ 内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員幹旋要請に関する事。 ⑨ 国、他都道府県等からの支援職員の受入調整(他各部の所管に属する事項を除く。)に関する事。 ⑩ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舍確保に関する事。 ⑪ 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事。 ⑫ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事。 ⑬ 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事。 ⑭ 災害対策本部の経理に関する事。 ⑮ 自衛隊活動経費に係る調整に関する事。 ⑯ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事。 ⑰ 国、他都道府県等からの支援職員、支援物資の全体把握に関する事。 ⑱ 公用令書による公用負担に関する事。 ⑲ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関する事。 ⑳ 義援物資の受付受入窓口の開設に関する事。 ㉑ 義援物資受付受入れの周知に関する事。 ㉒ 義援物資受領証の発行に関する事。 ㉓ 義援物資の公表に関する事。 ㉔ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事。 ㉕ 国現地対策本部との連絡調整に関する事。 ㉖ 国への要望に関する事。 ㉗ 礼状の作成及び送付に関する事。 	庶務担当 (消防課企画幹)		<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部員会議の開催に関する事。 ② 災害対策本部員会議の議事録作成に関する事。 ③ 関係機関連絡員室の設置に関する事。 ④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関する事。 ⑤ 地方部等の運営支援に関する事。 ⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事。 ⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事。 ⑧ 内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員幹旋要請に関する事。 ⑨ 国、他都道府県等からの支援職員の受入調整(他各部の所管に属する事項を除く。)に関する事。 ⑩ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舍確保に関する事。 ⑪ 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事。 ⑫ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事。 ⑬ 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事。 ⑭ 災害対策本部の経理に関する事。 ⑮ 自衛隊活動経費に係る調整に関する事。 ⑯ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事。 ⑰ 国、他都道府県等からの支援職員、支援物資の全体把握に関する事。 ⑱ 公用令書による公用負担に関する事。 ⑲ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関する事。 ⑳ 義援物資の受付受入窓口の開設に関する事。 ㉑ 義援物資受付受入れの周知に関する事。 ㉒ 義援物資受領証の発行に関する事。 ㉓ 義援物資の公表に関する事。 ㉔ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事。 ㉕ 国現地対策本部との連絡調整に関する事。 ㉖ 国への要望に関する事。 ㉗ 礼状の作成及び送付に関する事。 	
			中央連絡部	中央連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関する事。 	

	NGO・NPO代表等	① 被災地のニーズや支援情報の集約に関する事 ② 支援者間の連携促進と支援活動の調整に関する事					
中央連絡部 部長 東京事務所長	中央連絡班 (東京事務所次長)	① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関する事		部長 東京事務所長	(東京事務所次長)		
企画振興部 部長 企画振興部長 部付 リニア推進担当部長 ICT推進担当部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		企画振興部 部長 企画振興部長 部付 リニア推進担当部長 ICT推進担当部長	○連絡調整員		
	総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事			総合政策班 (総合政策課長)		
	情報政策班 (情報政策課長)	① 行政情報ネットワークに関する事 ② 総合行政情報ネットワーク(LGWAN)に関する事 ③ 部内等の応援に関する事			情報政策班 (情報政策課長)		
	広報県民班 (広報県民課長)	① 部内等の応援に関する事			広報県民班 (広報県民課長)		
	交通政策班 (交通政策課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関する事 ② 松本空港の応急対策に関する事 ③ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事			交通政策班 (交通政策課長)		
	市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事			市町村班 (市町村課長)		
	地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関する事			地域振興班 (地域振興課長)		
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事			総務部 部長 総務部長	○連絡調整員	
	秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関する事			秘書班 (秘書課長)		
	人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事			人事班 (人事課長)		
職員班 (職員課長)	① 本部職員の活動支援に関する事 ② 職員住宅の応急対策等に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 ④ 職員の惨事ストレス対策に関する事 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関する事		職員班 (職員課長)				
財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関する事		財政班 (財政課長)				
財産活用班 (財産活用課長)	① 県庁舎の応急対策等に関する事 ② 有線電話に関する事 ③ 会議室の使用停止(災害対応への優先使用)に関する事 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する事		財産活用班 (財産活用課長)				
税務班 (税務課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関する事 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する事 ③ 部内等の応援に関する事		税務班 (税務課長)				
情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関する事		情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)				
県立大学設立準備班 (県立大学設立準備課長)	① 県短期大学の応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事		県立大学設立準備班 (県立大学設立準備課長)				
行政改革班 (行政改革課長)	① 部内等の応援に関する事		行政改革班 (行政改革課長)				
総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関する事		総務事務班 (総務事務課長)				
県民文化部 部長 県民文化部長 部付 子ども若者担当部長 県立大学設立推進担当部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		県民文化部 部長 県民文化部長 部付 子ども若者担当部長 県立大学設立推進担当部長	○連絡調整員		
	文化政策班 (文化政策課長)	① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 文化会館等の応急対策等に関する事			文化政策班 (文化政策課長)		
	県民協働班 (県民協働課長)	① 食料・生活物資の調達に関する事 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関する事			県民協働班 (県民協働課長)		
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	① 所管施設の応急対策に関する事 ② 部内等の応援に関する事			人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)		
	国際班 (国際課長)	① 外国籍県民等への災害情報の広報に関する事 ② 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する事			国際班 (国際課長)		
	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関する事			次世代サポート班 (次世代サポート課長)		
	子ども・家庭班 (子ども・家庭課長)	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事 ② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関する事			子ども・家庭班 (子ども・家庭課長)		
	私学・高等教育班 (私学・高等教育課長)	① 私立学校の応急対策等に関する事 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関する事 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事 ④ 部内等の応援に関する事			私学・高等教育班 (私学・高等教育課長)		
	健康福祉部	○連絡調整員	② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事			健康福祉部	○連絡調整員

健康福祉部 〔部長 健康福祉部長〕	〇連絡調整員	③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事 ④ 部内等の応援に関する事	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	① 部内の全体調整及び進行管理に関する事 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事		① 部内の全体調整及び進行管理に関する事 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事
	医療推進班 (医療推進課長)	① 災害医療本部の設置及び運営に関する事 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事 ⑤ 医療救護所の設置に関する事 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事 ⑦ 保健師等の派遣に関する事 ⑧ 人工透析患者等の医療の供給に関する事 ⑨ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事 ⑩ ドクターヘリの運航に関する事 ⑪ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事 ⑫ 所管する現地機関の応急対策等に関する事		① 災害医療本部の設置及び運営に関する事 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事 ⑤ 医療救護所の設置に関する事 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事 ⑦ 保健師等の派遣に関する事 ⑧ 人工透析患者等の医療の供給に関する事 ⑨ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事 ⑩ ドクターヘリの運航に関する事 ⑪ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事 ⑫ 所管する現地機関の応急対策等に関する事
	地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事 ② ボランティアの受入等に関する事 ③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関する事 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事		① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事 ② ボランティアの受入等に関する事 ③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関する事 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事
	健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関する事 ② 要配慮者(高齢者)に係る市町村等への助言に関する事		① 管理栄養士の派遣に関する事 ② 要配慮者(高齢者)に係る市町村等への助言に関する事
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事 ② 歯科医師の派遣に関する事 ③ 心のケア対策に関する事 ④ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ⑤ 所管する現地機関の応急対策に関する事		① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事 ② 歯科医師の派遣に関する事 ③ 心のケア対策に関する事 ④ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ⑤ 所管する現地機関の応急対策に関する事
	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事 ② 所管する高者福祉に関する事		① 介護職員等の派遣に関する事 ② 所管する高者福祉に関する事
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事		① 手話通訳者の派遣に関する事 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関する事 ② 被災食品営業施設に関する事 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 ⑥ 特定動物の管理に関する事 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事 ⑧ 被災動物の救援に関する事 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事		① 食品衛生に関する事 ② 被災食品営業施設に関する事 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 ⑥ 特定動物の管理に関する事 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事 ⑧ 被災動物の救援に関する事 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事
	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ② 医療ガスの供に関する事 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事 ④ 薬剤師班の派遣に関する事		① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ② 医療ガスの供に関する事 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事 ④ 薬剤師班の派遣に関する事
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に係る事		① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に係る事
	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事		① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事
	環境エネルギー班 (環境エネルギー課長)	① 部内等の応援に関する事		① 部内等の応援に関する事
水大気環境班 (水大気環境課長)	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事 ② 応急給水の要請に関する事 ③ 水道応急復旧の要請に関する事 ④ 大気汚染に関する事	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事 ② 応急給水の要請に関する事 ③ 水道応急復旧の要請に関する事 ④ 大気汚染に関する事		
生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事		
自然保護班	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事		
環境部 〔部長 環境部長〕	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の全体調整及び進行管理に関する事 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事
	環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事		① 部内の全体調整及び進行管理に関する事 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事
	環境エネルギー班 (環境エネルギー課長)	① 部内等の応援に関する事		① 部内の全体調整及び進行管理に関する事 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事
	水大気環境班 (水大気環境課長)	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事 ② 応急給水の要請に関する事 ③ 水道応急復旧の要請に関する事 ④ 大気汚染に関する事		① 災害医療本部の設置及び運営に関する事 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事 ⑤ 医療救護所の設置に関する事 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事 ⑦ 保健師等の派遣に関する事 ⑧ 人工透析患者等の医療の供給に関する事 ⑨ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事 ⑩ ドクターヘリの運航に関する事 ⑪ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事 ⑫ 所管する現地機関の応急対策等に関する事
	生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事		① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事 ② ボランティアの受入等に関する事 ③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関する事 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事
	自然保護班	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事		① 管理栄養士の派遣に関する事 ② 要配慮者(高齢者)に係る市町村等への助言に関する事
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事 ② 歯科医師の派遣に関する事 ③ 心のケア対策に関する事 ④ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ⑤ 所管する現地機関の応急対策に関する事		① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事 ② 歯科医師の派遣に関する事 ③ 心のケア対策に関する事 ④ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ⑤ 所管する現地機関の応急対策に関する事
	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事 ② 所管する高者福祉に関する事		① 介護職員等の派遣に関する事 ② 所管する高者福祉に関する事
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事		① 手話通訳者の派遣に関する事 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関する事 ② 被災食品営業施設に関する事 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 ⑥ 特定動物の管理に関する事 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事 ⑧ 被災動物の救援に関する事 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事		① 食品衛生に関する事 ② 被災食品営業施設に関する事 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 ⑥ 特定動物の管理に関する事 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事 ⑧ 被災動物の救援に関する事 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事
	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ② 医療ガスの供に関する事 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事 ④ 薬剤師班の派遣に関する事		① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ② 医療ガスの供に関する事 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事 ④ 薬剤師班の派遣に関する事
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に係る事		① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に係る事
	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事		① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事
環境エネルギー班 (環境エネルギー課長)	① 部内等の応援に関する事	① 部内等の応援に関する事		
水大気環境班 (水大気環境課長)	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事 ② 応急給水の要請に関する事 ③ 水道応急復旧の要請に関する事 ④ 大気汚染に関する事	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事 ② 応急給水の要請に関する事 ③ 水道応急復旧の要請に関する事 ④ 大気汚染に関する事		
生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事		
自然保護班	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事		

産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用就業支援担当部長	生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事 と。	産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用就業支援担当部長	(自然保護課長)	② 部内等の応援に関する事 と。
	自然保護班 (自然保護課長)	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事 と。 ② 部内等の応援に関する事 と。		資源循環推進班 (資源循環推進課長)	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事 と。 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事 と。 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事 と。
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事 と。 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事 と。 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事 と。		〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。
	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。		産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関する事 と。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 と。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に 関すること。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事 と。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事 と。
	産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関する事 と。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 と。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に 関すること。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事 と。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事 と。		産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長)	① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事 と。 ② 部内等の応援に関する事 と。
	産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長)	① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事 と。 ② 部内等の応援に関する事 と。		ものづくり振興班 (ものづくり振興課長)	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事 と。 ② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事 と。 ③ LPガスに係る物資の調達に関する事 と。 ④ 部内等の応援に関する事 と。
	ものづくり振興班 (ものづくり振興課長)	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事 と。 ② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事 と。 ③ LPガスに係る物資の調達に関する事 と。 ④ 部内等の応援に関する事 と。		人材育成班 (人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事 と。 ② 部内等の応援に関する事 と。
	人材育成班 (人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事 と。 ② 部内等の応援に関する事 と。		労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事 と。 ② 被災者等からの労働相談に関する事 と。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との 連携調整に関する事 と。 ④ 部内等の応援に関する事 と。
	労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事 と。 ② 被災者等からの労働相談に関する事 と。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との 連携調整に関する事 と。 ④ 部内等の応援に関する事 と。		〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。
	観光部 部長 観光部長 部付 信州マーケティング戦略担当部長	〇連絡調整員		① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。	観光部 部長 観光部長 部付 信州マーケティング戦略担当部長
山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)		① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 と。 ② 部内の連絡調整に関する事 と。 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事 と。 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関する事 と。 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関する事 と。	観光誘客班 (観光誘客課長)	① 部内等の応援に関する事 と。	
観光誘客班 (観光誘客課長)		① 部内等の応援に関する事 と。	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。	
農政部 部長 農政部長	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。	農政部 部長 農政部長	農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 と。 ② 部内の連絡調整に関する事 と。 ③ 公用令書による公用負担に関する事 と。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事 と。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事 と。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事 と。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事 と。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は 指示に関する事 と。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策 の実施に係る指導に関する事 と。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関 への協力要請に関する事 と。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への 情報提供に関する事 と。
	農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 と。 ② 部内の連絡調整に関する事 と。 ③ 公用令書による公用負担に関する事 と。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事 と。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事 と。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事 と。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事 と。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は 指示に関する事 と。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策 の実施に係る指導に関する事 と。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関 への協力要請に関する事 と。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への 情報提供に関する事 と。		農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食糧の調達に関する事 と。 ② 農作物の応急対策等に関する事 と。
	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。		園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関する事 と。 ② 畜産関係の応急対策等に関する事 と。
	農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食糧の調達に関する事 と。 ② 農作物の応急対策等に関する事 と。		農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事 と。
	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関する事 と。 ② 畜産関係の応急対策等に関する事 と。		農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関する事 と。
	農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事 と。		〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。
	農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関する事 と。		森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 と。 ② 部内の連絡調整に関する事 と。 ③ 公用令書による公用負担に関する事 と。
	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。		信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事 と。 ② 木材の調達に関する事 と。
	森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 と。 ② 部内の連絡調整に関する事 と。 ③ 公用令書による公用負担に関する事 と。		森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事 と。 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 と。
	信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事 と。 ② 木材の調達に関する事 と。		〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。
林務部 部長 林務部長	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。	林務部 部長 林務部長	建設部 部長	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。
	森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 と。 ② 部内の連絡調整に関する事 と。 ③ 公用令書による公用負担に関する事 と。		〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 と。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 と。

建設部 部長 建設部長	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事	建設部長	建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について ④ 土木資材の確保に関する事 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事		
	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 道路の保全に関する事 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事 ⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事		
	建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について ④ 土木資材の確保に関する事 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事		道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 水防活動の応援に関する事		
	道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 道路の保全に関する事 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事 ⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事		水防班 (河川課長)	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事 ② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事		
	道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 水防活動の応援に関する事		砂防班 (砂防課長)	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事		
	水防班 (河川課長)	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事 ② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事		都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	① 都市施設の応急対策等に関する事 ② 都市公園・駐車場に関する事 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事		
	砂防班 (砂防課長)	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事		建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事 ④ 災害公営住宅の建設に関する事 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑮ 水防活動の応援に関する事		
	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	① 都市施設の応急対策等に関する事 ② 都市公園・駐車場に関する事 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事		施設班 (施設課長)	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事		
	建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事 ④ 災害公営住宅の建設に関する事 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑮ 水防活動の応援に関する事		会計部	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	
	施設班 (施設課長)	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事		部長 会計管理者	会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 応急対策経費の出納に関する事 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事	
	会計部	〇連絡調整員		〇連絡調整員	契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事 ② 部内等の応援に関する事	
	部長 会計管理者	会計班 (会計課長)		〇連絡調整員	企業部	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		企業総務班	部長 公営企業管理者 部付 企業局長	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事	
	会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 応急対策経費の出納に関する事 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事		〇連絡調整員			
	契約・検査班	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事					

企業部 部長 公営企業管理者 部付 企業局長	(契約・検査課長)	② 部内等の応援に關すること。	教育部 部長 教育長 部付 教育次長	次長(総務担当)	② 部内の連絡調整に關すること。 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に關すること。
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に關すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に關すること。		電気班 次長(電気事業担当)	① 企業局発電施設の応急対策等に關すること。
	企業総務班 次長(総務担当)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に關すること。 ② 部内の連絡調整に關すること。 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に關すること。		水道班 次長(水道事業担当)	① 県営水道施設の応急対策等に關すること。 ② 飲料水供給の応援に關すること。
	電気班 次長(電気事業担当)	① 企業局発電施設の応急対策等に關すること。		○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に關すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に關すること。
	水道班 次長(水道事業担当)	① 県営水道施設の応急対策等に關すること。 ② 飲料水供給の応援に關すること。		教育総務班 (教育総務課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に關すること。 ② 部内の連絡調整に關すること。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に關すること。 ④ 教育施設における避難所開設の協力に關すること。 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に關すること。 ⑥ 教職員の派遣に關すること。 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に關すること。 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に關すること。 ⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに關すること。 ⑩ 文化財等の被害状況の把握に關すること。
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に關すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に關すること。		義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に關すること。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に關すること。 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に關すること。 ④ 児童生徒等の保護者への引渡しに關すること。 ⑤ 授業継続のための措置に關すること。 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に關すること。 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に關すること。
	教育総務班 (教育総務課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に關すること。 ② 部内の連絡調整に關すること。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に關すること。 ④ 教育施設における避難所開設の協力に關すること。 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に關すること。 ⑥ 教職員の派遣に關すること。 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に關すること。 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に關すること。 ⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに關すること。 ⑩ 文化財等の被害状況の把握に關すること。		高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に關すること。 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に關すること。 ③ 公立高等学校の応急対策に關すること。 ④ 生徒の保護者への引渡しに關すること。 ⑤ 授業継続のための措置に關すること。 ⑥ 避難生徒の応急教育に關すること。 ⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に關すること。 ⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に關すること。
	義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に關すること。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に關すること。 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に關すること。 ④ 児童生徒等の保護者への引渡しに關すること。 ⑤ 授業継続のための措置に關すること。 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に關すること。 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に關すること。		特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に關すること。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に關すること。 ③ 特別支援学校の応急対策に關すること。 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに關すること。 ⑤ 住民等の避難受入れ活動に關すること。 ⑥ 授業継続のための措置に關すること。 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に關すること。 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に關すること。 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に關すること。 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に關すること。
	高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に關すること。 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に關すること。 ③ 公立高等学校の応急対策に關すること。 ④ 生徒の保護者への引渡しに關すること。 ⑤ 授業継続のための措置に關すること。 ⑥ 避難生徒の応急教育に關すること。 ⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に關すること。 ⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に關すること。		教学指導班 (教学指導課長)	① 総合教育センターの応急対策等に關すること。 ② 被災した児童生徒の学用品の供給に關すること。 ③ 被災した児童生徒等の心のケアに關すること。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に關すること。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に關すること。 ③ 特別支援学校の応急対策に關すること。 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに關すること。 ⑤ 住民等の避難受入れ活動に關すること。 ⑥ 授業継続のための措置に關すること。 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に關すること。 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に關すること。 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に關すること。 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に關すること。		文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に關すること。 ② 文化財の応急対策に關すること。 ③ 部内等の応援に關すること。
教学指導班 (教学指導課長)	① 総合教育センターの応急対策等に關すること。 ② 被災した児童生徒の学用品の供給に關すること。 ③ 被災した児童生徒等の心のケアに關すること。	保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に關すること。 ② 学校給食の確保に關すること。 ③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に關すること。		
文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に關すること。 ② 文化財の応急対策に關すること。 ③ 部内等の応援に關すること。	スポーツ班 (スポーツ課長)	① 体育施設の応急対策等に關すること。 ② 部内等の応援に關すること。		
保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に關すること。 ② 学校給食の確保に關すること。 ③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に關すること。	警察部 部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に關すること。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に關すること。 ③ 災害警備の実施に關すること。	
スポーツ班 (スポーツ課長)	① 体育施設の応急対策等に關すること。 ② 部内等の応援に關すること。		実施班 (警備第二課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に關すること。 ② 災害警備の実施に關すること。	
警察部 部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長	○連絡調整員		① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に關すること。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に關すること。 ③ 災害警備の実施に關すること。	犯罪予防班 (生活安全企画課長)	① 犯罪の予防に關すること。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに關すること。
実施班 (警備第二課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に關すること。 ② 災害警備の実施に關すること。		交通規制班 (交通規制課長)	① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に關すること。 ② 交通規制に關すること。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に關すること。	
犯罪予防班 (生活安全企画課長)	① 犯罪の予防に關すること。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに關すること。				
交通規制班 (交通規制課長)	① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に關すること。 ② 交通規制に關すること。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に關すること。				

議会議務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	① 各部の応援に関する事。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
------------------------------------------	-------------------------------------------------

- 【備考】
- ・本部室の各担当は、危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
 - ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
 - ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

室・部 (室長、部長等)	班 (班 長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地方事務所長) 副地方部長 地方事務所副所長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者	総務班	① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	環境班	① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	① 本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建築班	① 本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。
	土木班	① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く）
	教育班	① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
警察班	① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。	

現地本部 (現地本部長)	班 (班 長)	分 掌 事 務
そのつど本部長が定める。 [本部長が指名する職員]	同 左 (同 左)	① そのつど本部長が定める。

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

議会議務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	① 各部の応援に関する事。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
------------------------------------------	-------------------------------------------------

- 【備考】
- ・本部室の各担当は、危機管理防災部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
 - ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
 - ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

室・部 (室長、部長等)	班 (班 長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地方事務所長) 副地方部長 地方事務所副所長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者	総務班	① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	環境班	① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	① 本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建築班	① 本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。
	土木班	① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く）
	教育班	① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
警察班	① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。	

現地本部 (現地本部長)	班 (班 長)	分 掌 事 務
そのつど本部長が定める。 [本部長が指名する職員]	同 左 (同 左)	① そのつど本部長が定める。

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照) なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。 また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 応援活動に伴う経費を負担する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 基本方針 被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 消防に関する応援要請(危機管理部)</p> <ol style="list-style-type: none"> a 市町村長等に対する指示 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。 b 他都道府県に対する応援要請 (a) 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。 ○ 緊急消防援助隊 ○ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプ 	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照) なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。 また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 応援活動に伴う経費を負担する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 基本方針 被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 消防に関する応援要請(危機管理部)</p> <ol style="list-style-type: none"> a 市町村長等に対する指示 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。 b 他都道府県に対する応援要請 (a) 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。 ○ 緊急消防援助隊 ○ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプ

<p>ター</p> <p>○ その他、他都道府県からの消防隊</p> <p>(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。</p> <p>(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）</p> <p>県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。</p> <p>〈援助の要求事項〉</p> <p>a 援助を必要とする理由</p> <p>b 援助を依頼する先の都道府県警察</p> <p>c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備</p> <p>d 派遣の日時、場所</p> <p>e 援助を必要とする期間等</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>a 市町村長に対する要請</p> <p>知事は、市町村において実施する応急措置等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。</p> <p>この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。</p> <p>(a) 応援すべき市町村名</p> <p>(b) 応援の範囲又は区域</p> <p>(c) 担当業務</p> <p>(d) 応援の方法</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。</p> <p>○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会47都道府県</p> <p>○ 「震災時等の相互応援に関する協定」関東地方知事会 1都9県</p> <p>○ 「災害時等の応援に関する協定」中部圏知事会 9県1市</p> <p>○ 「<u>中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定</u>」新潟県、山梨県、静岡県</p> <p>(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>〈応援の要請事項〉</p> <p>○ 応援を求める理由及び災害の状況</p> <p>○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等</p> <p>○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等</p> <p>○ その他必要な事項</p>	<p>ター</p> <p>○ その他、他都道府県からの消防隊</p> <p>(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。</p> <p>(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）</p> <p>県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。</p> <p>〈援助の要求事項〉</p> <p>a 援助を必要とする理由</p> <p>b 援助を依頼する先の都道府県警察</p> <p>c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備</p> <p>d 派遣の日時、場所</p> <p>e 援助を必要とする期間等</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>a 市町村長に対する要請</p> <p>知事は、市町村において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。</p> <p>この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。</p> <p>(a) 応援すべき市町村名</p> <p>(b) 応援の範囲又は区域</p> <p>(c) 担当業務</p> <p>(d) 応援の方法</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その応急措置の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。</p> <p>○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会47都道府県</p> <p>○ 「震災時等の相互応援に関する協定」関東地方知事会 1都9県</p> <p>○ 「災害時等の応援に関する協定」中部圏知事会 9県1市</p> <p>○ 「災害時の相互応援に関する協定」新潟県</p> <p>(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、応援を要請する。</p> <p>〈応援の要請事項〉</p> <p>○ 応援を求める理由及び災害の状況</p> <p>○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等</p> <p>○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等</p> <p>○ その他必要な事項</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2規定により国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第3節 非常参集職員の活動」による。

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村(代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村)は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要求する。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第3節 非常参集職員の活動」による。

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村(代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村)は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求めるものとする。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求めるものとする。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

- a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

(1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

- a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

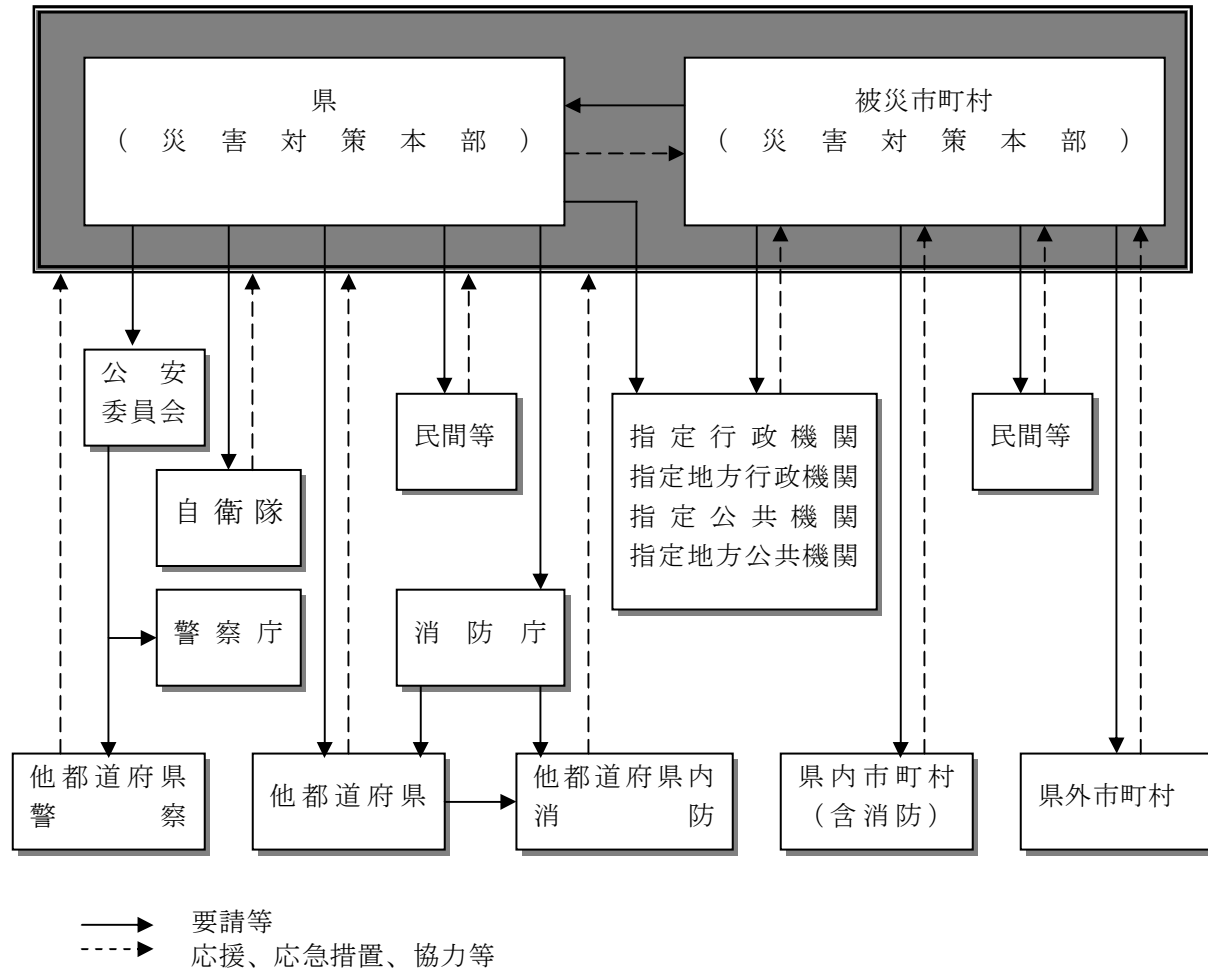
4 経費の負担

(1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

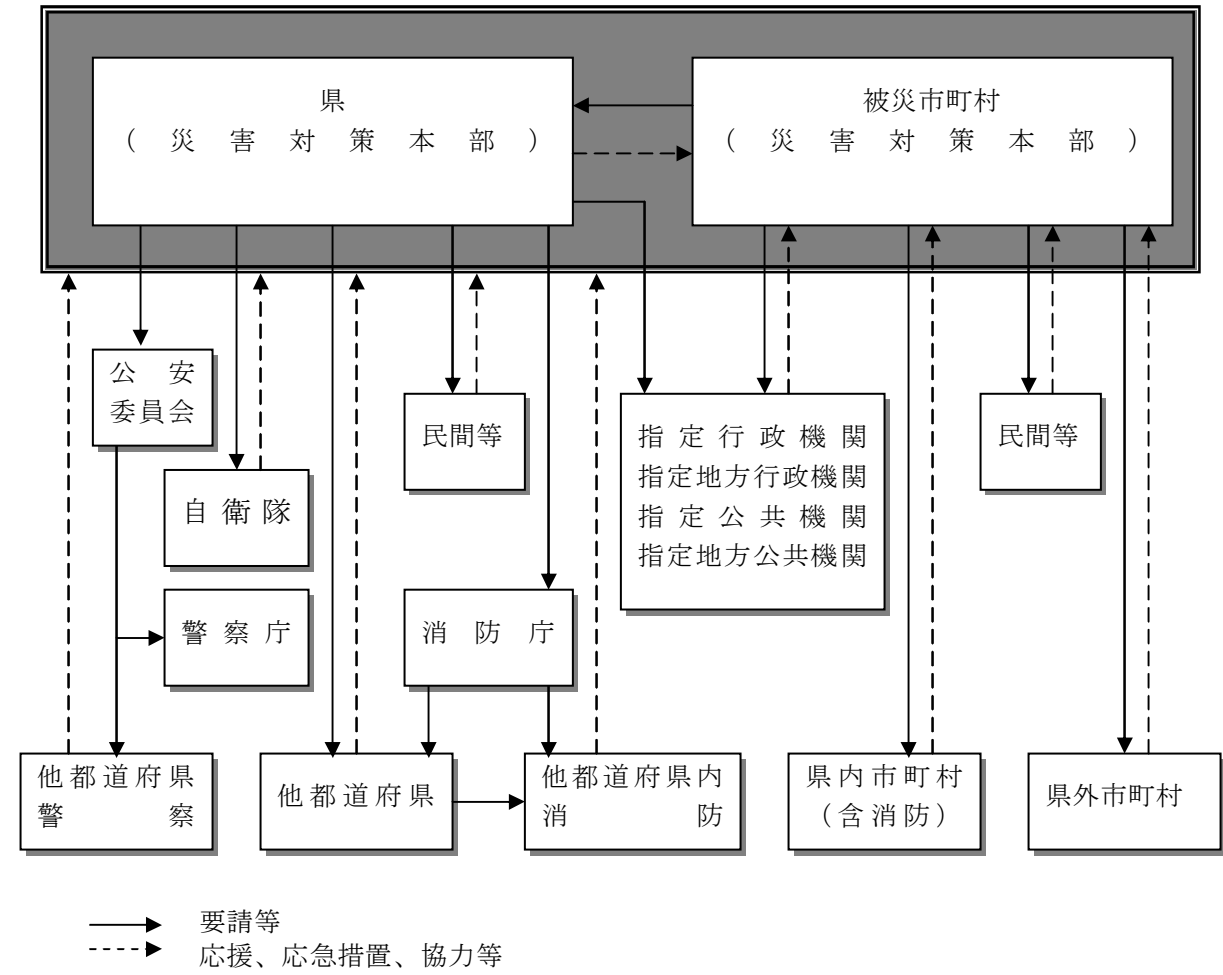
(別記)

広域相互応援体制



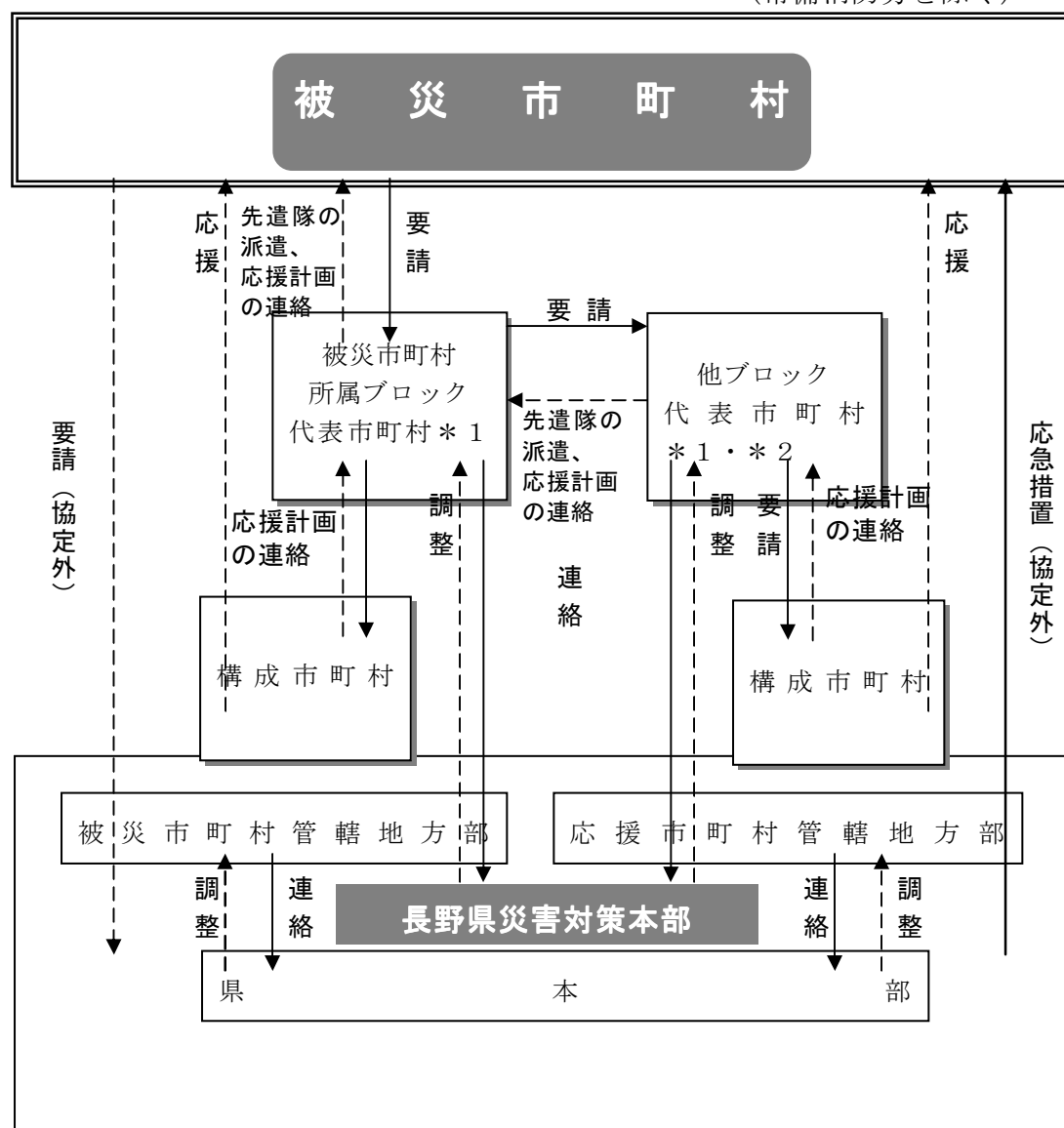
(別記)

広域相互応援体制



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

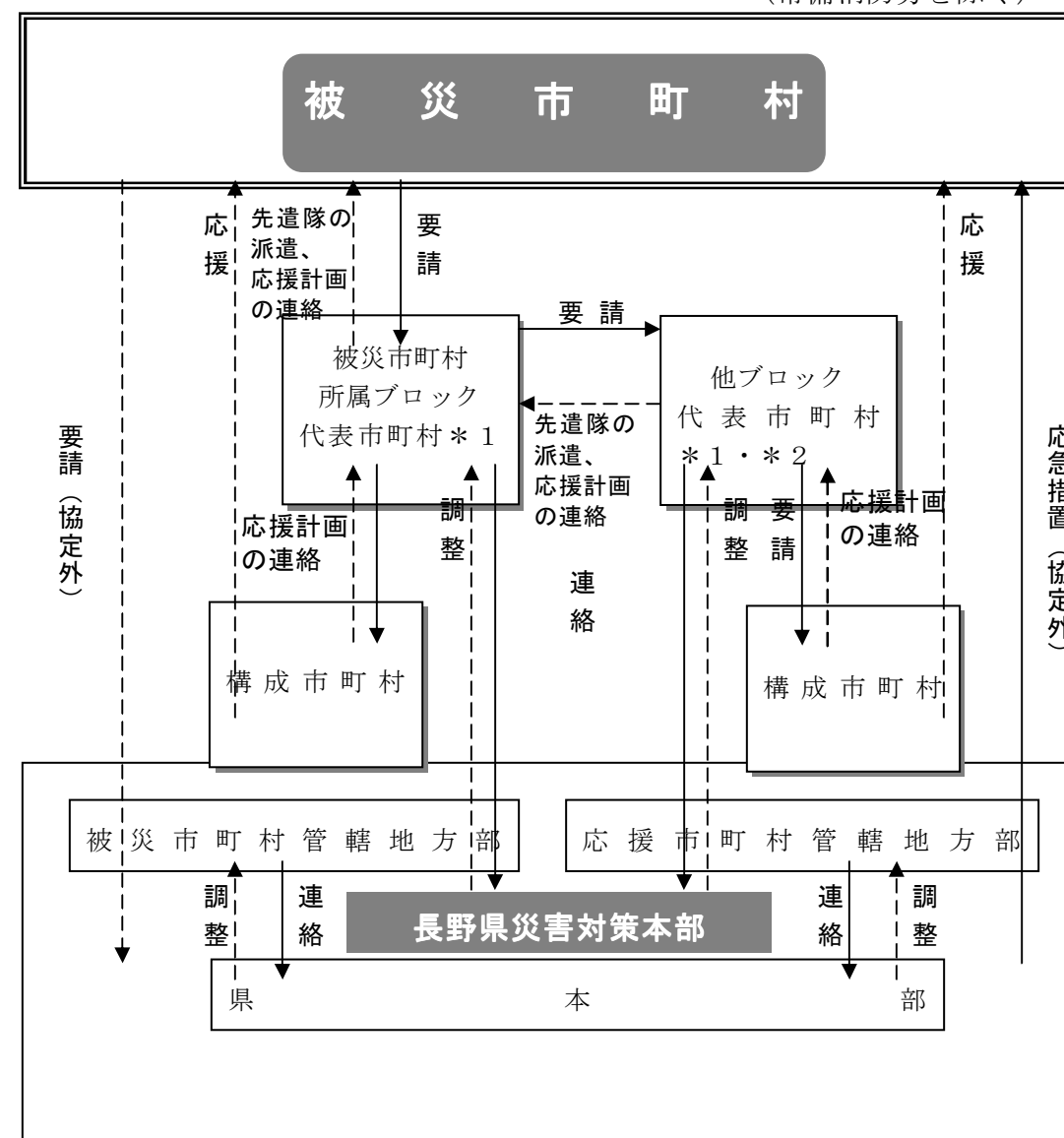
(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

新	旧																										
<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p>	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p>																										
<p>第1 基本方針 災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。 自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p>	<p>第1 基本方針 災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。 自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p>																										
<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。 2 県、市町村等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。 4 派遣に要した経費の負担について定める。 	<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について定める。 2 県、市町村等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。 4 派遣に要した経費の負担について定める。 																										
<p>第3 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(ア) 派遣の要請</p> <p>a 要請の要件</p> <table border="1"> <tr> <td>公共性</td> <td>公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。</td> </tr> <tr> <td>緊急性</td> <td>差し迫った必要があること。</td> </tr> <tr> <td>非代替性</td> <td>自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。</td> </tr> </table> <p>b 救援活動の内容</p> <p>自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救 助 活 動</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の搜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の搜索救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動</td> </tr> </tbody> </table>	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。	緊急性	差し迫った必要があること。	非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。	救 助 活 動	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助	遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(ア) 派遣の要請</p> <p>a 要請の要件</p> <p>(a) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。</p> <p>(b) 緊急性 差し迫った必要があること。</p> <p>(c) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。</p> <p>b 派遣要請の範囲</p> <p>自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導及び輸送等の援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の搜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の搜索救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>土のう作成、運搬、積み込み等</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助	遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。																										
緊急性	差し迫った必要があること。																										
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。																										
救 助 活 動	内 容																										
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																										
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助																										
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助																										
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動																										
項 目	内 容																										
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																										
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助																										
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助																										
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等																										

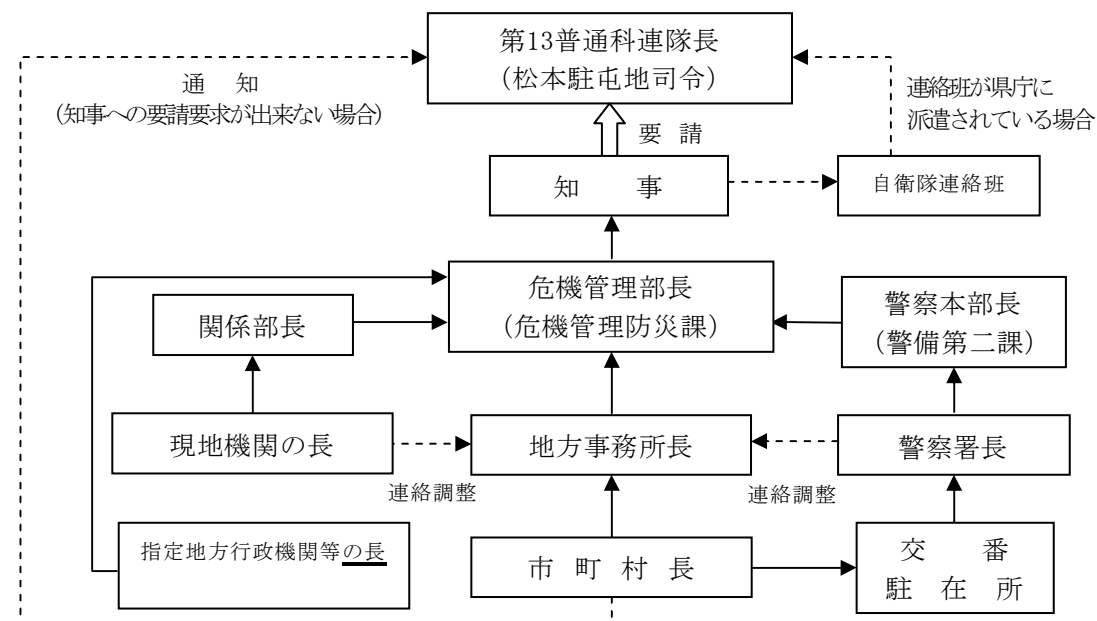
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(イ) 派遣に係る事前調整

県は、県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



(エ) 派遣要請手続

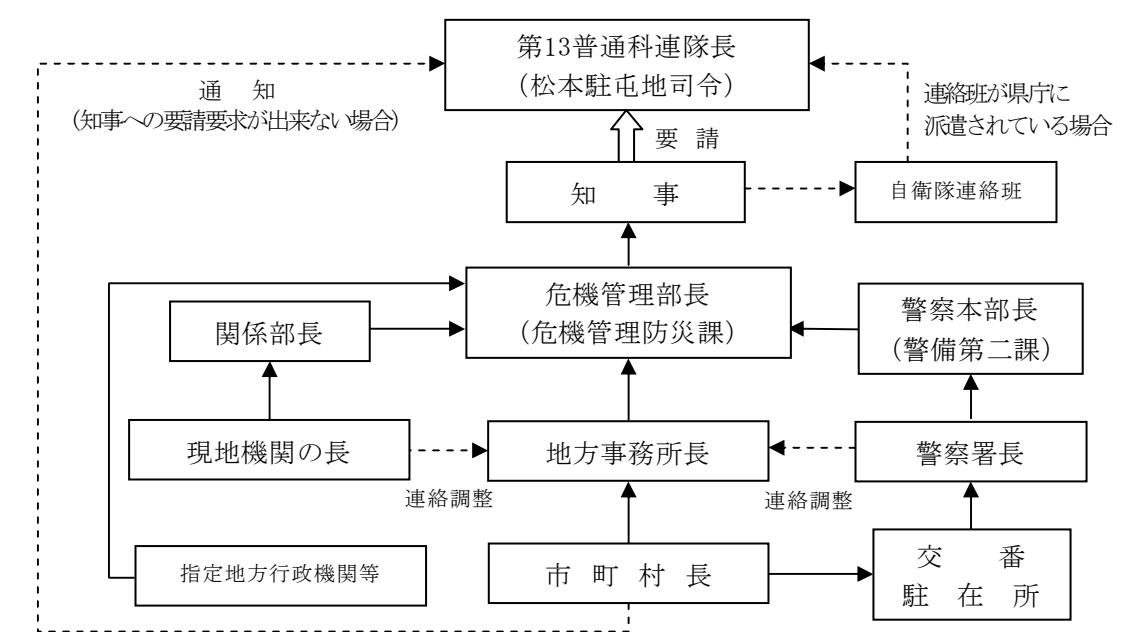
a 県現地機関における措置

- 地方事務所長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長(危機管理防災課)に文書または口頭をもって報告する。
- 地方事務所長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- 地方事務所長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。
- 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地方事務所長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって

消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



(ウ) 派遣に係る事前調整

県は、県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(エ) 派遣要請手続

a 県現地機関における措置

- 地方事務所長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長(危機管理防災課)に文書または口頭をもって報告する。
- 地方事務所長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- 地方事務所長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。
- 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地方事務所長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。

て所管部局長に報告する。
(e) (d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地方事務所長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

c 本庁（警察本部を含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記 a 及び b により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地方事務所長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76

- (c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。
- (d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請を行う。

d 要請手続

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

(オ) 県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は1(2)ア(ア) b の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災

(e) (d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地方事務所長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

c 本庁（警察本部を含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記 a 及び b により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地方事務所長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76

- (c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。
- (d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理を行う。

d 要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

(オ) 県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は1(2)ア(ア)の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下

害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求めるものとする。

- (ア) 市町村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地方事務所長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。
- (イ) 市町村長は、(ア)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地方事務所長を通じ文書による要求をするものとする。
- (ウ) 市町村長は、(ア)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知するものとする。
また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定地方行政機関等における措置
指定地方行政機関等の長は1(2)ア(ア) bの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。
 - a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。
 - b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 部隊等との連絡調整者
部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

- a 総括連絡調整者
 - (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
 - (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊長及び関係機関との連絡調整を行う。
 - (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画をたてる。
 - ①地域別優先順位
 - ②地域別必要人員
 - ③地域別所要資材の確保及び輸送方法
 - (d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。
- b 現地連絡調整者
 - (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれに当たる。

により要請を求めるものとする。

- (ア) 市町村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地方事務所長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。
- (イ) 市町村長は、(ア)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地方事務所長を通じ文書による要求をするものとする。
- (ウ) 市町村長は、(ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知するものとする。
また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定地方行政機関等における措置
指定地方行政機関等の長は1(2)ア(ア)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。
 - a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。
 - b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 部隊等との連絡調整者
部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

- a 総括連絡調整者
 - (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
 - (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊長及び関係機関との連絡調整を行う。
 - (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画をたてる。
 - ①地域別優先順位
 - ②地域別必要人員
 - ③地域別所要資材の確保及び輸送方法
 - (d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。
- b 現地連絡調整者
 - (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれに当たる。

- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行う。
- (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。
 - ①作業箇所及び作業内容
 - ②作業箇所別必要人員及び機材
 - ③作業箇所別優先順位
 - ④ヘリポート
 - ⑤資材の調達方法
 - ⑥本部事務所
 - ⑦宿泊施設
 - ⑧資材置場、炊事場
 - ⑨駐車場
- (e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。
- (f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- (イ) 市町村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。
- (ウ) 市町村は、部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定地方行政機関等における措置
 - a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。
 - b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。
- (イ) 自衛隊における措置
 - a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは地方事務所に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
 - b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。

エ【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行う。
- (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。
 - ①作業箇所及び作業内容
 - ②作業箇所別必要人員及び機材
 - ③作業箇所別優先順位
 - ④ヘリポート
 - ⑤資材の調達方法
 - ⑥本部事務所
 - ⑦宿泊施設
 - ⑧資材置場、炊事場
 - ⑨駐車場
- (e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。
- (f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- (イ) 市町村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。
- (ウ) 市町村は、部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定地方行政機関等における措置
 - a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。
 - b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。
- (イ) 自衛隊における措置
 - a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは地方事務所に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
 - b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。

エ【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収の要請をする。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

下記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定する。

イ【市町村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

ウ【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

(ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収の要請をする。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

下記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定する。

イ【市町村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

ウ【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第1 基本方針 大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある確かな対応を行う。 また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、県警察本部、市町村、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針 消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしなが、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部） (ア) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。 (イ) 市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。 (ウ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。 (エ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。 特に、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣する。 また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行う。 (オ) 道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p>	<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第1 基本方針 大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある確かな対応を行う。 また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、県警察本部、市町村、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針 消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしなが、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部） (ア) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。 (イ) 市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。 (ウ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。 (エ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。 特に、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣する。 また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行う。 (オ) 道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p>

- (ア) 市町村消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努めるものとする。
- (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。
- (ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。
- (エ) 消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (オ) 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 長野県災害医療本部の設置及び運営を行う。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握する。
- (ウ) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (オ) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。

- (ア) 市町村消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努めるものとする。
- (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。
- (ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。
- (エ) 消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (オ) 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 長野県災害医療本部の設置及び運営を行う。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握する。
- (ウ) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (オ) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。

- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、災害拠点病院を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。
- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。(危機管理部、健康福祉部、警察本部)
- (ク) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。
- (ケ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (コ) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、市町村立医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行うものとする。
また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請するものとする。
- (イ) 管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備するものとする。
- (ウ) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備するものとする。
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請するものとする。
- (エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請するものとする。
- (オ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するも

- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、救急医療機関を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。
- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。(危機管理部、健康福祉部、警察本部)
- (ク) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。
- (ケ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (コ) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、市町村立医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行うものとする。
また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請するものとする。
- (イ) 管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備するものとする。
- (ウ) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備するものとする。
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請するものとする。
- (エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請するものとする。
- (オ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するも

のとする。

(オ) (一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

(カ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。

(キ) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。

(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。

(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

(コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。

(サ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。

(シ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

のとする。

(オ) (一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。

(カ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。

(キ) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。

(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。

(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

(コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。

(サ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。

(シ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

新	旧
<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への<u>受入れ</u>等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(1) 基本方針 県、市町村及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)</p> <p>(ア) 避難所での生活環境整備 要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市町村の対策を支援する(資料編26参照)</p> <p>(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施 県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。</p> <p>(ウ) 介護職員等の派遣体制の確保 社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p>(エ) 応急仮設住宅等の確保 要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p>	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への<u>収容</u>等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難収容活動</p> <p>(1) 基本方針 県、市町村及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)</p> <p>(ア) 避難所での生活環境整備 要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市町村の対策を支援する(資料編26参照)</p> <p>(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施 県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。</p> <p>(ウ) 介護職員等の派遣体制の確保 社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p>(エ) 応急仮設住宅等の確保 要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p>

(ア) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知
要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認
市町村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。
なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。
なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(ウ) 避難所での生活環境整備等
災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置するものとする。
また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行うものとする。

a 避難所における設備の整備
段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行うものとする。

b 避難所における物資の確保及び提供
車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行うものとする。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供
福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。

d 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立
外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じて災害多言語支援センターの設置を行う。

e 情報提供体制の確立
避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置するものとする。

(エ) 在宅者対策
災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行うものとする。

a 在宅者の訪問の実施
市町村は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

(ア) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知
要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認
市町村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。
なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。
なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(ウ) 避難所での生活環境整備等
災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置するものとする。
また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行うものとする。

a 避難所における設備の整備
段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行うものとする。

b 避難所における物資の確保及び提供
車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行うものとする。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供
福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。

d 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立
外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じて災害多言語センターの設置を行う。

e 情報提供体制の確立
避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置するものとする。

(エ) 在宅者対策
災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行うものとする。

a 在宅者の訪問の実施
市町村は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供するものとする。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行うものとする。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供するものとする。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

ウ【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市町村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお発災時において、市町村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

ウ【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供するものとする。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行うものとする。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供するものとする。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

ウ【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市町村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお発災時において、市町村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

ウ【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・

避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

新	旧												
<p>第10節 緊急輸送活動</p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p>												
<p>第1 基本方針</p> <p>大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。</p> <p>また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th> <th>第2段階の活動</th> <th>第3段階の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送 </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待たずとも認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。</p>	第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送 	<p>第1 基本方針</p> <p>大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。</p> <p>また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th> <th>第2段階の活動</th> <th>第3段階の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送 </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待たずとも認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。</p>	第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動											
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送 											
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動											
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送 											
<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部（危機管理部）が行う。 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。 	<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部（危機管理部）が行う。 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。 												
<p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急輸送の調整</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部（危機管理部）が必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する対策】（災害対策本部（危機管理部））</p> <p>ア 道路管理者等に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。</p> <p>イ 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急輸送の調整</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部（危機管理部）が必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する対策】（災害対策本部（危機管理部））</p> <p>ア 道路管理者等に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。</p> <p>イ 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。</p>												

2 緊急交通路確保のための交通規制等

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、警察本部）

(ア) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。

(イ) 県公安委員会は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて応援協定等に基づき、協力要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。

(ウ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(オ) 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するため区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について広域的な見地から指示を行う。(建設部)

(カ) 交通規制課は隣接県からの車両流入抑止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察への県境検問等による交通規制の実施を要請する。

(キ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、大規模災害発生後直ちに、警察本部長が定める長野県警察災害警備計画に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。

- a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
- b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
- c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等

(ク) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求める。

イ【道路管理者による措置命令等】

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行

2 緊急交通路確保のための交通規制等

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、警察本部）

(ア) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。

(イ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(エ) 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するため区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について広域的な見地から指示を行う。(建設部)

(カ) 交通規制課は隣接県からの車両流入抑止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察への県境検問等による交通規制の実施を要請する。

(キ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、大規模災害発生後直ちに、警察本部長が定める長野県警察災害警備計画に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。

- a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
- b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
- c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等

(ク) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求める。

イ【道路管理者による措置命令等】

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行

う。

ウ【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

(ア) 警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下「物件等」という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。

(イ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置をとるものとする。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。(建設部)

(イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。(建設部)

(ウ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。

また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。(建設部)

(エ) 豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進する。(建設部)

(オ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。(林務部)

(カ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めた基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。(農政部)

(キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。(警察本部)

(ク) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

(ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。

(イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市町村道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

う。

ウ【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

(ア) 警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下「物件等」という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。

(イ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置をとるものとする。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。(建設部)

(イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。(建設部)

(ウ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。

また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。(建設部)

(エ) 豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進する。(建設部)

(オ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。(林務部)

(カ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めた基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。(農政部)

(キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。(警察本部)

(ク) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

(ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。

(イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市町村道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかに応急復旧を行うものとする。(地方整備局)
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (ウ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。
- (エ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県、市町村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (オ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

4 緊急通行車両等確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】(危機管理部、警察本部)

- ア 確認事務手続
緊急通行車両等の確認事務は、県(知事)及び県警察(公安委員会)において行う。(資料編参照)
- イ 事前届出車両の取扱い
予防計画第9節による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続は、県及び警察(警察署、検問所等)において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村からの要請に基づき、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。
この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項を、できる限り詳細に連絡する。(危機管理部)
- (イ) 市町村からの要請に基づき、予防計画第9節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野陸運支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。(危機管理部)
- (ウ) 市町村からの要請に基づき、JR各社に対して協力を要請する。(危機管理部)
- (エ) 被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。(危機管理部)
- (オ) 県庁内各部署と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。(総務部)

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかに応急復旧を行うものとする。(地方整備局)
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (ウ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。
- (エ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県、市町村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)

4 緊急通行車両等確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】(危機管理部、警察本部)

- ア 確認事務手続
緊急通行車両等の確認事務は、県(知事)及び県警察(公安委員会)において行う。(資料編参照)
- イ 事前届出車両の取扱い
予防計画第9節による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続は、県及び警察(警察署、検問所等)において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村からの要請に基づき、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。
この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項を、できる限り詳細に連絡する。(危機管理部)
- (イ) 市町村からの要請に基づき、予防計画第9節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野陸運支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。(危機管理部)
- (ウ) 市町村からの要請に基づき、JR各社に対して協力を要請する。(危機管理部)
- (エ) 被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。(危機管理部)
- (オ) 県庁内各部署と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。(総務部)

- (カ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて(公社)長野県トラック協会に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。(危機管理部)
- (キ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づく応援を要請する。(危機管理部)
- (ク) 長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先給油を要請する。(危機管理部、産業労働部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努めるものとする。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)

- (ア) ヘリコプター運航機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)
- (エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
 - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - c 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。
- (ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考

- (カ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて(公社)長野県トラック協会に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。(危機管理部)
- (キ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づく応援を要請する。(危機管理部)
- (ク) 長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先給油を要請する。(危機管理部、産業労働部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努めるものとする。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)

- (ア) ヘリコプター運航機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)
- (エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
 - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - c 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。
- (ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考

慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 予防計画第9節「緊急輸送計画」において各市町村が定める輸送拠点の内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。
指定に当たっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。(危機管理部)
- (イ) 警察署及び市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携するものとする。
- (イ) 被災市町村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。

慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 予防計画第9節「緊急輸送計画」において各市町村が定める輸送拠点の内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。
指定に当たっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。(危機管理部)
- (イ) 警察署及び市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携するものとする。
- (イ) 被災市町村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>(1) 基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。 避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>(1) 基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。 避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	避難指示	市町村長	〃	〃
		水防管理者	水防法第29条	洪水
		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
		警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
		自衛官	自衛隊法第94条	〃
	避難所の開設、受入れ	市町村長		

- (イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

- 「避難準備情報」
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
- 「避難勧告」
その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- 「避難指示」
被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

- (ア) 市町村長の行う措置
- a 避難指示、避難勧告
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。
- なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。
- なお災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。
- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要す

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	避難指示	市町村長	〃	〃
		水防管理者	水防法第29条	洪水
		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
		警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
		自衛官	自衛隊法第94条	〃
	避難所の開設、収容	市町村長		

- (イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

- 「避難準備情報」
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
- 「避難勧告」
その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- 「避難指示」
被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

- (ア) 市町村長の行う措置
- a 避難指示、避難勧告
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。
- なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。
- なお災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。
- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要す

ると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）

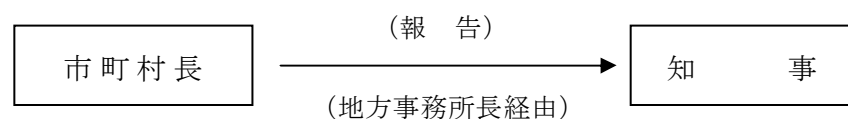
- (d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (f) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

- (a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

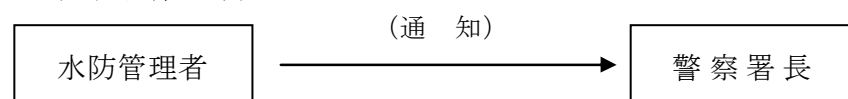
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



ると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）

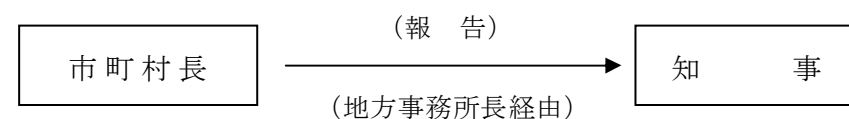
- (d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (f) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

- (a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

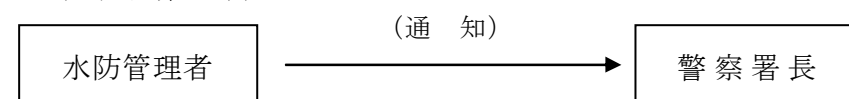
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

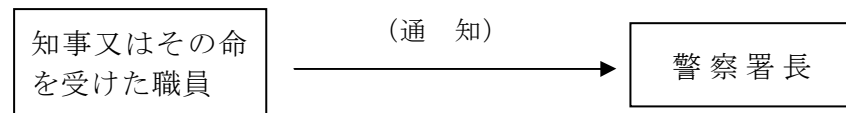
a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



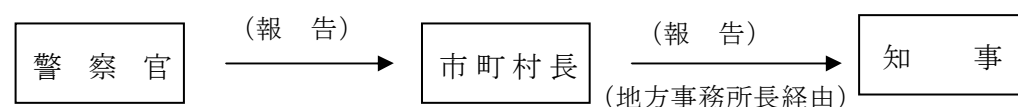
- (ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置
- a 洪水のための指示
水防管理者の指示に同じ
 - b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）
地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



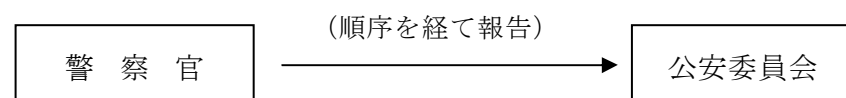
- (エ) 警察官の行う措置
- a 指示
二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。
把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。
さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。
 - (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
 - (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
 - (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
 - (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
 - (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
 - (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
 - (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
 - (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
 - (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）

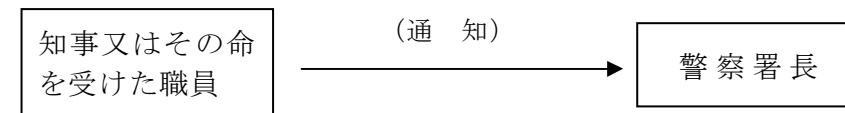


- (b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）



- (オ) 自衛官
a 避難等の措置

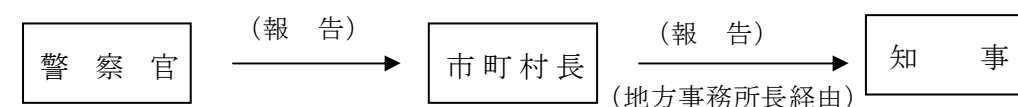
- (ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置
- a 洪水のための指示
水防管理者の指示に同じ
 - b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）
地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



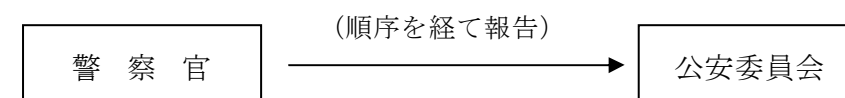
- (エ) 警察官の行う措置
- a 指示
二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。
把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。
さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。
 - (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
 - (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
 - (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
 - (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
 - (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
 - (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
 - (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
 - (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
 - (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）



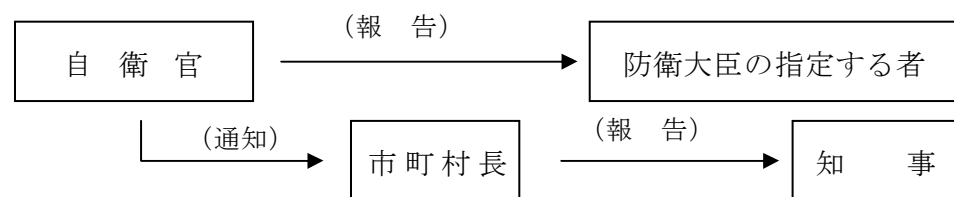
- (b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）



- (オ) 自衛官
a 避難等の措置

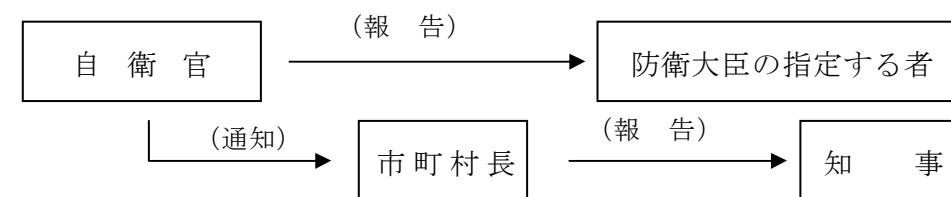
自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場
にいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の
措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場
にいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の
措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ(ア)a(a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとりべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

(ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(オ) 県及び市町村は、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(カ) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、

エ 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ(ア)a(a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとりべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

(ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(オ) 県及び市町村は、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、

自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民

自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民

にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
- g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。
被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
- g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。
被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

- この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。
- (イ) 任意避難地区で避難を要する場合
住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。
この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあつせんに努めるものとする。(危機管理部)
- a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあつせんに努める。
- b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあつせんに努める。
- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
- a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
- c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。
また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

- この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。
- (イ) 任意避難地区で避難を要する場合
住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。
この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあつせんに努めるものとする。(危機管理部)
- a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあつせんに努める。
- b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあつせんに努める。
- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
- a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
- c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。
また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべ

- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべ

き場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。

き場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を

- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅などを把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供しよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関など

提供するものとする。

- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅などを把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供しよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、

の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 飲料水の調達 <ol style="list-style-type: none"> 基本方針 飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。 被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。 実施計画 <p>ア【県が実施する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。(環境部) (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。(環境部) (ウ) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地方事務所のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部) (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部) <p>イ【水道事業者等が実施する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県企業局が実施する対策 <ul style="list-style-type: none"> a 「安心の蛇口」について、飲料水の調達が可能か確認する。 b 「川中島の水」について、備蓄場所及び本数の確認を行う。 c 浄水場の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。 d 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。 (イ) 市町村が実施する対策 	<p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 飲料水の調達 <ol style="list-style-type: none"> 基本方針 飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。 被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。 実施計画 <p>ア【県が実施する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。(環境部) (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。(環境部) (ウ) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地方事務所のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部) (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部) <p>イ【水道事業者等が実施する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県企業局が実施する対策 <ul style="list-style-type: none"> a 浄水場の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。 b 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。 (イ) 市町村が実施する対策

- a 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。
- b プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行うものとする。
- c 被災市町村で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。
- (ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等に要請を行う。

イ【水道事業者等が実施する対策】

- (ア) 県企業局が実施する対策
 - a 「安心の蛇口」について点検を行い、応急給水栓（10口）により給水作業を行う。
 - b 「川中島の水」について、市町村が設置した飲料水供給場所への供給及び配布を行う。
 - c 断水地域の把握を行う。
 - d 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。
- (イ) 市町村が実施する対策
 - a 断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。
 - b 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
 - c 給水用具の確保を行うものとする。
 - d 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。
 - e 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
 - f 被災の状況により、当該市町村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。
 - g 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
 - h 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

- a 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。
- b プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行うものとする。
- c 被災市町村で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。
- (ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等に要請を行う。

イ【水道事業者等が実施する対策】

- (ア) 県企業局が実施する対策
 - a ~~水道施設の点検を実施し、飲料水供給場所の確保を行い、給水作業を行う。~~
 - b ~~断水地域の把握を行う。~~
 - c ~~市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。~~
- (イ) 市町村が実施する対策
 - a 断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。
 - b 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
 - c 給水用具の確保を行うものとする。
 - d 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。
 - e 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
 - f 被災の状況により、当該市町村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。
 - g 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
 - h 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 基本方針 災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。 また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。 このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（健康福祉部） (ア) 被災者の健康管理のため、市町村と連携して現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。 (イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ精神科医師等の専門職員から成る心のケアチームを派遣するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国に対して心のケアチームの派遣を要請する。 (ウ) <u>市町村と連携して</u>要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。 (エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。 a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。 b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。 c 給与食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。 d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。 e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。 f 被災食品の措置をとる。</p>	<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 基本方針 災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。 また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。 このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（健康福祉部） (ア) 被災者の健康管理のため、市町村と連携して衛生班による現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。 (イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ精神科医師等の専門職員から成る心のケアチームを派遣するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国に対して心のケアチームの派遣を要請する。 (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。 (エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。 a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。 b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。 c 給与食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。 d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。 e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。 f 被災食品の措置をとる。</p>

g 食品関係営業施設における被害食品の状況を調査し、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。
- (ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動を速やかに推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努めるものとする。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努めるものとする。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておくものとする。

エ【住民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
- (イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
- (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。
- (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。
- (エ) 実状に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後、直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な

g 食品関係営業施設における被害食品の状況を調査し、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。
- ~~(ウ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動を速やかに推進するものとする。~~

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努めるものとする。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努めるものとする。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておくものとする。

エ【住民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
- (イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
- (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。
- (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。
- (エ) 実状に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後、直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な

指導に当たる。

- (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。
なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置をとる場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。
- (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。
なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告額を審査した後国へ提出する。
- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応するものとする。
- (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図るものとする。
- (ウ) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。
- (エ) 感染症の発生を未然に防止するため、管轄保健所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じるものとする。
また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図るものとする。
- (オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。
- (カ) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。
- (キ) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、管轄保健所を経由して県へ報告するものとする。
- (ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。
- (ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。
なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類

指導に当たる。

- (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。
なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置をとる場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。
- (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。
なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告額を審査した後国へ提出する。
- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応するものとする。
- (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図るものとする。
- (ウ) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。
- (エ) 感染症の発生を未然に防止するため、管轄保健所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じるものとする。
また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図るものとする。
- (オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。
- (カ) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。
- (キ) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、管轄保健所を経由して県へ報告するものとする。
- (ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。
- (ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。
なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類

を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

市町村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、市町村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

市町村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、市町村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第18節 遺体の搜索及び対策等の活動</p> <p>第1 基本方針 災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市町村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。 また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。 さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。</p> <p>第2 主な活動 関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な<u>遺体対策</u>を施す。</p> <p>第3 活動の内容 遺体の搜索及び対応</p> <p>1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の搜索は、市町村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。 ○ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な<u>対応</u>を行う。 ○ 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。 ○ 検視場所、遺体死体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。 <p>2 実施計画 ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 被害が広範囲にわたり、遺体の搜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。 (イ) 市町村長から<u>遺体運搬車</u>の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに(公社)長野県トラック協会長に応援要請をする。 (ウ) 市町村長から、<u>棺及び火葬場の不足等遺体対策</u>に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、「<u>長野県広域火葬計画</u>」に基づき、他の市町村との連絡調整、他都道府県等への応援要請を行う。 (エ) 市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき応援を要請する。 (オ) 遺体の搜索、輸送、収容等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 遺体の搜索及び処置等の活動</p> <p>第1 基本方針 災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市町村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。 また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。 さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。</p> <p>第2 主な活動 関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な<u>処置</u>を施す。</p> <p>第3 活動の内容 遺体の搜索及び処置</p> <p>1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の搜索は、市町村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。 ○ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な<u>処置</u>を行う。 ○ 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。 ○ 検視場所、遺体死体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。 <p>2 実施計画 ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 被害が広範囲にわたり、遺体の搜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。 (イ) 市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。 (ウ) 市町村長から<u>死体運搬車</u>の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに(公社)長野県トラック協会長に応援要請をする。 (エ) 市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき応援を要請する。 (オ) 遺体の搜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。</p>

- (カ) 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
 - a 市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。
 - b 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
 - c 医療機関との連携、検案医師・歯科医師等との協力体制を確保する。
 - d 葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
 - e 検視に使用する装備資器材の整備を行う。
 - f 多数死体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。
- (キ) 検視実施要領を以下のとおりとする。
 - a 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様、適正な遺体観察を行う。
 - b 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れが判る死体発見表を貼付する。
 - c 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは速やかに引き渡す。
 - d すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- (ク) 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。
 - a 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
 - b 本籍地の不明な遺体は、死体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。
 - c 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- (ケ) 外国籍県民等の遺体の措置については以下のとおりとする。
 - a 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、死体取扱規則第4条第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報すること。
 - b 遺体の引き渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容するものとする。
 なお、場所については予め選定しておくことが望ましい。
 また、収容に必要な機材を確保するものとする。
- (ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めるものとする。
- (エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行うものとする。
- (オ) 外国籍県民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議するものとする。
- (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行うものとする。
- (キ) 遺体運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行うものとする。

- (カ) 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
 - a 市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。
 - b 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
 - c 医療機関との連携、検案医師・歯科医師等との協力体制を確保する。
 - d 葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
 - e 検視に使用する装備資器材の整備を行う。
 - f 多数死体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。
- (キ) 検視実施要領を以下のとおりとする。
 - a 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様、適正な遺体観察を行う。
 - b 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れが判る死体発見表を貼付する。
 - c 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは速やかに引き渡す。
 - d すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- (ク) 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。
 - a 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
 - b 本籍地の不明な遺体は、死体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。
 - c 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- (ケ) 外国籍県民等の遺体の措置については以下のとおりとする。
 - a 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、死体取扱規則第4条第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報すること。
 - b 遺体の引き渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容するものとする。
 なお、場所については予め選定しておくことが望ましい。
 また、収容に必要な機材を確保するものとする。
- (ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めるものとする。
- (エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行うものとする。
- (オ) 外国籍県民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議するものとする。
- (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行うものとする。
- (キ) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>(1) 基本方針 災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。 したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県が実施する対策】（警察本部）</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り (イ) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り (ウ) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処理事犯の取締り (エ) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り (オ) 広報啓発活動の推進 (カ) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施 <p>2 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(1) 基本方針 災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。 このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（県民文化部）</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等を防ぐため、価格需給動向について調査、監視を行う。 (イ) 調査結果を基に関係機関で対応を協議し輸送ルート確保等在庫不足等の早期解消に向け必要な措置を講じる。 (ウ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。 	<p style="text-align: center;">第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>(1) 基本方針 災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。 したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県が実施する対策】（警察本部）</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り (イ) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り (ウ) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処理事犯の取締り (エ) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り (オ) 広報啓発活動の推進 (カ) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施 <p>2 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(1) 基本方針 災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。 このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（県民文化部）</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等を防ぐため、生活必需品等価格需給動向について調査、監視を行う。 (イ) 調査結果を基に関係機関で対応を協議し輸送ルート確保等在庫不足等の早期解消に向け必要な措置を講じる。 (ウ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

- (エ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品等の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (オ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (オ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

ウ【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

エ【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

- (エ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (オ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (オ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

ウ【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

エ【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第22節 電気施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早期復旧による迅速な供給再開 ○ 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進するものとする。 <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応急復旧体制の確立</p> <p>(1) 基本方針 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。</p> <p>(2) 実施計画 【関係機関が実施する対策】 ア 電力会社が実施する対策 (ア) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。 (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。 (ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。</p> <p>イ 県企業局が実施する対策 (ア) 計画に基づいて職員を招集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。 (イ) 供給先の電力会社と連携し、復旧体制を確立する。</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(1) 基本方針 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(建設部) 電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。</p>	<p style="text-align: center;">第22節 電気施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早期復旧による迅速な供給再開 ○ 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進するものとする。 <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応急復旧体制の確立</p> <p>(1) 基本方針 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。</p> <p>(2) 実施計画 【関係機関が実施する対策】 ア 電力会社が実施する対策 (ア) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。 (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。 (ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。</p> <p>イ 県企業局が実施する対策 (ア) 計画に基づいて職員を招集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。 (イ) 供給先の中部電力と連携し、復旧体制を確立する。</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(1) 基本方針 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(建設部) 電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。</p>

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 電力会社が実施する対策

- a 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。
 - b 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。
 - c 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
 - d 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。
- また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行うものとする。
- e 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給するものとする。

(イ) 県企業局が実施する対策

工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置をとり、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握し、市町村へ情報提供を行う。
- (イ) 電力各社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

電力会社からの要請に基づき、市町村の有線放送、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(電力会社)

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。
 - a 停電による社会不安除去に関する事項
 - (a) 停電の区域
 - (b) 復旧の見通し
 - b 感電等の事故防止に関する事項
 - (a) 垂れ下がった電線に触れないこと
 - (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
 - c 送電再開時の火災予防に関する事項
 - (a) 電熱器具等の開放確認
 - (b) ガスの漏洩確認
- (イ) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市町村の有線放送、防災

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 電力会社が実施する対策

- a 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。
 - b 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。
 - c 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
 - d 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。
- また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行うものとする。
- e 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給するものとする。

(イ) 県企業局が実施する対策

工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置をとり、送電再開に際しては、中部電力と密接な連絡をとりながら行う。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握し、市町村へ情報提供を行う。
- (イ) 電力各社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

電力会社からの要請に基づき、市町村の有線放送、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(電力会社)

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。
 - a 停電による社会不安除去に関する事項
 - (a) 停電の区域
 - (b) 復旧の見通し
 - b 感電等の事故防止に関する事項
 - (a) 垂れ下がった電線に触れないこと
 - (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
 - c 送電再開時の火災予防に関する事項
 - (a) 電熱器具等の開放確認
 - (b) ガスの漏洩確認
- (イ) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市町村の有線放送、防災

行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。 また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。</p> <p>第2 主な活動 応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。 なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する対策】(環境部、建設部) 被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。 また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。</p> <p>ア 環境部が実施する対策 (ア) 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。 (イ) 被災状況の把握を行う。 (ウ) 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。</p> <p>イ 建設部が実施する対策 水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧活動については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。</p> <p>(2)【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>ア 県企業局が実施する対策 (ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。 (イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者へ災害時応急措置協定により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。 (ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管からの取り出しを認める。</p> <p>イ 市町村が実施する対策</p>	<p style="text-align: center;">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。 また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。</p> <p>第2 主な活動 応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。 なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する対策】(環境部、建設部) 被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。 また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。</p> <p>ア 環境部が実施する対策 (ア) 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。 (イ) 被災状況の把握を行う。 (ウ) 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。</p> <p>イ 建設部が実施する対策 水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧活動については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。</p> <p>(2)【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>ア 県企業局が実施する対策 (ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。 (イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者等に協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。 (ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管からの取り出しを認める。</p> <p>イ 市町村が実施する対策</p>

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。
- (イ) 復旧体制の確立を行うものとする。
- (ウ) 被災の状況により応援要請を行うものとする。
- (エ) 住民への広報活動を行うものとする。
- (オ) 指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。
- (イ) 復旧体制の確立を行うものとする。
- (ウ) 被災の状況により応援要請を行うものとする。
- (エ) 住民への広報活動を行うものとする。
- (オ) 指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第1 基本方針 市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。 このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。 このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する対策】 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。</p> <p>2 応急対策の実施体制</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する対策】 ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。 イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第1 基本方針 市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 また下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。 このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期に七かもの確に把握する必要がある。 このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する対策】 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。</p> <p>2 応急対策の実施体制</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する対策】 ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。 イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとるものとする。</p>

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、県及び市町村は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努めるものとする。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせるものとする。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努めるものとする。
- b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行うものとする。
- c 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。県及び市町村は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努めるものとする。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせるものとする。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努めるものとする。
- b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行うものとする。
- c 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第28節 災害広報活動</p> <p>第1 基本方針 誤った情報等による社会的混乱を防止し、県民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 主な活動 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 基本方針 県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供するものとする。 また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部） 県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。 (ア) 広報資料の収集 広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 (イ) 広報活動 災害情報共有システム（Lアラート）の活用や放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。 a 災害の状況に関する情報 b 応急対策に関する情報 c 冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報 d 二次災害の予防に関する情報 e 医療機関等の生活関連情報 f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報 g 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報 h 犯罪防止に関する情報 i それぞれの機関が講じている施策に関する情報 j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</p>	<p style="text-align: center;">第28節 災害広報活動</p> <p>第1 基本方針 誤った情報等による社会的混乱を防止し、県民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 主な活動 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 基本方針 県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供するものとする。 また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部） 県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。 (ア) 広報資料の収集 広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 (イ) 広報活動 放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。 a 災害の状況に関する情報 b 応急対策に関する情報 c 冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報 d 二次災害の予防に関する情報 e 医療機関等の生活関連情報 f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報 g 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報 h 犯罪防止に関する情報 i それぞれの機関が講じている施策に関する情報 j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 k その他必要と認められる情報</p>

- k その他必要と認められる情報
- (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により情報発信担当が行う。
また、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行う。
- (エ) 中央官庁その他関係機関への広報
中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。
- (オ) 災害記録の作成
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

イ【市町村が実施する対策】

広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

ウ【放送事業者が実施する対策】

(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

- (ア) 法令に基づく放送送出
災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。
なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。
法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。
- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部
- (イ) 臨時ニュース等の送出
放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ【報道機関が実施する対策】

- (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により情報発信担当が行う。
また、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行う。
- (エ) 中央官庁その他関係機関への広報
中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。
- (オ) 災害記録の作成
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

イ【市町村が実施する対策】

広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

ウ【放送事業者が実施する対策】

(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

- (ア) 法令に基づく放送送出
災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。
なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。
法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。
- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部
- (イ) 臨時ニュース等の送出
放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍県民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍県民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

オ【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、関係市町村及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市町村の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

オ【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、関係市町村及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市町村の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第1 基本方針 風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第2 主な活動 被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）</p> <p>(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p><u>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>イ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。</p> <p>(ウ) <u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u></p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第1 基本方針 風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第2 主な活動 被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）</p> <p>(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。</p> <p>(ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p>

る。

(エ)情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。(建設部、農政部、林務部)
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。(建設部)
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。
- (イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置をとるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。
- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧

る。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。(建設部、農政部、林務部)
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。(建設部)
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。
- (イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置をとるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。
- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧

告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査する。
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供する。
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施する。
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の措置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。
- (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に

告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。（建設部）
- (オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 必要に応じて避難勧告等の措置をとるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。
- (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に

従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第1 基本方針 風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。 被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針 道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。(林務部)</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。 (建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。 (建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 (建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p>	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第1 基本方針 風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。 被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針 道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。(林務部)</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。 (建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。 (建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 (建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p>

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第8節 消防・水防活動参照）
- (イ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第8節 消防・水防活動参照）
- (イ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険

区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。
- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。
- (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。
- (イ) 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。
- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一部使用停止を命ずる。
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に

区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。
- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。
- (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。
- (イ) 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。
- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一部使用停止を命ずる。
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に

対して指導徹底を図る。(産業労働部)

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】(産業労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。

a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。

b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。

c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとるものとする。

f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。

h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料編参照)に応援要請するものとする。

(イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。

a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。

b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。

c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料編参照)に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

対して指導徹底を図る。(産業労働部)

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】(産業労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。

a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。

b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。

c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとるものとする。

f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。

h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料編参照)に応援要請するものとする。

(イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。

a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。

b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。

c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料編参照)に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。

イ【（一社）長野県LPガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置をとるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

（ア） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

- a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

（イ） 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

（ウ） 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア） 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

（イ） 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

（ア） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

（イ） 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

（ウ） 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

- a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。
- b 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。

イ【（一社）長野県LPガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置をとるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

（ア） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

- a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

（イ） 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

（ウ） 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

（ア） 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

（イ） 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

（ア） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

（イ） 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

（ウ） 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

- a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。
- b 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生

を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

エ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

オ【ダム管理者が実施する対策】

- (ア) 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施するものとする。
- (イ) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。
- (ウ) この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行うものとする。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】(林務部)

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じるものとする。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

エ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

オ【ダム管理者が実施する対策】

- (ア) 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施するものとする。
- (イ) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。
- (ウ) この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行うものとする。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】(林務部)

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じるものとする。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。
- (オ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。
- (イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 基本方針 被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。 また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。 (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業改良普及センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p>(ウ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。 (エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。 (オ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。 (イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習</p>	<p style="text-align: center;">第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 基本方針 被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。 また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。 (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業改良普及センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。 (ウ) 農作物の病害虫防除が広域にわたり必要となる場合は、航空機防除等の実施体制の調整を行うこととし、市町村からの申し出に基づき、長野県植物防疫協会農林航空部会が調整する。 また、必要に応じ、長野県農薬卸商業協同組合等を通じ防除農薬を確保する。 (エ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。 (オ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。 (カ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。 (イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習</p>

会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

(ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 作目別の主な応急対策

a 水稲

(a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行うものとする。

(b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除くものとする。

(c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行うものとする。

b 果樹

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行うものとする。

(b) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努めるものとする。

(c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

(d) 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流すものとする。

(e) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

c 野菜及び花き

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図るものとする。

(b) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

(c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

(d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行うものとする。

d 畜産

(a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行うものとする。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

(b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努めるものとする。

e 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(林務部)

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、

会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

(ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 作目別の主な応急対策

a 水稲

(a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行うものとする。

(b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除くものとする。

(c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行うものとする。

b 果樹

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行うものとする。

(b) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努めるものとする。

(c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

(d) 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流すものとする。

(e) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

c 野菜及び花き

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図るものとする。

(b) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

(c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

(d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行うものとする。

d 畜産

(a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行うものとする。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

(b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努めるものとする。

e 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(林務部)

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、

技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (イ) 市町村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (イ) 市町村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針 学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（総務部、県民文化部、教育委員会） (ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 a 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。 b 児童生徒等が在校中の場合の措置 (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。 また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。 c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。</p>	<p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針 学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会） (ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 a 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。 b 児童生徒等が在校中の場合の措置 (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。 また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。 c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。</p>

(c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復すよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復すよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。

(b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

(ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

a 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続をとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。

(b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

(ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

a 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続をとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。

b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア)【県が実施する対策】(教育委員会)

必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村(教育委員会)が実施する対策】

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア)【県が実施する対策】(教育委員会)

必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村(教育委員会)が実施する対策】

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第39節 NPO・NGO等との連携</p> <p>第1 基本方針 <u>大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待される</u> <u>ところである。</u> <u>そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>第2 主な活動 1 <u>災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。</u> 2 <u>国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。</u></p> <p>第3 活動の内容 1 民間団体からの支援の結集と活用 (1) 基本方針 <u>民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(危機管理部) <u>(ア) 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。</u> <u>(イ) 官民協働による円滑な被災地支援が行えるよう、長野県社会福祉協議会、NPO・NGO等及び防災関係機関との調整を行う。</u></p> <p>イ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】 <u>(ア) 被災地のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。</u> <u>(イ) 支援活動に必要な情報共有の環境を整備し、支援者間の連絡調整を図る。</u> <u>(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。</u></p> <p>ウ【その他NPO・NGO等が実施する対策】 <u>(ア) 被災地支援に際しては、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">～新規～</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第40節 義援物資及び義援金の受入れ体制</p> <p>第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合には、県、市町村は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 1【義援物資】（危機管理部） (1) 県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。 (2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。 なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。 (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。</p> <p>2【義援金】（危機管理部、会計局） (1) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。 なお、県が募集する義援金の取扱いについては災害義援金募集要綱等により定めるものとする。 (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。</p> <p>第3 活動の内容 1 義援物資及び義援金の募集等 (1) 基本方針 義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県、市町村及び関係機関が実施する対策】 （ア）【義援物資】 a 県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知するものとする。 b 県、市町村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3-9節 義援物資及び義援金の受入れ体制</p> <p>第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合には、県、市町村は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 1【義援物資】（危機管理部） (1) 県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。 (2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。 なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。 (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。</p> <p>2【義援金】（危機管理部、会計局） (1) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。 なお、県が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定めるものとする。 (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。</p> <p>第3 活動の内容 1 義援物資及び義援金の募集等 (1) 基本方針 義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県、市町村及び関係機関が実施する対策】 （ア）【義援物資】 a 県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知するものとする。 b 県、市町村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示する</p>

c 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請するものとする。

(イ)【義援金】

a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

b 県が実施する義援金は、次の区分による。

(a) 委員会に寄託し配分する義援金

(b) 被災地へ直接送金する義援金(被災地が特定される場合)

イ【住民、企業等が実施する対策】

(ア)【義援物資】

a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮するものとする。

b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分（危機管理部）

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

イ【義援金】

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

3 委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（資料編参照）の定めるところによる。

など配慮した方法について周知するものとする。

c 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請するものとする。

(イ)【義援金】

a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

b 県が実施する義援金は、次の区分による。

(a) 委員会に寄託し配分する義援金

(b) 被災地へ直接送金する義援金(被災地が特定される場合)

イ【住民、企業等が実施する対策】

(ア)【義援物資】

a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮するものとする。

b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分（危機管理部）

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

イ【義援金】

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

3 委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（資料編参照）の定めるところによる。

新	旧
<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第1 基本方針 被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し<u>再度</u>災害防止の観点から、<u>可能な限り</u>改良復旧を行う。 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。 3 被災市町村からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (1) 基本方針 民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。 (2) 実施計画 ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】 (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。 特に、<u>三次救急医療機関等</u>の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。 (イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。 (ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。 (エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。 (オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。 (カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。 (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。 (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。 (ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。 (コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に</p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第1 基本方針 被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点から<u>の</u>改良復旧を行う。 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。 3 被災市町村からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (1) 基本方針 民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。 (2) 実施計画 ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】 (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。 (イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。 (ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。 (エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。 (オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。 (カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。 (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。 (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。 (ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。 (コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に</p>

努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

(ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。

(イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意するものとする。

a 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

b 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努めるものとする。

c 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとるものとする。

(イ) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

(イ) 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」

努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

(ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。

(イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意するものとする。

a 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

b 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努めるものとする。

c 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとるものとする。

(イ) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

(イ) 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」

に基づき、職員を派遣するものとする。

に基づき、職員を派遣するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第3節 計画的な復興</p> <p>第1 基本方針 大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 基本方針 被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。 計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。 また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。<u>併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。</u> なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】 被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市町村における復興計画を作成するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 計画的な復興</p> <p>第1 基本方針 大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 基本方針 被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。 計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。 また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。</p> <p>なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】 被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市町村における復興計画を作成するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。</p>

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めるものとする。

(イ) 防災まちづくりにあたっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とするものとする。

- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施するものとする。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）及び災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行うものとする。
- e 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行うものとする。
- f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(エ) 建築物等の解体当による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとするものとする。

(オ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものと

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めるものとする。

(イ) 防災まちづくりにあたっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とするものとする。

- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施するものとする。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行うものとする。
- e 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行うものとする。
- f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(エ) 建築物等の解体当による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとするものとする。

(オ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものと

する。

イ【関係機関が実施する計画】

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

県、市町村及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 国の復興基本方針に即して、復興のための施策に関する方針を定める。
- (イ) 特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- (ウ) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、国に対し、職員の派遣を要請する。また市町村から要請があった場合は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (イ) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

する。

イ【関係機関が実施する計画】

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

県、市町村及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 国の復興基本方針に即して、復興のための施策に関する方針を定める。
- (イ) 特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- (ウ) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、国に対し、職員の派遣を要請する。また市町村から要請があった場合は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (イ) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針 被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。 また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置をとる。 さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 災害復興住宅建設等補助金（建設部） 住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。 (イ) 災害公営住宅（建設部） 被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の</p>	<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針 被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。 また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置をとる。 さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 災害復興住宅建設等補助金（建設部） 住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。 (イ) 災害公営住宅（建設部） 被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の</p>

住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を
目途に災害公営住宅を建設する。

- (ウ) 既存県営住宅の再建（建設部）
既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再
建する。
- (エ) 県営住宅への優先入居（建設部）
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、
県営住宅への優先入居の措置をとる。
- (オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）
被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった
場合は支援を行う。
調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した
場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するもの
とする。

(カ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模
と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当
該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、
調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害復興住宅建設等補助金
住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災
証明書の発行を行うものとする。
- (イ) 災害公営住宅
被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の
住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を
目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。
- (ウ) 既存市町村営住宅の再建
既存市町村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に
応じ再建するものとする。
- (エ) 市町村営住宅への優先入居
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、
市町村営住宅への優先入居の措置をとるものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市
町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービス
を提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再
建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 地方事務所長は、本章第2節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部
長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。
なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な
手続を行う。

住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を
目途に災害公営住宅を建設する。

- (ウ) 既存県営住宅の再建（建設部）
既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再
建する。
- (エ) 県営住宅への優先入居（建設部）
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、
県営住宅への優先入居の措置をとる。
- (オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）
被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった
場合は支援を行う。
調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した
場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するもの
とする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害復興住宅建設等補助金
住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災
証明書の発行を行うものとする。
- (イ) 災害公営住宅
被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の
住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を
目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。
- (ウ) 既存市町村営住宅の再建
既存市町村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に
応じ再建するものとする。
- (エ) 市町村営住宅への優先入居
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、
市町村営住宅への優先入居の措置をとるものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市
町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービス
を提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再
建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 地方事務所長は、本章第2節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部
長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。
なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な
手続を行う。

- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。
- (エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。
- (イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地方事務所長へ報告するものとする。
- (ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行するものとする。
- (エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行うものとする。
- (オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。
- (カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

ウ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行うものとする。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行うものとする。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとるものとする。

イ【県（健康福祉部）・市町村が実施する対策】

県及び市町村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとるものとする。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。
- (エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。
- (イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地方事務所長へ報告するものとする。
- (ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行するものとする。
- (エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行うものとする。
- (オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。
- (カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

ウ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行うものとする。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行うものとする。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとるものとする。

イ【県（健康福祉部）・市町村が実施する対策】

県及び市町村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとるものとする。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

- (ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置をとる。

イ【長野労働局が実施する対策】

- (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行うものとする。
- (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。
- (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設するものとする。
- (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとるものとする。
- (オ) 労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行うものとする。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害等を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

(ウ) 災害見舞金の交付

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

- (ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置をとる。

イ【長野労働局が実施する対策】

- (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行うものとする。
- (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。
- (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設するものとする。
- (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとるものとする。
- (オ) 労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行うものとする。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害等を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

(ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
市町村は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行うものとする。
- (イ) 災害援護資金の貸付
市町村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うものとする。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

- 関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。
- ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。
- ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。
- エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

8 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置をとる。

- (ア) 期限の延長
次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。
 - a 災害救助法が適用される災害
知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。
 - b その他の災害
知事又は地方事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。
- (イ) 徴収猶予

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
市町村は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行うものとする。
- (イ) 災害援護資金の貸付
市町村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うものとする。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

- 関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。
- ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。
- ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。
- エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

8 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置をとる。

- (ア) 期限の延長
次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。
 - a 災害救助法が適用される災害
知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。
 - b その他の災害
知事又は地方事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。
- (イ) 徴収猶予

知事又は地方事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は地方事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

イ【市町村が実施する対策】

地方税法又は市町村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。
- (イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置をとるものとする。

10 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

知事又は地方事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は地方事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

イ【市町村が実施する対策】

地方税法又は市町村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。
- (イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置をとるものとする。

10 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

【市町村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部、総務部)

- (ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地方事務所長に命じて被災者相談所(以下「相談所」という。)を設置する。
- (イ) 相談所の所長は地方事務所長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地方事務所長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。
- (ウ) 相談所は、原則として地方事務所に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。
- (エ) 地方事務所長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるよう努める。
- (オ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行う。
- (カ) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村長は必要に応じ市町村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。
- (イ) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行うものとする。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。
- (イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

【市町村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部、総務部)

- (ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地方事務所長に命じて被災者相談所(以下「相談所」という。)を設置する。
- (イ) 相談所の所長は地方事務所長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地方事務所長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。
- (ウ) 相談所は、原則として地方事務所に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。
- (エ) 地方事務所長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるよう努める。
- (オ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行う。
- (カ) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村長は必要に応じ市町村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。
- (イ) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行うものとする。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。
- (イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p>3 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。</p> <p>4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 <u>長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」を基本とし、基本目標である</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 人命の保護が最大限図られること</u> <u>2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること</u> <u>3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること</u> <u>4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること</u> <u>5 流通・経済活動が停滞しないこと</u> <u>6 二次的な被害を発生させないこと</u> <u>7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることを</u> <p><u>を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p>3 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。</p>

新	旧																
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 県 県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>2 市町村 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関等 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 長野県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県</td> <td>(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町村</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 県 県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>2 市町村 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関等 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 長野県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県</td> <td>(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町村</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																

市町村	<p>(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関する こと。</p> <p>(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。</p> <p>(4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に 関すること。</p> <p>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</p> <p>(6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。</p> <p>(7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関す ること。</p> <p>(8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。</p> <p>(9) その他地震防災に関すること。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市町村	<p>(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関する こと。</p> <p>(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。</p> <p>(4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に 関すること。</p> <p>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</p> <p>(6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。</p> <p>(7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関す ること。</p> <p>(8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。</p> <p>(9) その他地震防災に関すること。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関するこ と。</p> <p>イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。</p> <p>ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するこ と。</p> <p>エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する こと。</p>
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	<p>ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。</p> <p>イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。</p>
(3) 関東信越厚生局	<p>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること</p> <p>イ 関係機関との連絡調整に関すること</p>
(4) 関東農政局 (長野支局)	<p>ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。</p> <p>イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。</p> <p>ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための 指導に関すること。</p> <p>エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並 びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。</p>
(5) 中部森林管理局	<p>ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化 に関すること。</p> <p>イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する こと。</p> <p>ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。</p>
(6) 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保 に関すること。</p> <p>イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</p>
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保 安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関 すること。</p> <p>イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
(9) 中部近畿産業保 安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸 局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並び に船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関するこ と。</p> <p>イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。</p> <p>ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するこ と。</p> <p>エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する こと。</p>
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	<p>ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。</p> <p>イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。</p>
(3) 関東信越厚生局	<p>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること</p> <p>イ 関係機関との連絡調整に関すること</p>
(4) 関東農政局 (長野地域センタ ー)	<p>ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。</p> <p>イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。</p> <p>ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための 指導に関すること。</p> <p>エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並 びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。</p>
(5) 中部森林管理局	<p>ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化 に関すること。</p> <p>イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する こと。</p> <p>ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。</p>
(6) 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保 に関すること。</p> <p>イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</p>
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保 安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関 すること。</p> <p>イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
(9) 中部近畿産業保 安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸 局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並び に船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。

(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
(12) 東京管区気象 台(長野地方気象 台)	ア 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関する事 イ 地震防災知識の普及に関する事 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する事
(13) 信越総合通信 局	ア 災害時における通信・放送の確保に関する事 イ 非常通信に関する事 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関する事
(14) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する事 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事
(15) 関東地方整備 局、北陸地方整備 局、中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な 応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事 (2) 災害時における応急復旧活動に関する事

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) 信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別 事務取扱い及び援護対策等に関する事 イ 災害時における窓口業務の確保に関する事
(2) J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日 本旅客鉄道(株)(金沢支社))

(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保する ために必要な措置に関する事 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
(12) 東京管区気象 台(長野地方気象 台)	ア 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関する事 イ 地震防災知識の普及に関する事 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する事
(13) 信越総合通信 局	ア 災害時における通信・放送の確保に関する事 イ 非常通信に関する事 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する 事 エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事
(14) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する 事 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関するこ と
(15) 関東地方整備 局、北陸地方整備 局、中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の 制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な 応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に 関する事 (2) 災害時における応急復旧活動に関する事

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(2) 日本郵便(株) 信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別 事務取扱い及び援護対策等に関する事 イ 災害時における窓口業務の確保に関する事
(2) J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日 本旅客鉄道(株)(金沢支社))

	ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	地震情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株) (長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
(10) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
(12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。

	ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	地震情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株) (長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
(10) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
(12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。